

# **第8次一般廃棄物処理基本計画（案）**

令和8年3月

**泉北環境整備施設組合**



# 目 次

<b>第1章 一般廃棄物処理基本計画</b> .....	1
<b>第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨</b> .....	1
1. 計画策定の背景 .....	1
2. 計画の位置づけ及び諸計画との関係 .....	3
3. 計画範囲・期間・構成 .....	4
(1) 計画範囲 .....	4
(2) 計画期間 .....	4
(3) 計画の構成 .....	4
<b>第2章 ごみ処理基本計画</b> .....	5
<b>第1節 ごみ処理事業の概況</b> .....	5
1. 現状ごみ処理 .....	5
(1) 現状ごみ処理システムフロー .....	5
(2) ごみ減量化・資源化システム .....	7
(3) ごみ分別排出・収集・運搬システム .....	12
(4) 中間処理システム .....	14
(5) 最終処分システム .....	15
2. ごみ処理の実績 .....	16
(1) 総排出ごみ量の実績 .....	16
(2) 搬入ごみの実績 .....	17
(3) 中間処理の実績 .....	19
(4) 最終処分実績 .....	23
(5) 再生利用の実績 .....	23
3. ごみ処理行政の動向 .....	25
(1) 循環型社会形成に係る法体系 .....	25
(2) 国・大阪府の減量化目標等 .....	26
(3) 国の廃棄物処理施設整備の動向 .....	27
(4) ごみ処理広域化の動向 .....	29
4. ごみ処理の評価 .....	31
(1) 前計画の減量化目標達成状況 .....	31
(2) 本組合における施策実施の状況 .....	32
(3) ごみ処理実績の評価 .....	33

5. ごみ処理の課題	34
(1) ごみ処理について	34
(2) ごみ減量化・資源化について	34
(3) ごみ分別排出、収集・運搬について	36
(4) 中間処理について	39
(5) 最終処分について	39
(6) その他について	40
<b>第2節 ごみ処理の基本方針</b>	<b>43</b>
1. 計画の基本的な考え方	43
2. 基本理念	44
3. ごみ処理の基本的な方向性	45
4. ごみ排出の数値目標	47
(1) 目標設定の考え方	47
(2) ごみ減量化目標の設定	47
<b>第3節 計画収集人口・ごみ量の将来予測</b>	<b>48</b>
1. 計画収集人口の将来予測	48
2. 現状推移によるごみ量の将来予測	49
(1) 家庭系総排出ごみの将来予測	49
(2) 事業系ごみの将来予測	50
(3) 現状推移による総排出ごみ量及び処理量の将来予測	51
3. 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ量の将来予測	53
(1) ごみ減量化目標を達成した場合の総排出ごみ量及び処理量の将来予測	53
(2) 国及び大阪府の目標値達成状況	55
<b>第4節 ごみ処理の基本施策</b>	<b>56</b>
1. ごみの発生・排出抑制、分別排出のための施策	56
(1) 啓発活動、環境教育による意識改革の推進	56
(2) ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進	58
2. ごみの適正処理のための施策	63
(1) ごみ処理体系	63
(2) 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬	65
(3) 施設整備、適正管理の遵守	66
(4) 緊急時のごみ処理対策	67

3. 計画の推進、進行管理のための施策	70
(1) 計画推進体制の強化	70
(2) 進捗状況管理の確立	74
<b>第3章 生活排水処理基本計画</b>	<b>76</b>
<b>第1節 生活排水処理事業の概況</b>	<b>76</b>
1. 現状生活排水処理	76
(1) 現状生活排水処理フロー	76
(2) 生活排水処理	77
(3) し尿・浄化槽汚泥処理	79
2. 生活排水処理の実績	80
(1) 生活排水処理形態別人口	80
(2) し尿・浄化槽汚泥発生量	81
(3) 前計画の数値目標達成状況	82
3. 生活排水処理の課題	83
(1) 生活排水処理	83
(2) し尿・浄化槽汚泥処理	83
<b>第2節 生活排水処理の基本方針</b>	<b>84</b>
1. 計画の基本的な考え方	84
(1) 自然環境への負荷の低減	84
(2) 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保	84
2. 生活排水の数値目標	84
<b>第3節 処理形態別人口・し尿等発生量の将来予測</b>	<b>85</b>
1. 生活排水処理形態別人口の将来予測	85
2. し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測	86
<b>第4節 生活排水処理の基本施策</b>	<b>87</b>
1. 自然環境への負荷の低減	87
(1) 公共下水道の整備	87
(2) 公共下水道への水洗化促進	87
(3) 単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換推進（和泉市）	87
(4) 浄化槽の適正な維持管理の推進	87
(5) 生活排水対策の広報・啓発	87

2. し尿・浄化槽汚泥の適正かつ効率的な処理	88
(1) 収集・運搬体制の検討	88
(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理	88
(3) し尿処理施設の適正な維持管理	88
3. 緊急時の生活排水処理対策	89
(1) 災害対策	89
(2) 緊急時の対策	89
(3) 災害時の的確かつ迅速な対応	89
(4) 環境に配慮した復旧	89

# 第1章 一般廃棄物処理基本計画

## 第1節 一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨

### 1. 計画策定の背景

地球温暖化や生態系の破壊といった地球規模での環境問題が深刻化する中、国は令和32年（2050年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指すことを宣言している。このような脱炭素社会の実現や生物多様性の保全は、廃棄物処理の分野においても重要な課題であり、従来の「適正処理」に加え、資源循環や環境負荷低減の観点を踏まえた取組が求められている。

また、気候変動の進行に伴う自然災害の激甚化や、新型コロナウイルス感染症のような広範囲にわたる感染症の発生など、社会情勢が大きく変化する中においても、安定的かつ安全にごみの収集・処理を行い、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図ることは、廃棄物行政の重要な役割である。

廃棄物処理施策の動向をみると、国の「循環型社会形成推進基本計画」（以下「循環基本計画」という。）では、資源循環の「量」だけでなく「質」にも着目した循環型社会の形成を掲げるとともに、脱炭素社会や自然共生社会との統合的な取組を中心的な事項として位置付けている。また、平成27年の国際連合総会において採択された持続可能な開発目標（SDGs）は令和12年を目標年度としており、令和元年に制定された「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下「食品ロス削減推進法」という。）や、令和4年に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）など、循環型社会の形成に向けた法制度の整備も進められている。

泉北環境整備施設組合（以下「本組合」という。）では、平成2年に「一般廃棄物処理基本計画」を策定して以降、増加するごみに対応するため、分別の徹底や減量化、4Rの推進に取り組んできた。あわせて、組合市においては家庭系可燃ごみ収集の有料化（高石市は一部従量制）を実施するなど、住民意識の向上を図りながら、ごみ処分量の着実な削減を達成してきた。さらに、近年の社会的要請を踏まえ、食品ロス対策やプラスチック対策など、個別課題に対応した施策展開を進めているところである。

こうした取組の一環として、本組合では、プラスチック資源循環の高度化を図るため、令和6年度から使用済みペットボトルを再びペットボトルへと再生する「ペットボトルの水平リサイクル」を取り組んでいる。本取組は、資源の有効利用を促進するとともに、製造段階における二酸化炭素排出量の削減にも寄与するものであり、循環型社会及び脱炭素社会の形成に資する先進的な施策である。

また、本組合では、組合市において分別回収される容器包装プラスチック等を対象として、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第33条に基づく再商品化計画の認定を令和7年10月に受け、制度に基づく資源循環の取組も進めている。

本組合が運営する一般廃棄物中間処理施設（泉北クリーンセンター）については、施設の

老朽化が進行していることから、令和3年度に「施設整備総合計画」を策定し、長寿命化の目標年度を令和15年度と定めた上で、令和4～5年度の2か年にわたり延命化工事を実施し、施設の安定稼働及び二酸化炭素排出量の抑制に取り組んできた。

また、令和16年度以降の新施設整備に向け、令和5年7月には「泉北クリーンセンター整備基本構想」を策定し、脱炭素化社会や地域循環共生圏の構築を見据えた施設活用の方向性や、立地検討手法、整備スケジュール等を整理した。新施設の建設用地については、附属機関である一般廃棄物処理施設立地検討委員会における審議を経て、令和6年11月に最適候補地に関する答申がなされ、これを受けたて令和7年12月に施設整備基本方針を定めたところである。

さらに、本組合では、廃棄物処理施設において発生するエネルギーを有効活用し、地域の脱炭素化とエネルギーの地産地消を推進するため、令和7年6月に、本組合が出資する自治体新電力会社「株式会社エネくる泉北」を設立した。同社は、泉北クリーンセンターにおける廃棄物発電の余剰電力を、組合市の公共施設へ供給することにより、再生可能エネルギーの地域内循環を図るものであり、廃棄物処理とエネルギー施策を一体的に推進する新たな取組として位置付けられる。

また、生活に身近な水は、自然環境を構成する重要な要素のひとつであり、良好な水環境の保全が求められている。このため、組合市では、下水道処理施設や合併処理浄化槽の整備を進め、生活排水対策に取り組んでいる。

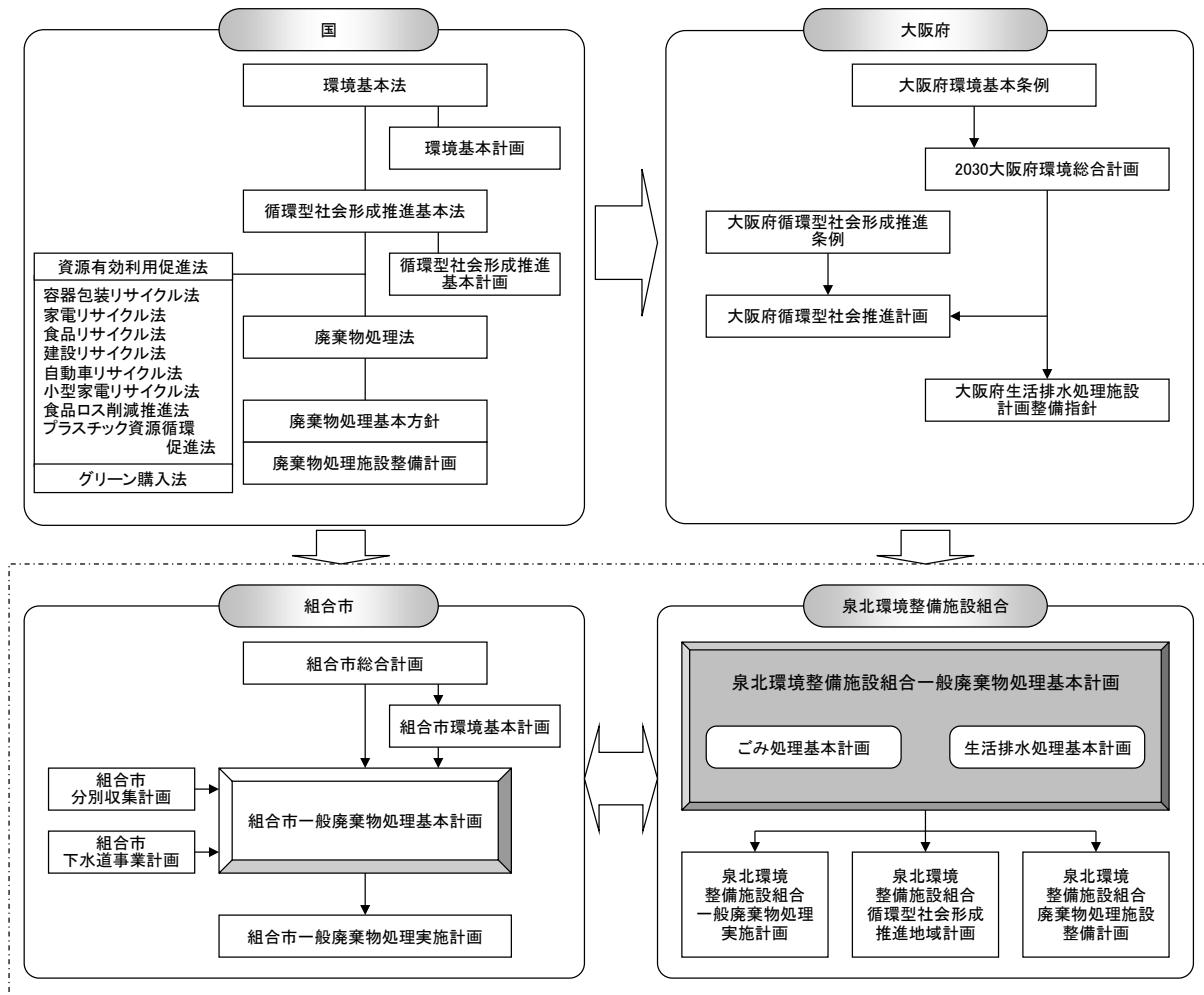
本組合では、現在、稼働中のし尿処理施設が更新後40年経過し、処理施設の老朽化が著しい状況である。また、近年の人口減少と下水道普及により、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量が減少している状況にあることから、本施設の適正な処理機能の確立や新しい処理体系構築を目的に、令和9年度より汚泥処理センターにリニューアル更新し、搬入されたし尿・浄化槽汚泥及び生ごみを希釈後、泉大津市公共下水道に放流する計画である。

本組合では、令和3年3月に策定した「第7次一般廃棄物処理基本計画」（以下「前計画」という。）から5年が経過したことを踏まえ、これまでの取組や社会情勢の変化、新たに開始した施策を整理・評価するとともに、今後の一般廃棄物処理システムの方向性を明らかにし、持続可能な循環型社会の形成に向けた取組を一層推進するため、「第8次一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

なお、本計画の策定にあたっては、国の示す「ごみ処理基本計画策定指針」（平成28年9月）及び「生活排水処理基本計画策定指針」（平成2年10月）に基づいている。

## 2. 計画の位置づけ及び諸計画との関係

計画の位置づけ及び諸計画との関係を図 1-1-1 に示す。



※図内の略称と正式名称（以下、略称表記とする。）

- 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律
- 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- 家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法
- 食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
- 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律
- 小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
- 食品ロス削減推進法：食品ロスの削減の推進に関する法律
- プラスチック資源循環促進法：プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律
- グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- 廃棄物処理基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために基本的な方針

図 1-1-1 計画の位置づけ及び諸計画との関係

本計画は、組合市の上位計画である「総合計画」や「環境基本計画」（泉大津市・和泉市）に定められている一般廃棄物の処理に係る基本的な事項を具体化させるための施策を示すものであり、本組合の一般廃棄物処理に関する計画である。

本計画のうち、「ごみ処理基本計画」は、本組合が長期的かつ総合的な視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針であり、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでのごみの適正な処理を進めるための基本方針を定めるものである。

また、「生活排水処理基本計画」は、本組合が長期的かつ総合的な視点に立って計画的に生活排水処理対策を行うため、計画目標年度における計画処理区域内の生活排水処理を実施する過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めるものである。

さらに、本計画の策定に当たっては、国・大阪府が定める指針、基本方針・各種関係計画等に配慮するとともに、組合市が策定する一般廃棄物処理基本計画や関連計画等との整合を図るものとする。

### 3. 計画範囲・期間・構成

#### (1) 計画範囲

本計画の範囲は、組合市行政区域全域とし、組合市で発生する一般廃棄物（ごみ・生活排水）を対象とする。なお、生活排水には、し尿・浄化槽汚泥を含むものとする。

#### (2) 計画期間

本計画の目標年度は、「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」により、今後10～15年先において、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものである。

本計画は令和6年度を基準年度とし、令和8年度を初年度として15年後の令和22年度を計画目標年度とする。

#### (3) 計画の構成

本計画の構成を図1-1-2に示す。

本計画はごみ処理に関する部門（ごみ処理基本計画）と生活排水処理に関する部門（生活排水処理基本計画）で構成する。

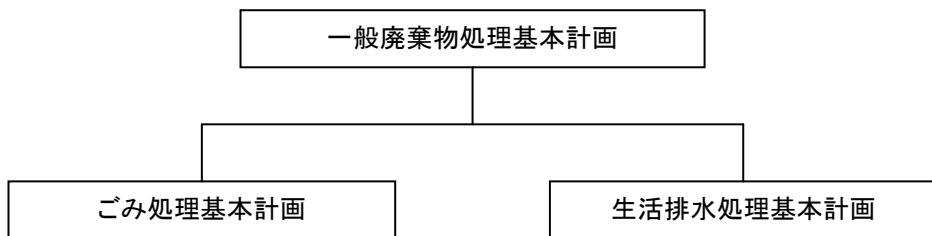


図1-1-2 本計画の構成

## 第2章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理事業の概況

#### 1. 現状ごみ処理

##### (1) 現状ごみ処理システムフロー

現状の分別区分及び処理主体を表 2-1-1 に、現状ごみ処理システムフローを図 2-1-1 に示す。

家庭系の可燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは組合市により収集・運搬し、可燃ごみは本組合のごみ焼却施設において焼却処理し、資源ごみは資源化センター、粗大ごみは粗大ごみ処理施設において資源物の回収を行っている。

また、焼却残渣は、松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖・大阪沖処分場で適正な埋立処分を行っている。

表 2-1-1 組合市の現状の分別区分及び処理主体（令和 6 年度）

項目	泉大津市	和泉市	高石市
可燃ごみ	組合	組合	組合
粗大ごみ	組合	組合	組合
缶類	組合	組合	組合
ピン類	組合	組合	組合
乾電池	組合	組合	組合
せともの類	組合	組合	組合
ガラス類	組合	組合	組合
スプレー缶、カセットボンベ	組合	組合	組合
電球・蛍光灯(破損)	組合	組合	組合
蛍光灯(未破損)	組合	組合	組合
水銀体温計	組合	組合	—
ペットボトル	組合	組合	組合
プラスチック製容器包装(食品トレイ含む)	組合	組合※	組合
資源ごみ 古紙類	新聞	市	— (集団回収)
	雑誌	市	— (集団回収)
	段ボール	市	— (集団回収)
	飲料用紙パック	市	— (集団回収)
	雑紙	市	— (集団回収)
古布類	— (集団回収)	市	— (集団回収)

※食品トレイ、卵パック、プラボトル、ペットボトルのキャップ

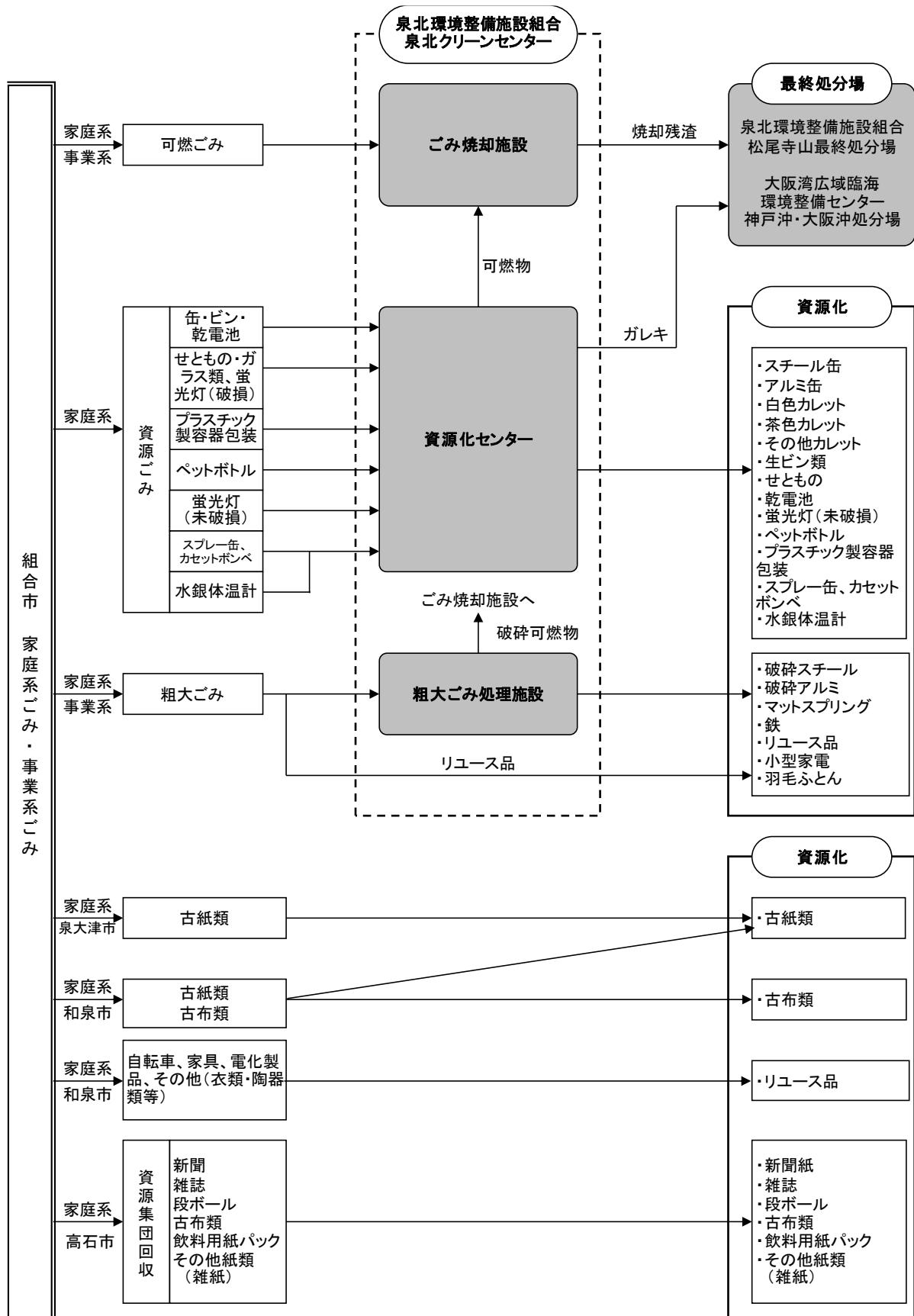


図 2-1-1 現状ごみ処理システムフロー（令和6年度）

## (2) ごみ減量化・資源化システム

### ① 本組合における発生・排出抑制の取り組み

#### a. ごみ処分の有料化

本組合では、平成21年1月に「泉北環境整備施設組合ごみ処分手数料に関する条例」の全部を改正し、組合市の収集運搬許可業者が収集する事業系一般廃棄物（可燃ごみ）については、平成21年7月1日から有料指定ごみ袋（45L袋：70円/枚、70L袋：100円/枚）による排出を義務づけている。

また、排出者自らが搬入する直接搬入ごみは、10kgにつき150円で処分しており、臨時的一般廃棄物（収集運搬許可業者搬入ごみ）については、2t車1台につき7,500円（2t車1台に満たない場合は査定額）の処分手数料を徴収している。

なお、令和8年8月に、ごみ処分手数料（事業系指定ごみ袋及び直接搬入ごみ）の改定を予定している。

#### b. リユース事業

本組合では、リユース（再利用）を推進し、ごみの減量を図ることを目的として、粗大ごみとして収集した家具等を再利用可能な状態に清掃して提供する、リユース品無料抽選会を開催している。

また、子ども服やマタニティ服等を回収し、必要とされる方に無料で提供する「おゆずり★バザール」も開催している。

令和6年度の家具等リユース品提供量は0.51t、子供服等提供数は7,115着であった。

#### c. 啓発活動等

本組合における啓発活動を表2-1-2に示す。

本組合では、泉北クリーンセンター施設見学、泉北環境クリーンフェスティバル及び広報紙「泉北クリーンセンターだより」等において、ごみの減量化・4Rの取り組みへの啓発を行っているとともに、地域貢献の一環として泉北クリーンセンター周辺道路を対象に職員のボランティア清掃活動を実施している。

表2-1-2 本組合における啓発活動等

泉北環境クリーンフェスティバル	泉北クリーンセンターにおいて、毎年、泉北環境クリーンフェスティバルを開催し、リーマーケットや再生品の展示販売、リユース品の無料提供、各団体によるリサイクル品の販売などの催しを行っている。 令和6年度:11月17日開催、来場者数約2,300人
スポGOMI大会	プラスチックごみの削減や海洋ごみ問題等の周知と環境美化意識の向上を目的として、従来型のごみ拾いに「スポーツ」のエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を「競技」へと変換させた日本発祥の全く新しいスポーツ。 名称:スポGOMI大会2024 泉北クリーンセンター大会 令和6年6月8日 参加数:26チーム(110名) ごみの回収量:89.0kg

夏休み施設開放イベント	組合市の子どもを対象に各地域で活躍している団体等を招き、楽しく学べる催しを開催している。 名称:夏休み宿題&自由研究やっちゃおう! 令和6年度:8月2~3日開催、来場者数約530人
環境シンポジウム	市民に対してごみの減量・環境問題について身近に感じ、考えてもらう1日として、組合市との共催による環境シンポジウムを開催している。 令和6年度:令和7年1月14日開催、来場者数約100人 名称:「～未来の海を守るために、プラスチック汚染解決への挑戦!～」
泉北クリーンセンターだより	広報紙「泉北クリーンセンターだより」を年2回発行し、本組合事業や環境問題等についての情報発信を行っている。
泉北クリーンセンター施設見学	泉北クリーンセンターでは、3名以上のグループ(団体)での施設見学を受け付けており、所要時間は1時間30分程度で、内容はビデオ・資料による施設の説明と見学コースによる施設案内であり、ごみの焼却処理の流れを体感できる体験コーナー等がある。 令和6年度見学者数 ・小学校(3組合市合計):2,282人 28校 ・一般:171人
「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクト	環境省が進める「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトに組合として賛同をし、主に4Rの推進を目的として、各種イベントの開催や組合市の清掃イベントなどに積極的に参加する。 主な活動内容 ・令和6年6月7日:水辺の学校(泉大津市)に参加 ・令和6年11月30日:スポーツGOMI大会 2024inいずみおおつへの協力

## ② 組合市における発生・排出抑制の取り組み

### a. 家庭系ごみ収集の有料化

組合市における家庭系ごみ収集の有料化の状況を表2-1-3に示す。

泉大津市では平成22年12月1日から、高石市では平成25年4月1日から、和泉市では平成27年10月1日から家庭系可燃ごみ収集の有料化等(高石市は一部従量制)を実施しており、粗大ごみについても従来から申込制による有料収集を行っている。

表 2-1-3 組合市における家庭系ごみ収集の有料化の状況

区分	泉大津市	和泉市	高石市
可燃ごみ	開始時期:平成22年12月1日 <有料指定袋> •7.5L袋:7.5円/枚 •15L袋:15円/枚 •30L袋:30円/枚 •45L袋:45円/枚 ※紙おむつ、ストーマ用装具は無料(透明又は半透明袋)	開始時期:平成27年10月1日 <有料指定袋> •5L袋:5円/枚 •10L袋:10円/枚 •20L袋:20円/枚 •30L袋:30円/枚 •45L袋:45円/枚 ※乳幼児は10枚/月・人、要介護者は20枚/月・人を給付	開始時期:平成25年4月1日 <ごみ処理券(シール:15L券)> •15L袋以下:1枚貼付 •30L袋:2枚貼付 •45L袋(最大):3枚貼付 世帯構成人数に応じて無料処理券を配付(1年分)。不足分は有料処理券(10枚1組300円(1枚30円))を購入。 ※紙おむつ、ストーマ用装具は無料(処理券不要)
粗大ごみ	開始時期:平成16年4月1日 <粗大ごみ収集券(500円/枚)> •3辺の長さの合計3m未満:1枚 •3辺の長さの合計3m以上:2枚 ※小型のものは45L袋(収集券1枚) ※収集個数:6点/回まで	開始時期:平成17年10月1日 <粗大ごみ処理券(300円/枚)> •品目によって300円、600円、900円 1,200円、1,500円の5種類 ※小型のものは45L袋(処理券1枚) ※収集個数:6点/回まで	開始時期:平成19年1月1日 <粗大ごみ処理券(300円/枚)> •品目によって300円、600円、900円 1,200円、1,500円の5種類 ※小型のものは45L袋(処理券1枚) ※収集個数:6点/回まで

資料:組合市資料

### b. 資源集団回収事業

組合市における資源集団回収助成金、奨励金交付制度を表 2-1-4 に、回収実績を表 2-1-5 に示す。

組合市では、ごみの減量化と資源の有効利用を図るため、市民団体や地域団体等が実施する古紙類等の資源集団回収活動に対して助成金、奨励金を交付している。

表 2-1-4 組合市の資源集団回収助成金、奨励金交付制度

区分	泉大津市	和泉市	高石市
交付制度	有価物集団回収助成金交付制度	再資源化事業推進奨励金制度	有価物集団回収奨励金交付制度
開始時期	平成3年6月	平成4年6月	平成4年4月
対象品目	新聞、雑誌(雑紙を含む)、ダンボール、紙パック、古布	新聞、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック、その他紙類、古織維	新聞、雑誌、ダンボール、古布、牛乳パック、その他雑紙
助成金 奨励金	平成22年度まで:5円/kg 平成23年度から:7円/kg 回収参加金:20t以上15,000円、 20t未満9,000円	平成27年2月まで:5円/kg 平成27年3月から:6円/kg (平成28年12月まで:7円/kg) 実施回数による奨励金(1千円/月)は、平成27年3月から廃止	4円/kg

資料:組合市資料

表 2-1-5 資源集団回収実績（組合市）

項目	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
回収量 (t/年)	新聞	3,315.87	3,091.37	2,784.01	2,496.71	2,168.39
	雑誌	2,060.23	1,962.92	1,926.25	1,711.33	1,514.70
	段ボール	1,590.33	1,609.05	1,578.83	1,537.37	1,477.89
	古布	538.53	570.12	490.95	457.97	416.97
	紙パック	7.05	9.74	8.57	3.94	2.88
	その他雑紙	123.58	110.34	66.74	4.31	0.96
	合計	7,635.59	7,353.54	6,855.34	6,211.63	5,581.78
実施・登録団体数(団体)		341	341	341	341	322

注) 泉大津市の雑誌には雑紙を含む。その他雑紙は和泉市と高石市。 資料:組合市資料

四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

### c. 家庭用生ごみ処理機等の購入補助事業

組合市における家庭用生ごみ処理機等の購入補助事業を表 2-1-6 に示す。

組合市では、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器等の購入補助金を交付している。

表 2-1-6 組合市の家庭用生ごみ処理機等の購入補助事業

区分	泉大津市	和泉市	高石市
対象機器	①:電動式生ごみ処理機 ②:生ごみ堆肥化容器(コンポスト)	①:生ごみ堆肥化容器(コンポスト) ②:EMIばかし生ごみ堆肥化容器 ③:電動式生ごみ処理機 ④:キエ一口	①:電動式生ごみ処理機 ②:生ごみ堆肥化容器 (コンポスト容器、EMIばかし容器等)
開始時期	①:平成18年度 ②:平成23年度(平成29年度終了)	①:平成5年度 ②:平成12年度 ③:平成27年度 ④:平成29年度	①②:平成26年度
補助率 (限度額)	①:2/3(40,000円)	①:3/4(5,000円) ②:3/4(2,000円) ③:2/3(40,000円) ④:2/3(14,000円)	①:1/2(20,000円) ②:1/2(3,000円)
補助基數	①:1基/世帯まで 令和6年度 38基	①:2基/世帯まで 令和6年度 22基 ②:2基/世帯まで 令和6年度 7基 ③:1基/世帯まで 令和6年度 89基 ④:1基/世帯まで 令和6年度 2基	①:1基/世帯まで ②:2基/世帯まで ①②:令和6年度 24件

注) 補助率は購入金額(消費税等含む)に対する率、限度額は1基当たり。

資料:組合市資料

d. その他発生・排出抑制の取り組み

組合市における発生・排出抑制の取り組みを表 2-1-7 に示す。

表 2-1-7 組合市のその他発生・排出抑制の取り組み

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小型家電リサイクル推進事業</li> <li>○4R推進事業</li> <li>○資源ごみ分別収集</li> <li>○ごみの分別・減量化についての出前講座</li> <li>○ごみ拾いアプリ「ピリカ」の導入</li> <li>○ごみ分別アプリの導入</li> <li>○ごみの多量排出事業者への指導等</li> <li>○事業系ごみ収集の有料化</li> <li>○庁内のごみ分別収集</li> <li>○廃棄物減量等推進会議の設置</li> </ul>
和泉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○和泉市ごみ減量等推進員制度</li> <li>○小学校4年生向け副読本「ごみとわたしたち」の発行及び出前講座</li> <li>○広報紙による啓発</li> <li>○リサイクル協力店</li> <li>○資源ごみの分別収集</li> <li>○使用済小型家電リサイクル</li> <li>○資源循環の取り組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭用廃食油の回収</li> <li>・使い捨てコンタクトの空ケース回収</li> <li>・使用済インクカートリッジの回収</li> </ul> </li> <li>○ごみ分別促進アプリ「さんあ～る」のサービス提供</li> <li>○「和泉市ごみ分別辞典」の発行</li> <li>○啓発用分別ごみ箱の貸出</li> <li>○民間事業者と連携したリユース活動の推進</li> <li>○和泉市ごみ減量等推進審議会の設置</li> <li>○ごみステーション設備設置事業補助金交付制度</li> <li>○工区・地域美化清掃活動</li> <li>○蜂の巣駆除費補助金交付制度</li> </ul>
高石市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あき缶圧縮機の貸し出し</li> <li>○資源ごみの分別収集</li> <li>○高石市廃棄物減量等推進審議会の設置</li> <li>○高石市廃棄物減量等推進員の設置</li> </ul>

資料：組合市資料

### (3) ごみ分別排出・収集・運搬システム

#### ① 家庭系ごみ

組合市における現状の家庭系ごみ分別排出・収集・運搬の状況を表 2-1-8 に示す。

表 2-1-8 家庭系ごみの分別排出・収集・運搬（組合市）

項目	泉大津市	和泉市	高石市	
排出区分	可燃ごみ	可燃ごみ	日常(可燃)ごみ	
	資源ごみ	資源ごみA・B・C・D・E	資源物、新分別、蛍光灯・水銀体温計等	
	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	
排出品目 (資源ごみ)	缶類	資源ごみC	資源物	
	ビン類	資源ごみC	資源物	
	乾電池	資源ごみC	資源物	
	せともの類	資源ごみD	資源物	
	ガラス類	資源ごみD	資源物	
	スプレー缶、カセツトボンベ	資源ごみC	資源物	
	電球・蛍光灯(破損)	資源ごみD	資源物	
	蛍光灯(未破損)	資源ごみC	蛍光灯・水銀体温計等	
	水銀体温計	資源ごみC	蛍光灯・水銀体温計等	
	ペットボトル	資源ごみB	新分別	
	プラスチック製容器包装(食品トレイ含む)	資源ごみA	新分別	
	古紙類	資源ごみE (新聞・チラシ・雑誌・段ボール・紙パック・雑がみ)	新分別 (新聞・雑誌・段ボール・飲料用紙パック・その他紙類)	
	古布類	— (集団回収)	新分別	
排出頻度	可燃ごみ	週2回	週2回	
	資源ごみ	月2・3回	月2回 蛍光灯:申込制(無料)	
	粗大ごみ	申込制(有料)	申込制(有料)	
排出容器等	可燃ごみ	指定袋(有料)	透明又は半透明袋 (処理券貼付)	
	資源ごみ	透明又は半透明袋	透明又は半透明袋	
	粗大ごみ	収集券(有料)貼付	処理券(有料)貼付	
排出先	可燃ごみ	戸別収集	戸別収集 (一部戸別収集)	
	資源ごみ			
	粗大ごみ			
収集主体	可燃ごみ	委託	委託	
	資源ごみ			
	粗大ごみ			
収集運搬車両		(委託) パッカー車:27台 ダンプ車:6台 軽ダンプ:1台	(委託) パッカー・ロータリー車 4t車以上:21台 3t車:11台、2t車:36台 ダンプ車 2t車以下:31台	(委託) 2tパッカー車:20台 2tダンプ車:7台 軽ダンプ:4台

\*高石市は粗大ごみとして分別回収している。

資料:組合市パンフレット、組合市資料

## ② 事業系一般廃棄物・臨時ごみ

事業系一般廃棄物及び臨時ごみの収集・運搬手数料を表 2-1-9 に示す。

商店・会社・事務所・工場などから出る事業系一般廃棄物※は、可燃ごみと資源ごみを組合市の収集運搬許可業者が定期的に有料収集しており、可燃ごみは本組合の指定ごみ袋（有料）による排出を義務づけている。

また、引越し、大掃除等による多量のごみや事業系の粗大ごみは臨時ごみとして、組合市の収集運搬許可業者が有料収集をしている。

### ※事業系一般廃棄物について

店舗・会社・工場・事務所などの営利を目的とするものだけでなく、病院・学校・官公署など広く公共サービス等を行っているところも含めて、事業活動に伴って生じた廃棄物を事業系ごみは、「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に大別され、廃棄物処理法に定められた 21 種類の産業廃棄物以外のごみを事業系一般廃棄物としている。

表 2-1-9 事業系一般廃棄物・臨時ごみの収集・運搬手数料

区分	泉大津市	和泉市	高石市
事業系可燃ごみ 資源ごみ	<p>&lt;45L袋&gt;</p> <p>週2個(月8個): 550円/月</p> <p>週3個(月12個): 880円/月</p> <p>週4個(月16個): 1,210円/月</p> <p>週5個(月20個): 1,540円/月</p> <p>週1回(月4個)増すごとに330円/月</p> <p>&lt;70L袋&gt;</p> <p>週2個(月8個): 916円/月</p> <p>週3個(月12個): 1,430円/月</p> <p>週4個(月16個): 1,943円/月</p> <p>週5個(月20個): 2,456円/月</p> <p>週1回(月4個)増すごとに513円/月</p>	<p>&lt;45L袋&gt;</p> <p>週2回までの収集: 88円/袋</p> <p>週3回又は4回の収集: 110円/袋</p> <p>週5回以上の収集: 132円/袋</p> <p>&lt;70L袋&gt;</p> <p>週2回までの収集: 132円/袋</p> <p>週3回又は4回の収集: 165円/袋</p> <p>週5回以上の収集: 198円/袋</p>	<p>○収集運搬料金基準額(税別)</p> <p>&lt;標準ポリ容器(45L入り)&gt;</p> <p>2個以内月額(週2回収集): 2,000円</p> <p>1個増すごとに500円加算</p> <p>上記の算定基準によることが実状にそわないとき小型自動車(積載量2t車)1回につき8,000円</p> <p>○処分手数料(税込)</p> <p>45L袋: 70円/1袋</p> <p>70L袋: 100円/1袋</p>
臨時ごみ	<p>2t車1台につき: 10,000円+(税)/台</p> <p>2t車1台に満たない場合: 査定額</p>	<p>2tダンプ車1台につき: 8,800円/台</p> <p>その量に満たない場合: 査定額</p>	<p>小型自動車(積載量2t車)1台につき: 8,000円</p> <p>軽自動車(貨物)1回につき: 5,000円</p>

注) 事業系可燃ごみは、組合の指定有料ごみ袋(45L袋: 70円/枚、70L袋: 100円/枚)による排出。

泉大津市と和泉市は消費税込みの価格。

資料: 組合市資料

#### (4) 中間処理システム

本組合の中間処理施設の概要を表 2-1-10 に示す。

ごみ焼却施設は、平成 15 年 3 月に竣工した 1・2 号炉が現在稼動中であり、発電設備や余熱利用設備による熱エネルギーの有効利用を行っている。なお、平成 15 年 3 月に設置した灰溶融設備については、温室効果ガスの排出削減及び維持管理コストの削減を図るため、平成 23 年 3 月に廃止しており、また、平成 3 年 3 月に竣工した 5 号炉については、組合市のごみ減量化・4R の推進により可燃ごみ搬入量が減少していることから、5 号炉ピットを 1・2 号炉の予備ピットとして改修し、従前の 3 炉運転から 2 炉運転に縮小することにより、維持管理コストの削減を図るため、平成 25 年度から休止している。

平成 15 年 3 月に竣工した粗大ごみ処理施設では、可燃性粗大ごみと不燃性粗大ごみそれぞれのピットに分類して処理を行っている。可燃性粗大ごみは、破碎処理をして可燃物と不燃物に分類し、可燃物はごみ焼却施設、不燃物は不燃性粗大ごみピットへ搬入し処理している。また、不燃性粗大ごみは、破碎処理、磁選処理及び粒度選別処理を経て、アルミ・鉄類を資源回収している。

平成 28 年 3 月に竣工した資源化センターでは、缶・ビン・乾電池・せともの・ガラス類を磁力選別機及び手選別により選別処理している。ペットボトル・トレイ・プラスチック製容器包装は手選別により選別し、ペットボトル圧縮梱包機、容器包装プラ圧縮梱包機によりそれぞれ圧縮処理及び梱包している。

表 2-1-10 中間処理施設の概要

施設名称	泉北環境整備施設組合 泉北クリーンセンター			
所在地	和泉市舞町87番地			
土地面積	42,407.38m <sup>2</sup>			
施設区分	ごみ焼却施設 1号炉	ごみ焼却施設 2号炉	粗大ごみ処理施設	ごみ焼却施設 5号炉(休止)
延床面積	25,967.08m <sup>2</sup>		8,897.39m <sup>2</sup>	3,182.13m <sup>2</sup>
竣工年月	平成15年3月	平成15年3月	平成3年3月	平成28年3月
処理方式	全連続燃焼式焼却炉(ストーカ式)	併用設備	全連続燃焼式炉	磁選機付手選別
処理規模	150t/24h	150t/24h	40t/5h	150t/24h
その他施設	計量棟 87.59m <sup>2</sup> 管理棟 2,053.60m <sup>2</sup>	ストックヤード等他 436.59m <sup>2</sup>		
設備概要	※排ガス処理設備 2段バグフィルター×2基 (1段)51,000m <sup>3</sup> /h ろ布414本 (2段)54,000m <sup>3</sup> /h ろ布546本 ※発電設備 単気筒横置多段衝動式タービン 出力:9,300kW ※余熱利用設備 温水プール(サン燐プール)へ温水送水 ※集合煙突(1・2・5号炉) 高さ:89m ※ごみピット容量:8,333m <sup>3</sup> ※緑地緩衝帯:7,263.79m <sup>2</sup>	※不燃粗大ごみ 処理設備 高速衝撃剪断 回転式 22t/5h ※可燃粗大ごみ 処理設備 低速2輪回転式 18t/5h	※排ガス処理設備 電気式集塵機 →湿式洗浄装置 →バグフィルター 装置 ※ごみピット容量 容量:4,600m <sup>3</sup> H25から運転休止	※処理能力 25t/5h 缶/ピンライン 17t/5h プラスチック 容器包装 装置 スチール・アルミ プレス機 容器包装プラ 圧縮梱包機 ペットボトル 圧縮梱包機

資料：令和 6 年度 組合事業概要

## (5) 最終処分システム

松尾寺山最終処分場の概要を表 2-1-11 に、大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖・大阪沖埋立最終処分場の概要を表 2-1-12 に示す。

中間処理施設で発生した焼却残渣（主灰、固化灰）及びガレキは、本組合の松尾寺山最終処分場及び大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖・大阪沖埋立処分場において埋立処分している。

表 2-1-11 松尾寺山最終処分場の概要

施設名称	泉北環境整備施設組合 松尾寺山最終処分場
所在地	和泉市松尾寺町 1876 番地
埋立場所	山間
埋立対象ごみ	焼却残渣（主灰、固化灰）、ガレキ
竣工年月	平成 5 年 3 月
敷地面積	48,471 m <sup>2</sup>
埋立面積	29,388 m <sup>2</sup>
埋立可能容量	410,430 m <sup>3</sup>
埋立方法	準好気性埋立（サンドイッチ方式）
浸出水処理方式	凝集沈殿 生物処理（脱窒なし）
管理方式	委託

資料：令和 6 年度 組合事業概要

表 2-1-12 神戸沖・大阪沖埋立処分場の概要

施設名称	大阪湾広域臨海環境整備センター（平成 30 年 3 月変更認可）	
	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
所在地	神戸市東灘区向洋町地先	大阪市此花区北港緑地地先
埋立面積	88ha	95ha
埋立容量	1,500 万m <sup>3</sup>	1,400 万m <sup>3</sup>
一般廃棄物	720 万m <sup>3</sup>	590 万m <sup>3</sup>
産業廃棄物	620 万m <sup>3</sup>	530 万m <sup>3</sup>
・災害廃棄物		
陸上残土	160 万m <sup>3</sup>	280 万m <sup>3</sup>
浚渫土砂	0 万m <sup>3</sup>	0 万m <sup>3</sup>
土地利用及び規模	88ha（港湾ゾーン：69ha、都市ゾーン：0ha、環境ゾーン：19ha）	95ha（港湾ゾーン：78ha、都市ゾーン：0ha、環境ゾーン：17ha）

資料：大阪湾広域臨海環境整備センターホームページ（令和 7 年 12 月現在）

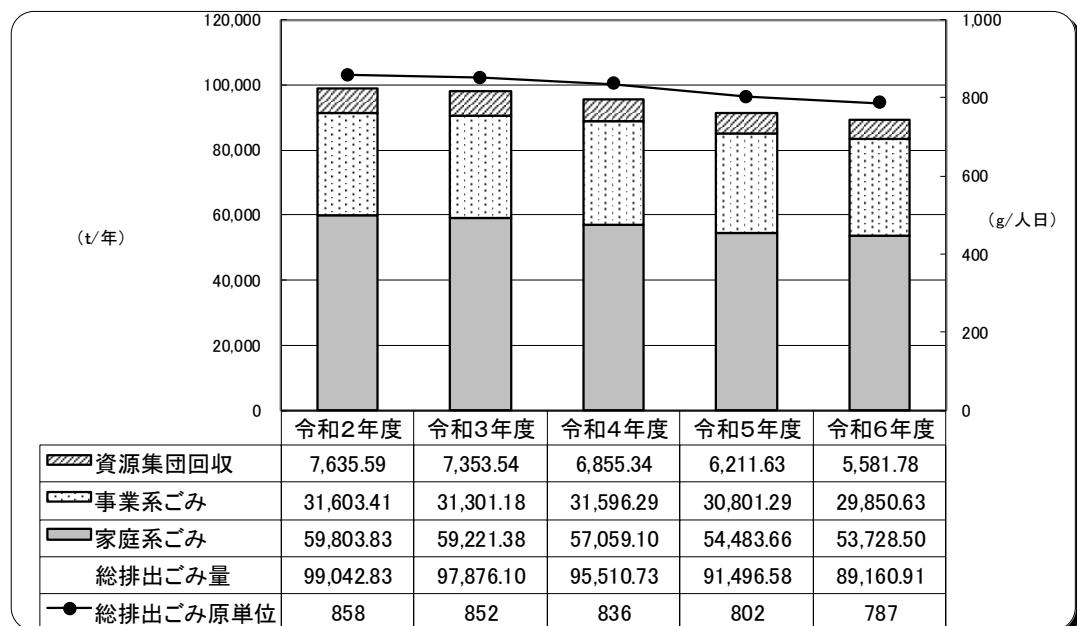
## 2. ごみ処理の実績

### (1) 総排出ごみ量の実績

組合市の資源集団回収量も含めた総排出ごみ量の実績を図 2-1-2 に、家庭系ごみ量の実績を図 2-1-3 に、事業系ごみ量の実績を図 2-1-4 に示す。

総排出ごみ量は、令和 2 年度以降ほぼ横ばいで推移しており、1 人 1 日当たりの総排出ごみ原単位 (g/人日) も同様の傾向で推移している。

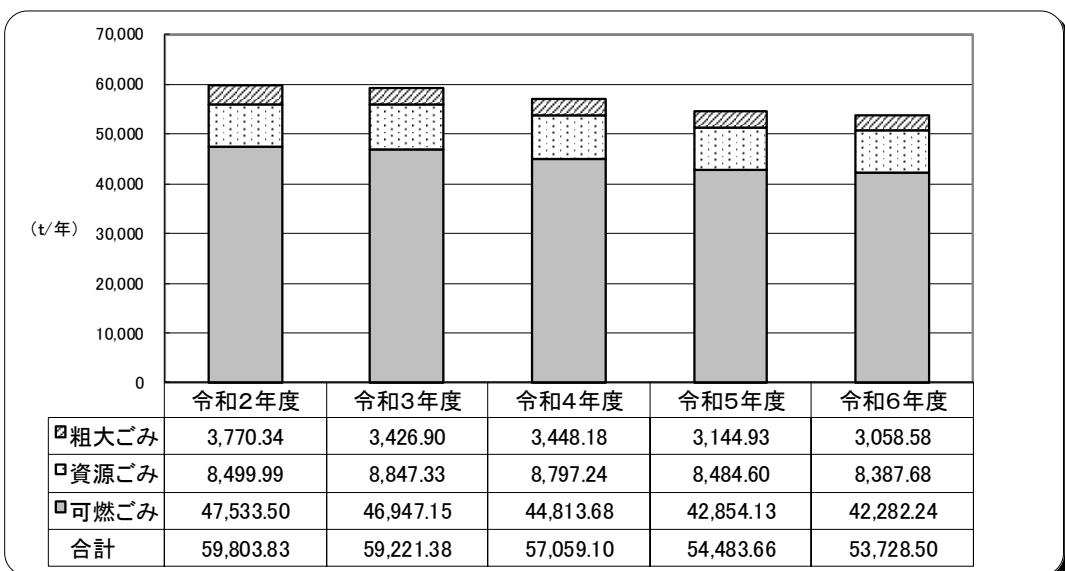
資源集団回収量、家庭系ごみ量、事業系ごみ量は、過去 5 年間でいずれも減少している。



資料: 令和2～令和6年度 組合事業概要、組合市資料

注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

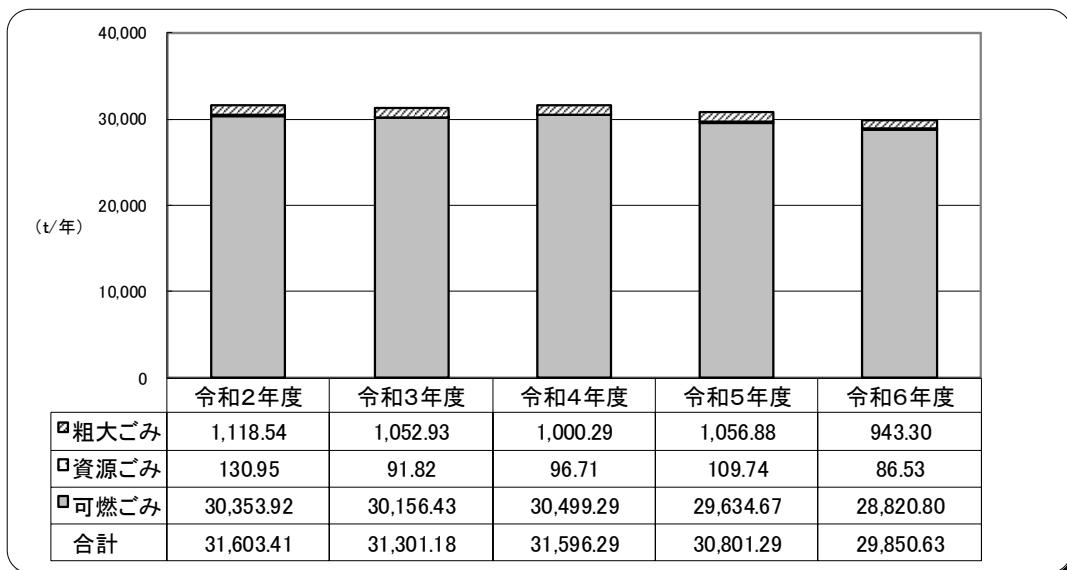
図 2-1-2 総排出ごみ量の推移（組合市）



資料: 令和2～令和6年度 組合事業概要、組合市資料

注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-1-3 家庭系ごみ量の推移（組合市）



資料:令和2～令和6年度 組合事業概要、組合市資料

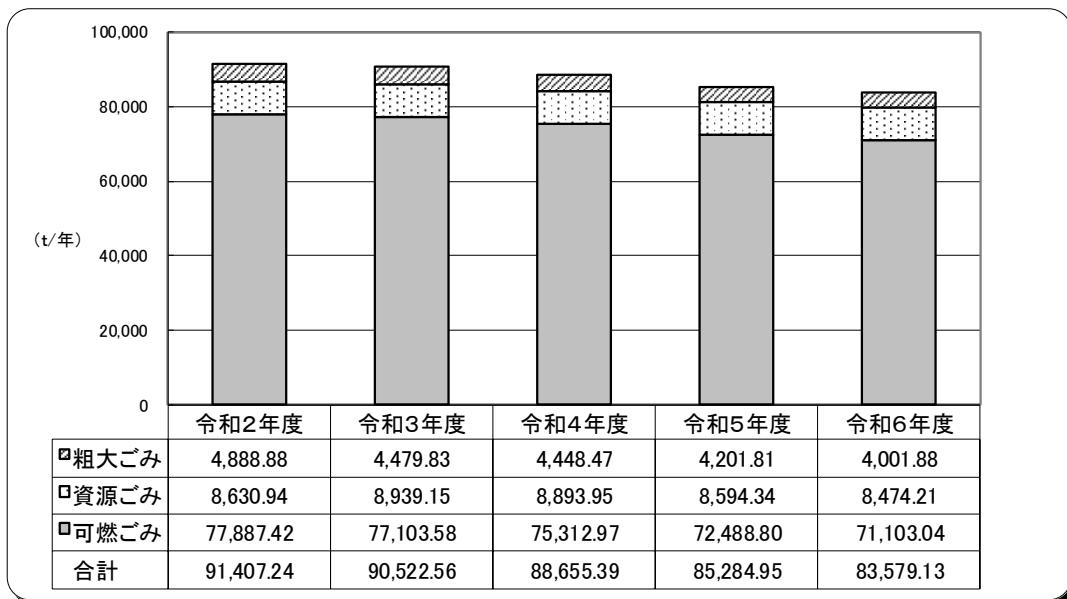
注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-1-4 事業系ごみ量の推移（組合市）

## (2) 搬入ごみの実績

組合市から本組合に搬入されるごみ量の実績を図 2-1-5 に、搬入可燃ごみ（ごみピット）の性状を図 2-1-6 に示す。

ごみ搬入量は、令和 2 年度以降、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみのいずれも微減している。



資料:令和2～令和6年度 組合事業概要

注)四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

図 2-1-5 ごみ搬入量の推移（組合市）

搬入ごみ（ごみピット）の種類組成では、紙類の占める割合が約30%前後と最も高く、次いでプラスチック類が約24～26%、厨芥類が約11～14%となっており、ごみの三成分では、可燃分が約50%弱、水分が約45%前後となっている。また、低位発熱量は、約9,000～9,800kJ/kg程度で推移している。

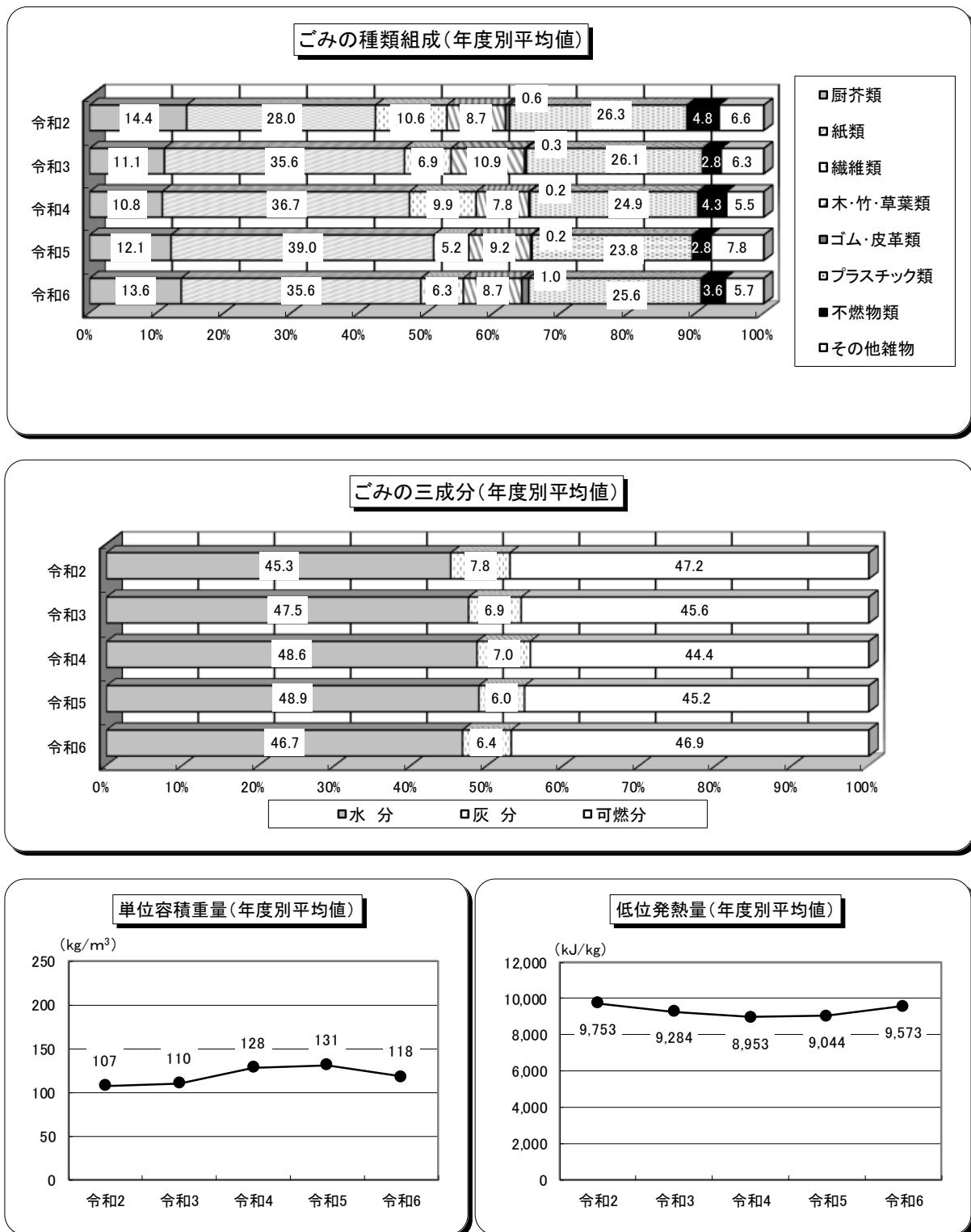


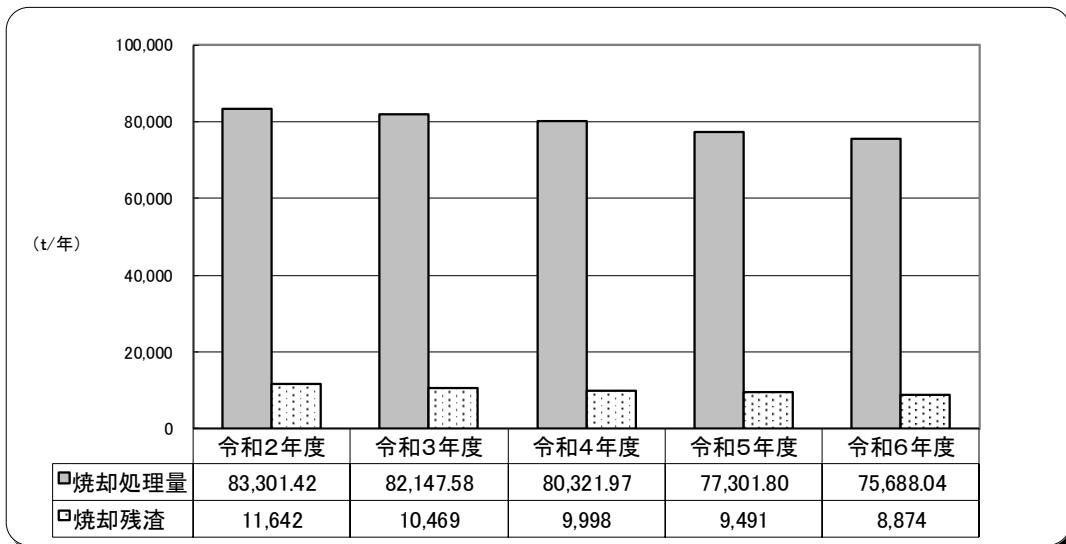
図2-1-6 搬入ごみの性状（ごみピット）

### (3) 中間処理の実績

#### ① 焼却処理量の実績

ごみ焼却施設における焼却処理量の実績を図 2-1-7 に示す。

焼却処理量は、令和 2 年度以降減少している。焼却残渣量（主灰、固化灰）もほぼ同様の傾向である。



資料: 令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-1-7 ごみ焼却施設処理量の推移

#### ② 余熱利用の実績

ごみ焼却施設における発電量の実績を表 2-1-13 に示す。

ごみ焼却施設では、焼却炉で発生した熱を利用して、ボイラで高温・高圧の蒸気を作り、泉北クリーンセンター内の冷暖房・給湯や隣接するプールへの温水供給を行うとともに、蒸気タービンによる発電によりセンター内の電力を貢献し、余剰電力は売電している。焼却ごみ 1 t 当たりの発電量は約 570～600kWh で推移している。

このような地域資源である泉北クリーンセンター廃棄物発電の余剰電力及び再生可能エネルギーにおける環境価値について、地域と調和した利活用を行うことにより、地域の課題解決及び経済発展に貢献し、併せて地域の脱炭素化を図る事を目的とした、地域新電力会社「株式会社エネくる泉北」を令和 7 年 6 月に設立した。

表 2-1-13 ゴミ発電量の実績

項目	年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
焼却量(投入量) ①	(t/年)	86,580.68	81,978.72	78,718.48	78,163.58	72,910.58
発電量 ②	(kWh/年)	51,357,260	49,001,760	45,213,190	44,634,520	41,637,090
焼却ごみ1t当たり	(kWh/t)	593	598	574	571	571
売電量 ③	(kWh/年)	31,294,740	28,320,410	25,961,680	26,986,630	24,875,560
自家消費電力 ④:②-③	(kWh/年)	20,062,520	20,681,350	19,251,510	17,647,890	16,761,530
買電量(関西電力) ⑤	(kWh/年)	1,408,780	1,466,690	1,258,860	1,565,830	1,640,980
電力使用量 ⑥:④+⑤	(kWh/年)	21,471,300	22,148,040	20,510,370	19,213,720	18,402,510

資料:令和2～令和6年度 組合事業概要

### ③ 排ガス濃度等

ごみ焼却施設における排ガス濃度等の測定結果を表 2-1-14 に示す。

各炉におけるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素及びダイオキシン類濃度は、いずれも泉北クリーンセンター環境保全協定書における協定値及び法規制値を大きく下回っている。

表 2-1-14 排ガス濃度測定結果（令和2～令和6年度）

炉	項目	ばいじん	硫黄酸化物		窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 (ppm)	ダイオキシン類 (ngTEQ/m³N)
		(g/m³N)	(ppm)	(m³N/h)			
1号炉	平均値	<0.001	7.0	0.21	20.2	13.5	0.00255
	最大値	<0.001	14.0	0.43	27	21	0.00270
	最小値	<0.001	2.8	0.072	<2	7.1	0.00240
	協定値	0.01	30		50	30	0.05
	規制値	0.04		18.6～20.0	250	430	0.1
2号炉	平均値	<0.001	5.0	0.12	14.2	12.3	0.00215
	最大値	<0.001	13.0	0.42	19	15	0.00240
	最小値	<0.001	2.1	0.067	<2	9.9	0.00190
	協定値	0.01	30		50	30	0.05
	規制値	0.04		19.3～20.4	250	430	0.1

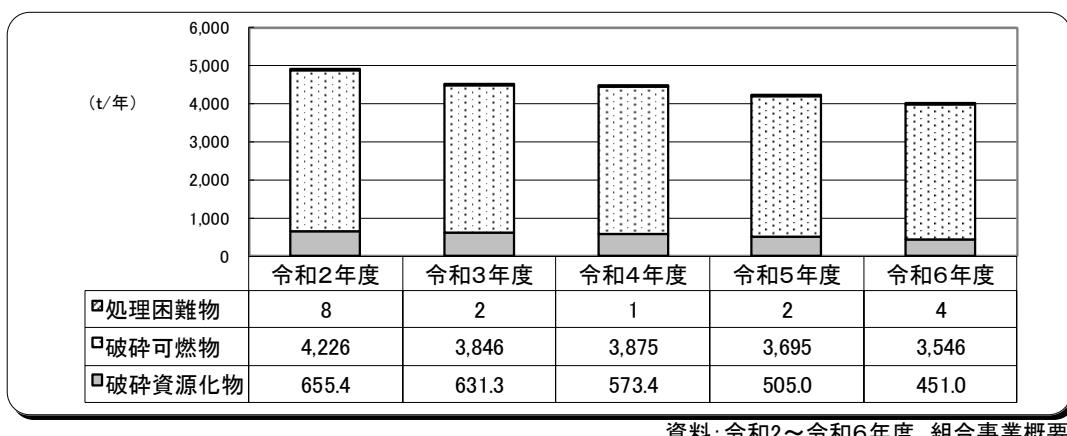
資料:令和2～令和6年度 組合事業概要

### ④ 粗大ごみ処理施設の処理実績

粗大ごみ処理施設の処理量の実績を図 2-1-8 に示す。

搬入された粗大ごみのうち、処理困難物を除く粗大ごみを破碎選別処理しており、令和6年度では破碎可燃物が搬入量の 88.6%、破碎資源化物(スチール・アルミ)が 9.3%、処理困難物が 0.1% となっている。なお、平成 26 年度から粗大ごみの中からまだ使える家具等をリユース品として再生し市民の方に無償で提供しており、令和6年度は 0.51 t

/年のリユース品を提供した。



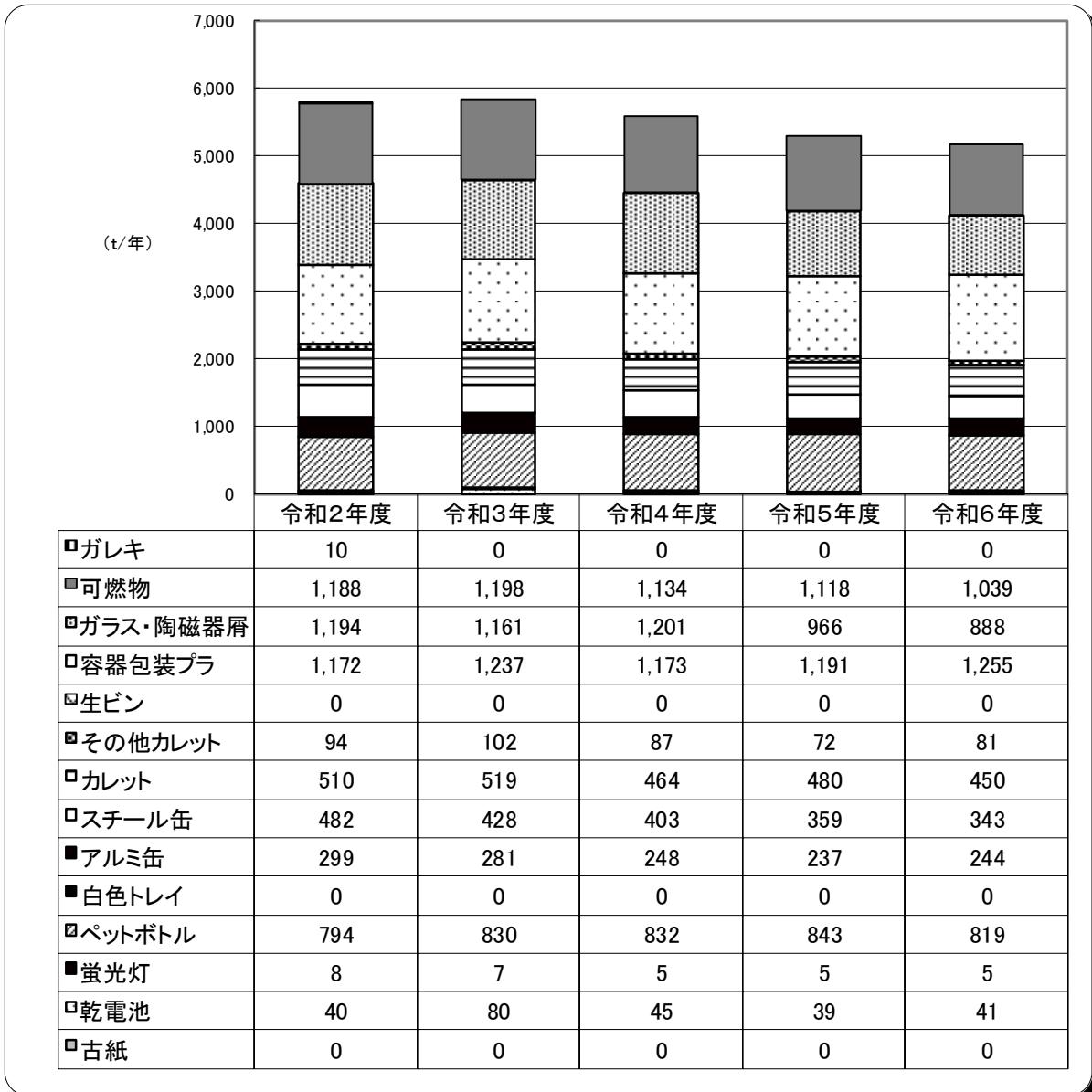
資料: 令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-1-8 粗大ごみ処理施設の処理量の推移

## ⑤資源化センターの処理実績

資源化センターの処理量の実績を図 2-1-9 に示す。

令和 6 年度の処理内訳は可燃物が搬入量の 20.1%、資源化物が 79.9% となっている。なお、泉北クリーンセンターに搬入していた古紙については、組合市で独自に処理する手法に変更した。これまで手選別では処理しきれないガレキ及びガラス陶磁器屑については、最終処分としていたが、平成 29 年度から路盤材等にリサイクルしている。



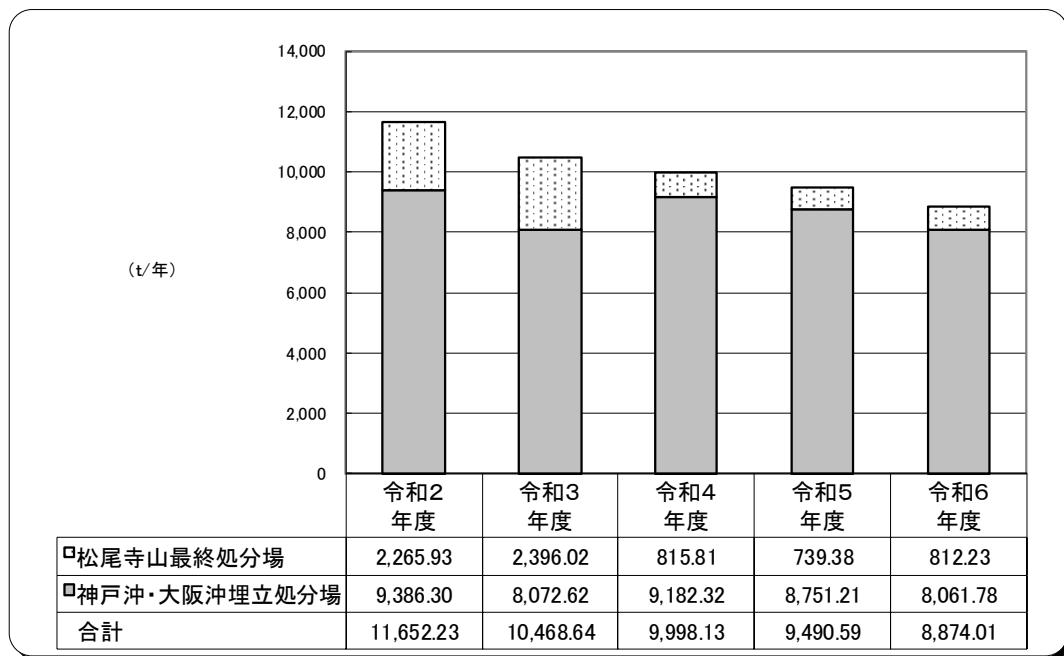
資料:令和2～令和6年度 組合事業概要

図 2-1-9 資源化センターの処理量の推移

#### (4) 最終処分実績

最終処分量の実績を図 2-1-10 に示す。

最終処分量は過去 5 年間減少しており、令和 6 年度では松尾寺山最終処分場の処分量は全体の 9.2%を占めている。また、令和 6 年度末までの松尾寺山最終処分場の埋立容量は 282,646 m<sup>3</sup>であり、埋立可能容量 410,430 m<sup>3</sup>に対する埋立率は 68.9%となっている。



資料:令和2～令和6年度 組合事業概要

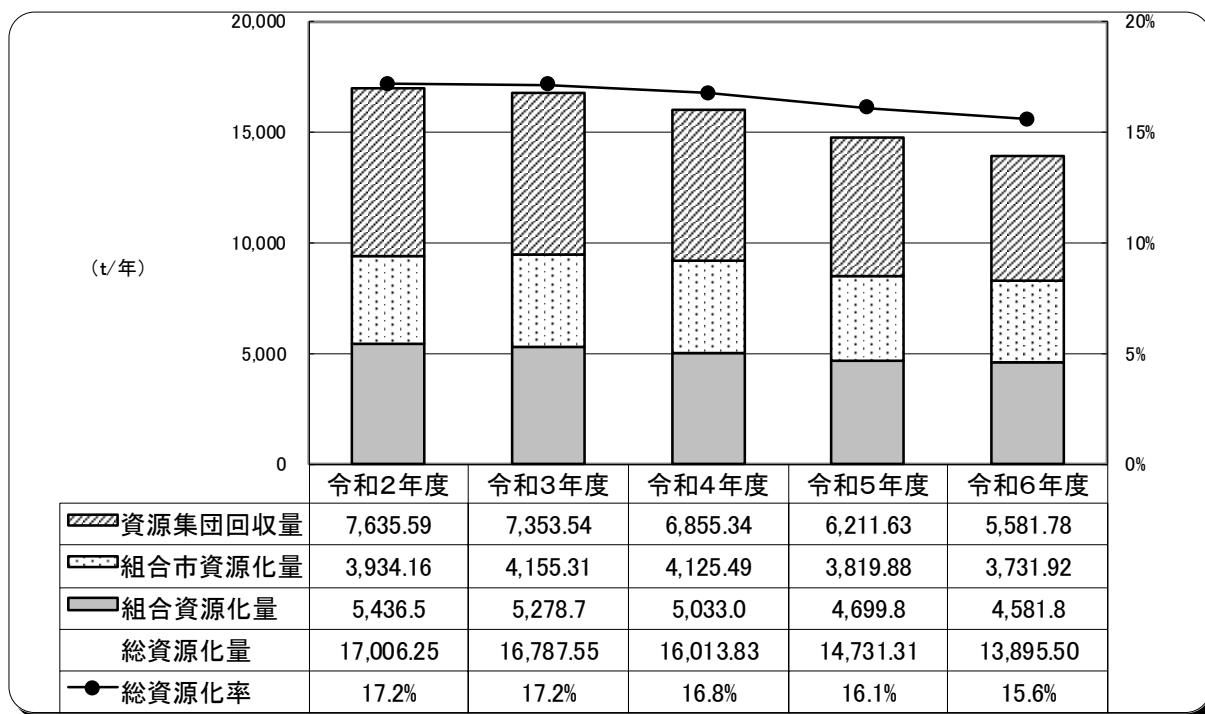
図 2-1-10 最終処分場施設の最終処分量の推移

#### (5) 再生利用の実績

本組合における再生利用の実績を図 2-1-11 に示す。

本組合の総資源化率（組合市の資源集団回収量及び資源化量を含めた総資源化量÷総排出ごみ量×100）は減少しており、令和 6 年度で 15.6% となっている。

過去 5 年間で総資源化率が減少しているのは、総排出量の減少率に比べて総資源化量の減少率が大きいためである。総資源化量の減少率が大きい要因としては、集団回収のうち新聞の減少率が大きいためと考えられる。新聞はインターネット等の普及に伴い、全国的に発行部数が年々減少している。



組合市資源化量：泉大津市古紙回収量+和泉市新分別量

総資源化率：総資源化量 ÷ 総排出ごみ量 × 100

資料：令和2～令和6年度 組合事業概要、組合市資料

図 2-1-11 総資源化量及び総資源化率の推移

### 3. ごみ処理行政の動向

#### (1) 循環型社会形成に係る法体系

循環型社会形成に係る法体系を図 2-1-12 に示す。

「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会構築に向けた基本的枠組みを定めた法律であり、「廃棄物処理法」はこの法律の実施法として「環境基本法」のもとに明確に位置付けられ、廃棄物を取り扱う上で念頭に置くべき理念が追加されるなど新たな体系が組み立てられた。同時に「資源有効利用促進法」も改正され、事業者に対する再生資源の利用や製品の長寿命化など循環型社会形成推進基本法の実施法として位置付けられている。

また、平成 12 年には「建設リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「グリーン購入法」、平成 14 年には「自動車リサイクル法」、平成 24 年には「小型家電リサイクル法」、令和元年に「食品ロス削減推進法」、令和 4 年には「プラスチック資源循環促進法」が制定され、既に施行されていた「容器包装リサイクル法」や「家電リサイクル法」とともに、循環型社会形成の推進のための法体系が整備されている。

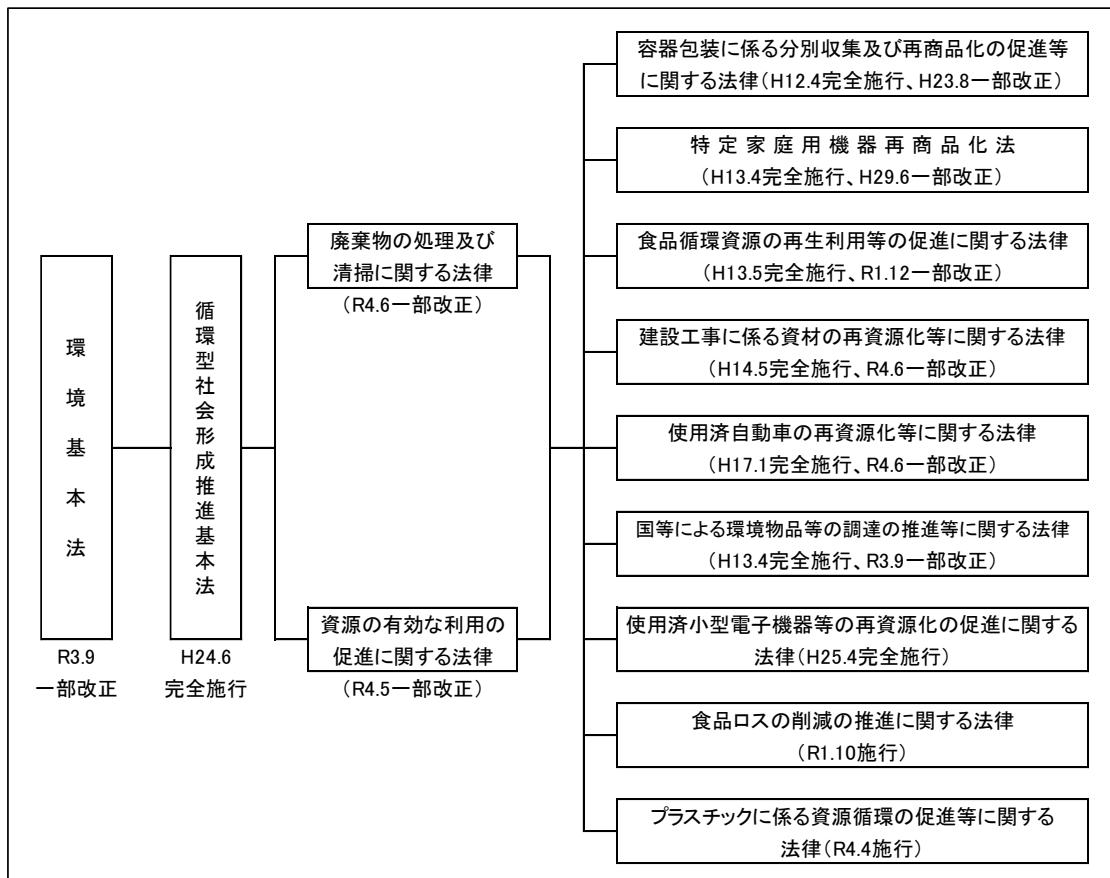


図 2-1-12 循環型社会形成の推進のための法体系

## (2) 国・大阪府の減量化目標等

国及び大阪府の減量化目標等を表 2-1-15 に示す。

国は「循環型社会形成推進基本法」に基づき策定（見直し）された循環基本計画の中で、取り組み目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定している。また、第4次の計画では、SDGs を踏まえた家庭系の食品ロス削減目標を含めるとともに、事業系の食品ロス削減目標については、「今後、食品リサイクル法の基本方針において設定」と記載された。これを受けた食品リサイクル法の基本方針では、家庭系の目標を踏まえ、事業系も同様に削減目標を定めた。

また、「廃棄物処理基本方針」（令和7年2月）の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定している。

さらに、大阪府では、廃棄物処理法に基づき策定した「大阪府循環型社会推進計画」（令和3年3月）の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定している。

表 2-1-15 国・大阪府の減量化目標等

区分	第5次循環基本計画	廃棄物処理基本方針	大阪府循環型社会推進計画
基準年度	平成12年度(食品ロス量のみ)	令和4年度	—
目標年度	令和12年度	令和12年度	令和7年度
排出削減	・焼却量(g/人日) : 約580g ・家庭系食品ロス量 : R12にH12比で半減 ・事業系食品ロス量 : R12にH12比で60%減	・排出量(t/年) : 約9%削減 ・家庭系ごみ量(g/人日) : 478g ・焼却量(g/人日) : 約580g	・排出量(t/年) : 276万トン ・生活系ごみ量(g/人日) : 400g
再生利用率	—	約26%	17.7%
最終処分量	—	約5%削減	31万トン

注)目標値の削減率等は、基準年度に対する目標年度での削減率。

排出量: 収集ごみ量 + 直接搬入ごみ量 + 集団回収量。家庭系ごみ量: 集団回収量や資源等を除いた排出量。

大阪府の排出量と再生利用量には事業系資源化量を含む。

事業系食品ロス量は食品リサイクル法の基本方針において設定。

### (3) 国の廃棄物処理施設整備の動向

#### ① 廃棄物処理施設整備計画（令和5年6月30日閣議決定）

廃棄物処理施設整備計画とは、廃棄物処理法基本方針に即して、5年間の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定め、閣議で決定するものである。

ここで示す廃棄物処理施設整備計画は令和令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とし、令和5年6月30日に閣議決定されたものである（以下「新整備計画」という。）。

#### 【新整備計画のポイント】

- 気候変動の対応において、「2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化」の視点を新たに記載し、対策内容を強化。
  - 「3R・適正処理の推進」については、災害時含めその方向性を堅持するとともに、「循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」の視点を追加・
  - 「地域循環共生圏の構築に向けた取組」の視点を、上記の脱炭素化や廃棄物処理施設の創出する価値の多面性に着目しつつ深化。
- ◆廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施
- (1) 市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化
  - (2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営
  - (3) 廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進
  - (4) 地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備
  - (5) 災害対策の強化
  - (6) 地域住民等の理解と協力・参画の確保
  - (7) 廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化

#### 〈ポイント〉

- 各素材の資源循環を強化し、廃棄物分野から素材・原料等の供給により、3R+Renewable をはじめとする循環経済への移行やライフスタイル全体における温室効果ガスの排出削減に貢献。必要に応じデジタル技術も活用。
- 長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的・合理的な施設整備により、建設・維持管理・解体に係るトータルコストの縮減、更新需要の平準化等の一層の推進が必要。
- より一層の広域化・集約化やバイオマスの利活用、地域産業等と連携した熱利用など地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入。3R+Renewable を進めてもなお残る温室効果ガス排出に対してCCUS やカーボンリサイクル技術等の普及も念頭に今後の技術動向への柔軟な対応が求められる。
- 廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用、民間事業者等との連携、リユース拠点としての活用等、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進める。

### ◆廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標

項目	目標
ごみのリサイクル率（一般廃棄物の出口側の循環利用率）	20%→28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	2020年度の水準（22年分）を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	20%→22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	41%→46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	58%→73%以上
先進的省エネ型浄化槽導入基数	家庭用33万基→75万基 中・大型9千基→27千基

### ② エネルギー回収型廃棄物処理施設

国の廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）では、現在の公共の廃棄物処理施設の整備状況や、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まり等、社会環境の変化を踏まえ、3Rの推進に加え、災害対策や地球温暖化対策の強化を目指し、広域的な視点に立った強靭な廃棄物処理システムの確保を前面に打ち出している。

最新の廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）では、人口減少等の社会構造の変化に鑑み、ハード・ソフト両面で、3R・適正処理の推進や気候変動対策、災害対策の強化に加え、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設整備を推進すると打ち出している。

### ③ 廃棄物処理施設の長寿命化

国は、廃棄物処理施設においてストックマネジメント※の考え方により、日常の適正な運転管理と毎年の適切な定期点検整備、適時の延命化対策を実施することにより、施設の長寿命化を図り、財政支出の節減を図ることが重要であるとしており、循環型社会形成推進交付金に「長寿命化総合計画策定支援事業」を追加している。

また、廃棄物処理施設を構成する重要な設備や機器について、概ね10～15年ごとに実施する大規模な改良事業（基幹改良事業）においては、単なる施設の延命化だけでなく、省エネや発電能力の向上などCO<sub>2</sub>削減に資する機能向上や災害廃棄物処理体制の強化が必要であるとして、循環型社会形成推進交付金に「基幹的設備改良事業」を追加している。

※ストックマネジメント：廃棄物処理施設に求められる性能水準を保ちつつ長寿命化を図り、ライフサイクルコスト（LCC：Life Cycle Cost）を低減するための技術体系及び管理办法の総称。

#### (4) ごみ処理広域化の動向

##### ①施設整備状況

泉州ブロック内の施設整備状況を表 2-1-16 に示す。

府内のごみ焼却施設については、施設数は旧計画策定時の平成 10 年度の 53 施設から令和 5 年度には 36 施設と約 3 割減少しており、集約化が着実に進んできたといえる。また、施設の規模別で 100 t / 日以上のものが全体に占める割合は平成 10 年度も平成 30 年度も約 8 割（全国では平成 28 年度で約 5 割）でほぼ横ばい、施設の平均規模は平成 10 年度が 306 t / 日で平成 30 年度が 314 t / 日（全国では平成 28 年度で 161 t / 日）とほぼ横ばいであるが、全国と比較すると、大規模化が進んでいる状況にある。

表 2-1-16 泉州ブロック内の施設整備状況

市町名	人口(人)	構成組合	施設分類	施設名称	運転開始年月	施設規模
岸和田市	189,684	岸和田市貝塚市清掃施設組合	熱回収施設	岸貝クリーンセンター1～3号炉	平成19年4月	177t/日・3炉
貝塚市	83,378		リサイクルセンター	クリーンセンターリサイクルプラザ	平成19年4月	41t/日
泉大津市	73,372	泉北環境整備施設組合	熱回収施設	泉北クリーンセンター1・2号炉	平成15年3月	150t/日・2炉
和泉市	183,214		熱回収施設	泉北クリーンセンター5号炉(休止中)	平成3年3月	150t/1炉
高石市	57,107		リサイクルセンター	資源化センターエコトピア泉北	平成28年3月	25t/日
			リサイクルセンター	泉北クリーンセンター粗大ごみ処理施設	平成15年3月	40t/日
			最終処分場	松尾寺山最終処分場	平成5年6月	410,430m <sup>3</sup>
泉佐野市	98,621	泉佐野市田尻町清掃施設組合	熱回収施設	第2事業所	昭和61年4月	80t/日・3炉
田尻町	8,382		リサイクルセンター	第二事業所粗大ごみ処理施設	昭和58年4月	50t/日
泉南市	59,790	泉南清掃施設組合	熱回収施設	清掃工場	昭和61年4月	95t/日・2炉
阪南市	51,695		リサイクルセンター	サブセンター不燃物資源化施設	平成6年4月	20t/日
			リサイクルセンター	清掃工場	昭和61年4月	20t/日
忠岡町	16,661		熱回収施設	忠岡町クリーンセンター	昭和61年3月	30t/1炉
			リサイクルセンター	忠岡町クリーンセンター	昭和63年4月	1t/日
			リサイクルセンター	クリーンセンター粗大ごみ破碎処理施設	平成28年4月	5t/日
熊取町	43,926		熱回収施設	熊取町環境センター	平成4年4月	61.5t/1炉
			リサイクルセンター	熊取町環境センター	平成4年3月	16t/日
岬町	14,821		熱回収施設	美化センター	昭和61年4月	50t/1炉

注1)人口は、令和4年度末現在(令和4年度 大阪府の一般廃棄物より)

注2)熱回収施設は焼却処理施設であり、リサイクルセンターは粗大ごみ処理施設または資源化処理施設である。

資料：令和4年度 大阪府の一般廃棄物(一部加筆)

## ②ごみ処理広域化の効果

広域化・集約化を通じた、ごみ処理事業のコスト縮減、効率的な熱回収やリサイクルの推進が引き続き期待されていることに加え、新たな課題として、人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応、災害対策等の強化、老朽化するごみ焼却施設の更新等を迫られている。

これらのことから、広域化・集約化の必要性・メリットは以下のとおりと考えられ、今後も広域化・集約化を推進する必要がある。

### a. 人口減少やごみ減量化・リサイクルの進展によるごみ処理量減少への対応

人口減少の進行やごみの排出抑制、再使用及び各種リサイクル法に基づく再生利用等の推進によるごみ処理量の減少に対して、持続可能な適正処理を確保するため、広域的にごみの排出動向を見据え、ごみ処理量に見合った処理施設を計画的に整備するなどにより、効率的なごみ処理体制の構築を図る必要がある。

### b. 災害対策等の強化

災害時や事故時等におけるごみ処理体制の代替性の確保の観点から、広域的に安定的なごみ処理体制を継続的に確保する必要がある。

### c. 老朽化するごみ焼却施設の更新等

老朽化するごみ焼却施設への対応として、一市町村等単独で更新等するよりも、複数の市町村等間で計画的にごみ焼却施設の集約化を進めるなどにより、ごみ焼却施設の整備を効率的に行うことが期待できることから、特に小規模なごみ焼却施設の集約化を図る必要がある。

### d. ごみ処理事業のコスト縮減

市町村等のごみ処理施設を集約化するなど広域的なごみ処理によるスケールメリットによって、ごみ処理事業に係るコスト縮減を図ることが期待できる。また、PFI等の手法も含めた民間活力の活用や施設間の連携等により経費の効率化を図り、社会経済的な観点も含めて効率的な事業となるよう努めることが必要である。

### e. 効率的な熱回収の推進

ごみ焼却施設を集約化し大規模化を進めることにより、発電効率や熱利用率が向上し、効率的な熱回収が期待されることから、ごみ処理施設の省エネルギー化や地域へのエネルギー供給を行うことで、温室効果ガスの排出削減、地域への貢献、売電等収入の確保に資することができる。

### f. リサイクルの推進

資源化可能なごみを広域的に回収することにより、リサイクルを効率的に推進することができる。なお、廃棄物系バイオマスの利活用については、循環型社会や地域循環共生圏の形成のために重要であるとともに、温室効果ガスの排出削減に資することから、地域の特性に応じて、効率的に推進する必要がある。

## 4. ごみ処理の評価

### (1) 前計画の減量化目標達成状況

組合市の「第5次一般廃棄物処理基本計画」(以下「組合市前計画」という。)における令和7年度のごみ減量化目標(高石市は令和6年度)及び国の令和7年度目標値と、令和6年度実績値を表2-1-17に示す。

国の循環基本計画目標値(令和7年度)については、令和6年度時点で各市とも達成している。なお、課題については、更なる減量化の推進により未達成項目をなくすことである。

表2-1-17 組合市の前計画減量化目標の達成状況

項目	年度 (基準年度) 単位	組合市の前計画目標値			実 績		国目標値 令和7 年度	
		平成12年度 (基準年度)	令和7年度(短期目標)		令和6年度 平成12年度対比			
			平成12年度対比					
泉大津市	人口	人	76,764	71,978	—	72,556	—	
	総排出ごみ	t/年	37,916.35	22,270	-41.27%	21,798.32	-42.51%	
		g/人日	1,353.24	848	-37.36% :目標値	823	-39.18% :達成	
	家庭系ごみ (可燃ごみ+粗大ごみ)	t/年	20,131.44	9,713	-51.75%	10,171.76	-49.47%	
		g/人日	718.50	370	-48.50% :目標値	384	-46.56% :未達成	
	事業系ごみ	t/年	13,980.28	8,481	-39.34%	7,878.16	-43.65% :達成	
和泉市	人口	人	176,044	184,700	—	182,104	—	
	総排出ごみ	t/年	76,388.85	51,713	-32.30%	52,861	-30.80%	
		g/人日	1,188.82	767	-35.48% :目標値	795	-33.13% :未達成	
	家庭系ごみ (可燃ごみ+粗大ごみ)	t/年	41,242.00	27,936	-32.26%	27,457	-33.42%	
		g/人日	641.84	414	-35.50%	413	-35.65% :達成	
	事業系ごみ	t/年	25,518.00	17,065	-33.13%	17,590	-31.07% :未達成	
高石市	人口	人	62,811	55,597	※令和6年度(目標年度)	55,841	—	
	総排出ごみ	t/年	28,072.92	14,691	-47.67%	14,502	-48.34%	
		g/人日	1,091.69	724	-33.68% :目標値	712	-34.78% :達成	
	家庭系ごみ (可燃ごみ+粗大ごみ)	t/年	15,706.02	7,738	-50.73%	7,713	-50.89%	
		g/人日	685.07	381	-44.39%	378	-44.82% :達成	
	事業系ごみ	t/年	9,426.28	4,208	-55.36%	4,383	-53.50% :未達成	
組合市	人口	人	315,619	312,275	—	310,501	—	
	総排出ごみ	t/年	142,378.12	88,674	-37.72%	89,161.32	-37.38%	
		g/人日	1,235.91	778	-37.05%	786.72	-36.34%	
	家庭系ごみ (可燃ごみ+粗大ごみ)	t/年	77,079.46	45,387	-41.12%	45,341.76	-41.18%	
		g/人日	669.09	398	-40.49%	400.08	-40.21% :達成	
	事業系ごみ	t/年	48,924.56	29,754	-39.18%	29,851.16	-38.99%	

注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

総排出ごみ：資源集団回収+家庭系ごみ+事業系ごみ、排出ごみ：家庭系ごみ+事業系ごみ

排出段階の資源化量：資源集団回収量+家庭系資源ごみ量+事業系資源ごみ量、資源化率=排出段階の資源化量÷総排出ごみ量

網掛け部分は、組合市が設定したごみ減量化目標

国目標値：第4次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)の減量目標

## (2) 本組合における施策実施の状況

前計画における、本組合の基本施策の実施状況を以下に示す。

### ① ごみ焼却施設等の適正な管理の推進

ごみ焼却施設（1・2・5号炉）のうち、平成3年3月竣工の5号炉については、平成25年度から休止しており、平成15年3月に設置した灰溶融設備については平成23年3月に廃止している。

平成15年3月竣工の1・2号炉は、適正な運転・維持管理を行うとともに、国の関係法令・通知等に基づき、ごみ組成分析、ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の4種類の排ガス等やダイオキシン類の測定及び公表を行っており、いずれも法規制値を大きく下回っている。

### ② 資源化センターの適正な管理の推進

平成28年4月から資源化センターを供用開始しており、従来の缶・ビン選別に加え、新たにペットボトルやプラスチック製容器包装等の選別処理を行っている。

### ③ 啓発活動によるごみ減量の推進

既存の啓発施設や泉北リユース館において啓発機能の充実を図っている。

また、環境省が進める「つなげよう、支えよう森里川海」プロジェクトに賛同し、ごみの減量や4Rの推進、低炭素社会、資源循環型社会の形成に向けた取組みを積極的に進めることで、自然環境や生物を守り、未来に引き継ぐことにつなげていくことを目指している。

さらに、本組合では、リユース（再利用）事業に力を入れ、ごみの減量を図ることを目的として、粗大ごみの無料抽選会や子ども服等の「おゆずり★バザール」を実施している。

### ④ 最終処分場の適正な管理の推進

松尾寺山最終処分場は、定期的な水質検査等の実施及び結果の公表を行っており、環境基準を遵守した適正な維持管理を行っている。

また、令和6年度末時点の埋立残余容量 127,784 m<sup>3</sup>で埋立可能容量 (410,430 m<sup>3</sup>) の約31%を残している。

### ⑤ 廃棄物処理施設の防災体制の整備

本組合の廃棄物処理施設については、災害時においても安定的な廃棄物処理を継続できるよう、施設の耐震性の確保や緊急時対応の観点から、防災体制のあり方について、今後の検討課題として整理しているところである。

### (3) ごみ処理実績の評価

本組合における現状のごみ排出量、再生利用状況、最終処分等について全国平均、大阪府平均、国及び大阪府の目標値等と比較したものを表 2-1-18 に示す。

組合市の総排出ごみ量 (g/人日) は、令和5年度実績の全国平均値や大阪府平均値よりも少ない。

資源ごみを除く家庭系ごみ量 (g/人日) も、令和5年度実績の全国平均値や大阪府平均値よりも少ないが、大阪府の令和7年度目標値にはわずかに達していない。

総資源化率（リサイクル率）は、令和5年度実績の大坂府平均値よりも高くなっているが、全国平均値よりも低く、大阪府の令和7年度目標値には達していない。

最終処分率は、令和5年度実績の全国平均値より高いが大阪府平均値より低い。

人口1人当たりのごみ処理経費は、令和5年度実績の全国平均値や大阪府平均値を下回っている。

組合市と協力してごみの減量化に取り組んだ成果である。

表 2-1-18 ごみ処理実績の評価

評価項目	組合市 令和5年度 (令和6年度)	全国・大阪府の実績値		国・大阪府の目標値			大阪府 令和7年度
		全国平均 令和5年度	大阪府平均 令和5年度	国(令和12年度) 基本の方針	循環型社会形成推進基本計画		
総排出ごみ量	g/人日	802 ( 787 )	851	877	—	—	—
資源ごみを除く家庭系ごみ量	g/人日	403.14 ( 400.07 )	475	411	478	—	400
総資源化率 (リサイクル率)	%	16.1% ( 15.6% )	19.5%	12.6%	26%	—	17.7%
最終処分率	%	10.4% ( 10.0% )	8.1%	11.3%	—	—	—
焼却処理量	g/人日	677 ( 668 )	690	—	580	580	—
ごみ処理経費	円/人年	12,595 ( 12,885 )	18,300	16,572	—	—	—

注) 総排出ごみ量:収集ごみ量+直接搬入ごみ量+資源集団回収量

g/人日:ごみ量÷人口÷365(366)×1,000,000

総資源化率(リサイクル率):総資源化量÷総排出ごみ量×100

最終処分率:最終処分量÷総排出ごみ量×100

ごみ処理経費:組合市の処理経費合計(組合分担金を除く)+組合処理経費

全国・大阪府の実績値:令和5年度 一般廃棄物処理事業実態調査結果(環境省)(災害廃棄物を除く値)

国の目標値:循環型社会形成推進基本計画、総資源化率と最終処分率は国の廃棄物処理基本方針

大阪府の目標値:大阪府循環型社会推進計画(令和3年3月)

## 5. ごみ処理の課題

### (1) ごみ処理について

組合市は、一般廃棄物の収集・運搬の事務を担当しており、本組合は中間処理及び最終処分を担当していることから、組合市のごみ収集・運搬量と本組合の中間処理ごみの搬入量との整合をはじめとする、減量化・資源化施策や収集・運搬施策の実施に際し、必要に応じて組合市と本組合で調整する必要がある。

また、中間処理施設におけるごみ減量化、資源化など、効率的かつ適正に処理を行うためには、組合市の収集形態、収集品目、分別数等の拡大や統一化を図る必要がある。

### (2) ごみ減量化・資源化について

組合市における現状のごみ減量化・資源化に係る課題等を以下に示す。

#### 【泉大津市のごみ減量化・資源化に係る課題等】

##### ① ごみ発生抑制の取り組み

ごみの減量化及び資源化を推進していくためには、レジ袋の使用抑制やエコショップ宣言店の活用等により、過剰包装の抑制をはじめとしたごみの発生抑制の実践行動が求められている。

全国的な傾向として、令和2年7月から開始されたレジ袋有料化により、特にマイバッグの定着が難しいとされていたコンビニエンスストアにおいても、有料化直後から辞退率が70%を超え、国の目標削減率(約6割)を上回っている。日本フランチャイズチェーン協会では、令和6年に「レジ袋辞退率 70%以上の維持」を目標に改定している。また、日本チェーンストア協会によると、全国のスーパーマーケットにおけるレジ袋辞退率は令和3年度には80%を超えており、本市においても、マイバッグ・マイボトルの促進に向け、引き続きこの傾向を維持する取組が必要である。

##### ② ごみ排出抑制の取り組み

平成22年12月から開始した家庭系可燃ごみ収集の有料化(指定袋制)により、可燃ごみ量は減少し、排出原単位も令和3年度以降減少している。しかしながら、排出抑制効果等を持続させるためには、有料化制度の定期的な点検・評価を行う必要がある。

また、可燃ごみ有料化に伴う手数料収入を活用した地域環境基金活用事業として、有価物集団回収助成事業、生ごみ減量機器購入助成事業、資源循環型システムモデル事業、環境教育図書等拡充事業、環境教育推進事業、レジ袋削減推進事業、エコクッキング事業、給食生ごみ堆肥化事業、落葉堆肥化事業、4R推進事業など多様な施策を実施している。今後も市民の意見等も踏まえ、基金の有効活用を進める必要がある。

有価物集団回収助成金交付制度は制度として定着し、平成23年度以降、地域環境基金の活用により助成金の見直しを行っているが、資源回収量は減少傾向にある。今後は、行政回収量の削減に向け、ごみ減量及び資源化に対する意識向上を図る必要がある。

生ごみについては、平成18年度から生ごみ処理機購入助成金制度を実施しており、平成23年度以降の助成金見直し等により、累計助成基数は増加している。生ごみ減量化をさらに推進していくためには、まずは食品ロス対策について事業者と協力して戦略的に取り組む必要がある。また、減量化後もなお発生する生ごみについては、広報紙や出前講座等により生ごみ減量効果の重要性を周知するとともに、生ごみ処理機のPRや有効利用の紹介等を進める必要がある。

不要品譲渡のあっせんについては、組合による家具等のリユース品無料抽選会や子ども服等の無料提供会を継続するとともに、近年拡大している民間オンラインリユース市場も調査し、さらなるリユース促進を図る必要がある。

## 【和泉市のごみ減量化・資源化に係る課題等】

### ① 家庭系ごみの発生・排出抑制の推進

平成27年10月から実施した日常(可燃)ごみ有料化(指定袋制)をはじめとする種々の減量化策により本市の家庭系ごみは減少傾向にある。しかしながら、食品ロスの削減の推進に関する法律やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行などを受け、ごみ量の減少だけでなくその質も問われている。

一方で缶類、びん類、ペットボトル、プラスチックボトル等及び紙類等は、資源物の収集が定着していくとともに、再資源化集団回収による新聞、雑誌・書籍類、ダンボール、飲料用紙パック、その他紙類及び古繊維の6種類の資源物回収も一定の成果を上げており、より一層のごみ減量化を行うためには、使い捨て商品や容器包装を多用する消費型ライフスタイルを見直し、発生・排出抑制を推進していくような循環型地域経済システムを目指していく必要がある。

生ごみ処理容器の助成は平成5年度から実施し、また適宜購入費補助を拡充しており、今後も生ごみ減量化を推進していくためには、まずは生ごみを出さない食品ロス対策について事業者と協力して戦略的に実施するとともに、どうしても出る生ごみについては減量効果のPRや使用方法の実演、有効利用の紹介等を実施していく必要がある。

さらに、再資源化集団回収活動の更なる制度の普及を図るほか、環境教育や地域活性化への波及効果についても具体的にPRしていく必要がある。

### ② 資源物回収システムの充実

近年、容器包装等の材質が生産者の企業努力や消費者のニーズにより、軽くて強度のある容器包装(ペットボトルや紙製容器等)に移行しており、再資源化集団回収量や資源物量の減少の要因の一つとなっている。

一方で、ごみの資源化を推進していくためには、複雑・多様化していく市民のライフスタイルに合わせて、市民の誰もが参加できるように、再資源化集団回収や店頭回収、リサイクルショップの活用等の多様な資源回収システムの拡充が求められている。

また、これらのシステムを円滑に推進していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの責任・役割・連携を明確にしていくことが重要である。

本市ではノートパソコンを含む小型家電は本市公共施設4か所に回収ボックスを設置し、小型家電リサイクル法に基づく使用済小型家電の無料回収を行っている。

また、一部スーパーに回収ボックスを設置し、家庭用廃食油を回収している。

さらに、プラスチック類のリサイクル推進のため、令和3年2月から使い捨てコンタクトレンズの空ケース、令和4年4月から使用済インクカートリッジの回収ボックスをそれぞれ設置して回収するなどリサイクルを推進している。今後も引き続き、資源物回収システムの充実を図る。

## 【高石市のごみ減量化・資源化に係る課題等】

### ① 家庭系ごみの発生・排出抑制の推進

平成25年4月から実施した家庭系普通(可燃)ごみ収集の一部従量制により、普通(可燃)ごみ量は減少傾向を継続している。この排出抑制効果等を今後も持続させ、かつ資源のさらなる回収を図るために、4Rの市民への周知・徹底を図る必要がある。

戸別排出における資源物の収集が定着している状況の中で、より一層のごみ減量化を行うために、生ごみを出さない食品ロス対策について検討するとともに、広報紙を通じ、生ごみ減量の説明と併せ、生ごみ処理機のPR等を行う。

また、令和2年7月に開始したレジ袋有料化に伴い、これまでマイバッグの定着が難しい状況にあったコンビニにおいても有料化直後から辞退率が70%を超え、国の目標削減率(約6割)を上回り、日本フランチャイズチェーン協会では令和6年に「レジ袋辞退率70%以上を維持する。」と目標の改定を行っている。

また、日本チェーンストア協会によると全国のスーパーにおけるレジ袋辞退率は令和3年度には 80%を超えていている。本市においても、マイバッグの促進に向けて引き続きこの傾向を維持していくことに努める。

なお、有価物集団回収活動については、更なる制度の普及を図るほか、環境教育や地域活性化への波及効果についても具体的に啓発していく。

## ② 資源物の回収システムの充実

近年、容器包装等の材質が、生産者及び消費者のニーズにより、軽い容器包装(ペットボトルや紙製容器等)に移行しつつある。

ごみの資源化を推進していくためには、複雑・多様化していく市民のライフスタイルに合わせて、市民の誰もが参加できるように、有価物集団回収、店頭回収、リサイクルショップの活用等の多様な資源回収システムの拡充が求められている。また、これらのシステムを円滑に推進していくために、市民・事業者・行政がそれぞれの責任・役割・連携を明確にしていくことが求められている。

## (3) ごみ分別排出、収集・運搬について

組合市における現状のごみ分別排出、収集・運搬に係る課題等を以下に示す。

### 【泉大津市のごみ分別排出に係る課題等】

#### ① 家庭系ごみ

家庭系ごみのうち、容器包装廃棄物は環境省の容器包装廃棄物の実態調査(令和4年度)によると容積比で約6割を占めている。その容器包装廃棄物のリサイクルについて、容器包装リサイクル法により、排出区分や収集方法等を「分別収集計画」として定め、計画的に実施することが求められている。

本市では既に、容器包装廃棄物である空きかん(アルミ・スチール)、空きびん(無色・茶色・その他)、古紙(紙パック・段ボール・雑がみ)、ペットボトル及び容器包装プラスチック(食品トレイを含む)の分別収集を実施していることから、引き続き市民等への周知徹底を図るとともに、効率的な収集運搬システムを整備していく必要がある。

また、国では「プラスチック資源循環促進法」の施行によりプラスチック製品廃棄物の分別収集・資源化が求められていることから、今後、組合及び構成市とともに、国の方向性に沿った分別のあり方について検討し、実施していく必要がある。

#### ② 事業系ごみ

事業系ごみ(持込ごみ)は、事業者自らが責任を持って処理するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼して適正に処理する必要がある。

事業所においては、ISO14001 の認証取得など環境管理に積極的に取り組む事例もあり、ごみ減量化・環境保全への意識は高まりつつある。しかし、小規模事業所、飲食店、食品販売店等で小売業から排出される厨芥類については、事業者責任による食品ロス対策や資源化システムの構築が求められている。

これら的小規模事業所等で発生するごみは業種により多様であるため、大規模小売業を含め、業種に応じたごみの発生抑制、排出抑制及び資源化の方法について、引き続き啓発、指導方法を検討していく必要がある。

また、月 5,000 キログラム以上の事業系一般廃棄物を排出する多量排出事業者は、「泉大津市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例」に基づき、毎年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」を市長に提出することが義務づけられている。今後は、これら多量排出事業者に対し、具体的な減量化・資源化の指導を行っていく必要がある。

さらに、事業所で発生するごみの減量化を推進するためには、市・学校・公民館等の公共施設が率先して取り組むことが必要であり、職員による分別排出の徹底及び分別項目の拡充が求められる。

#### ③ 小型家電リサイクル法への対応

平成 28 年度から、小型家電リサイクル法の認定事業者と、ごみ減量及び資源の有効利用に向けた連携協定を締結し、使用済小型家電の宅配回収サービスを実施している。今後も、さらなる分別・リサイクルの促進に向け、利便性の向上や分別方法のわかりやすさに配慮した回収システムや広報のあり方について、適宜見直していく必要がある。

#### ④ リチウム蓄電池等への対応

令和7年4月に環境省より「リチウム蓄電池等の適正処理に関する方針」が通知された。本方針により家庭から排出された全てのリチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品について、市町村が処理体制を構築することが求められている。

本市では令和 7 年 10 月から不要となったリチウム蓄電池等を市環境課の窓口で回収を行っている。

##### [回収対象]

「モバイルバッテリー」「加熱式たばこ」「スマートフォン」「電気かみそり」「電動工具」「ハンディファン」「電動式玩具」「作業服用ファン」など、バッテリーを取り外しできるリチウム蓄電池等(膨張・変形した蓄電池等も回収する。)

### 【和泉市のごみ分別排出、収集・運搬に係る課題等】

#### ① 分別収集の充実による容器包装ごみの資源化推進

家庭系ごみの中で容積比約5割を占める容器包装ごみのリサイクルを検討していく必要がある。容器包装リサイクル法は容器包装ごみのリサイクルとその分別収集に当たっての排出区分や収集方法等を「分別収集計画」として定め、計画的に実行することが求められている。

本市では既に、缶類、びん類、ペットボトル、食品トレイ、プラスチックボトル等、飲料用紙パック、段ボール、その他の紙類等の分別収集を行っている。

また、収集した容器包装ごみ・資源物を引き渡す再生事業者等の受け皿の確保及び引き渡し先の受入基準に対応した選別・圧縮・保管施設等の整備は組合と協議していく必要がある。

特にプラスチックごみについては「いざみプラスチックごみゼロ宣言」を起爆剤として戦略的な取り組みが求められている。さらに、国ではプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収・リサイクルする動きがあることから、今後の動向を注視し、組合及び構成市とともに国の方針に沿った分別のあり方について検討していく必要がある。

#### ② 家庭系ごみの効率的な収集・運搬の実施

市街地の再整備や共同住宅化・中高層化が進む中で年々世帯数は増加している。家庭系ごみの収集運搬は現状の委託収集を継続し、収集運搬頻度等は必要に応じて見直していく。

また、新たな分別収集を行うにあたっても、委託収集による体制を構築していく。

さらに、資源物のリサイクルを推進するため、収集後の選別・再生工程を考慮し、資源物が汚れたり、選別しにくい形状にならないような収集運搬方法を研究する。

#### ③ 高齢者等ごみ出し困難者世帯への支援

高齢化率が増加するなか、本市の高齢化率は令和6年度実績で 26.4%と超高齢社会となっている。

本市ではごみ出し困難者への支援策として「おたがいさまサポーター事業」(高齢支援担当)を実施しているが、高齢化の進行に鑑み、新たな施策を検討するなど見直しを行う必要がある。

#### ④ 事業系ごみ(直接搬入ごみ含む)の発生抑制・資源化の推進

ISO14001 の認証取得等により積極的に環境管理を進める等、事業者のごみ減量化・環境保全に対する意識は高まりつつあるが、小規模事業所、飲食店、食品販売店等の小売業から排出される厨芥類の資源化は、あまり進んでおらず、事業者責任による新たな食品ロス対策や資源化システムの構築が求められている。

これら小規模事業所等で発生するごみの品目は業種によって多様であり、大規模小売業を含めたそれぞれの業種に応じたごみの発生抑制・排出抑制や資源化方法について、引き続き啓発・指導方法を検討する必要がある。

また、事業所で発生するごみの減量化を推進するためにも、市、学校等の公共施設が率先して実施する必要があり、公共施設全体の職員の分別排出の徹底と分別の拡充が求められている。

## 【高石市のごみ分別排出、収集・運搬に係る課題等】

### ① 分別収集の充実による容器包装ごみの資源化の推進

家庭系ごみの中で、容積比約6割（環境省の容器包装廃棄物の実態調査（令和4年度））を占める容器包装ごみのリサイクルは、更なる取り組みが必要である。「容器包装リサイクル法」は容器包装ごみのリサイクルと、その分別収集に当たっての、排出区分や収集方法等を「分別収集計画」として定め、計画的に実行することが求められている。

本市では既に、缶・ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装の分別収集を行っており、市民等への周知徹底を図るとともに、効率的な収集運搬システムを整備していく必要がある。

なお、国では「プラスチック資源循環促進法」の施行によりプラスチック製品廃棄物の分別収集・資源化を求めていることから、今後、組合及び構成市とともに国の方向性に沿った分別のあり方について検討し、実施していく必要がある。

### ② 家庭系ごみの効率的な収集・運搬の実施

収集車1台当たりの収集エリア、収集ルート等を考慮して、効率的な収集・運搬体制の構築を図る必要がある。

その際、市民サービスのレベルを維持しつつ、より経済的・効率的な収集ができるよう精査・検討が必要である。

また、資源物のリサイクルを推進するためには、収集後の選別・再生工程を考慮し、収集対象品目に適した収集運搬車を整備し、資源物が汚れたり、選別しにくい形状にならないような積載方法等を検討する必要がある。

### ③ 事業系ごみ(直接搬入ごみ含む)の発生抑制・資源化の推進

ISO14001 の認証取得等により、積極的に環境管理を進める等、事業者のごみ減量化・環境保全に対する意識は高まりつつあるが、小規模事業所、飲食店、食品販売店等の小売業から排出される厨芥類の資源化は、あまり進んでおらず、事業者責任による新たな資源化システムを構築する必要がある。

これら、小規模事業所等で発生するごみの品目は業種によって多様であり、大規模小売業を含めたそれぞれの業種に応じたごみの発生抑制・排出抑制・資源化方法について、引き続き啓発・指導方法を検討する必要がある。特に食品関連事業者に対しては、事業者責任による戦略的な食品ロス対策や資源化システムの構築を要請していく必要がある。

また、事業所で発生するごみの減量化を推進するためにも、市、学校、公民館等の公共施設が率先して実施する必要があり、公共施設全体の職員の分別排出の徹底と分別の拡充が求められている。

### ④ 小型家電リサイクル法への対応

本市では、パソコンについてはメーカー回収としており、他の小型家電は「粗大ごみ」として収集し、組合の粗大ごみ処理施設においてデジタルカメラ等の7品目を選別したのち処理している。今後、小型家電の再資源化を促進するとともに市民の利便性を向上するため、新たな回収システムを整備していく必要がある。

#### (4) 中間処理について

本組合のごみ焼却施設のうち 5 号炉は休炉しており、稼働中の 1・2 号炉は老朽化が進行していることから、今後のごみ発生量の将来予測などを踏まえ、本組合の廃棄物処理施設全体において、将来を見据えた具体的な検討を行う時期に来ている。

令和 3 年度において「施設整備総合計画」を策定し、長寿命化の目標年度を令和 15 年度と定め、令和 4~5 年度の 2 カ年で基幹的設備改良工事を実施し、施設の長寿命化を図るとともに、二酸化炭素の排出抑制に取り組んできた。

また、令和 16 年度以降の新施設の整備に向けた更新事業を進めており、令和 3 年度において基本構想の策定に着手し、基本的な計画条件、脱炭素化社会、地域循環共生圏の構築に向けた施設の活用策、立地検討手法、施設整備スケジュール等を整理した。この基本構想を基本に、新施設の立地検討を行い、令和 6 年 11 月に有識者で組織する附属機関「一般廃棄物処理施設立地検討委員会」からの答申を受け、令和 7 年 10 月に一般廃棄物処理施設の整備方針を定め、ENEOS 大阪事業所跡地（高石市高砂）を次期建設候補地とした。

この整備方針では、当該候補地へ整備する施設は焼却施設・粗大ごみ処理施設並びに付帯施設とし、資源化センター及び管理棟については、既存施設を活用することとし、リサイクル施設については、現クリーンセンター解体後に現有地にて整備すること等を定めた。

次期整備する施設については、基本構想に掲げられているとおり、多面的価値を創出する廃棄物処理施設として、地域の安全・安心な生活環境の維持に貢献するとともに持続可能な環境保全に寄与し、資源循環や脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取組の拠点となるよう、十分に検討をするものである。

#### (5) 最終処分について

松尾寺山最終処分場は平成 5 年から供用開始し、約 33 年経過しているが、大阪湾広域臨海環境整備センターの神戸沖・大阪沖埋立処分場との併用により、延命化を図っている。なお、大阪湾広域臨海環境整備センターでは、フェニックス事業の 3 期計画として神戸沖埋め立て処分場を計画しており、2031 年度より着工する予定である。しかし、最終処分場施設は中間処理施設とは異なり、土地、海面空間を消費する施設であるため、松尾寺山最終処分場及び神戸沖・大阪沖埋立処分場を可能な限り長期的かつ計画的に持続させるためにも、発生、排出段階によるごみ減量化、資源化を進める必要がある。

## (6) その他について

組合市におけるその他の課題等を以下に示す。

### 【泉大津市のその他の課題等】

#### ① 不法投棄防止対策の強化

不法投棄防止の強化を図るため、業務委託による定期的なパトロールや、ボランティア団体である衛生委員会による清掃活動及び定期的なパトロールを実施しており、一定の効果を上げている。しかし、監視・通報体制をより強化するためには、体制や組織の拡充に取り組む必要がある。

また、公共用地や私有地等の空き地、道路、公園に対する不法投棄防止や、不法投棄されたごみの処理については、占有者又は管理者が責任を持って対応することが原則であるが、マンションや空き地等での事例については、行政と管理者が協議し、適切な対策を講じていくことが求められる。

さらに、可燃ごみの排出区分を守らず排出する行為や、家電製品、適正処理困難物等を投棄に対しては、啓発及び指導体制の一層の強化が必要である。

加えて、家電リサイクル法や小型家電リサイクル法の指定品目に係る不適正排出や不法投棄へ対応するため、現在実施しているパトロールの拡充に加え、広報紙、市ホームページ、看板等による啓発も強化していく必要がある。

### 【和泉市のその他の課題等】

#### ① 市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみの発生・排出抑制のために果たすべき自らの役割を自覚し、実践する体制づくりの推進

ごみの発生・排出抑制や環境保全に対する意識が高まりつつある中、市民・事業者・行政が、今後どのような行動を実践する事により、更なるごみの減量効果を左右する。

また、ライフスタイルや事業活動の中で具体的な事例とその効果等の情報交換を行い、ごみ減量のために果たすべきそれぞれの役割を自覚し、取り組んでいく必要がある。

本市の啓発活動は、広報紙や市ホームページ、ごみ分別アプリ等で実施しているが、より一層の充実・向上を図るためにも市民の意識調査や感想・意見等の反映や関係事業所等との連携・取り組みが必要である。

#### ② ごみ減量化に向けた事業系ごみ(直接搬入ごみ含む)処理の構築

事業系ごみ(直接搬入ごみ含む)は、事業者責任により事業者自らが施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼し処分しなければならない。

3t／月以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者や事業所の延べ床面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上ある場合等は、「和泉市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例及び同条例施行規則」に基づき毎年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用並びに適正処理に関する計画書」を作成し、市長に提出しなければならない。

また、事業系ごみは、ごみ減量化への誘導や資源化への取り組み等を検討し、より一層の事業者責任と減量化・資源化を求めていく必要がある。

#### ③ 不法投棄ごみに対する対応の強化

ごみ減量等推進員を平成7年度から委嘱し、地域の不法投棄の監視及び通報の体制を構築している。

空き地等の公共用地や私有地、道路及び公園への不法投棄防止対策や不法投棄されたごみは、占有者または管理者が責任を持って適切な対策を講じ得る効果的な啓発等が必要である。

また、日常(可燃)ごみ有料化の実施により、不適正排出や排出区分を守らず排出する行為、家電製品や適正処理困難物等を投棄する行為に対し啓発・指導体制の強化を図る必要がある。

さらに、広報紙、市ホームページ及び看板等による周知を強化したり、定期的なパトロール体制を継続していく必要がある。

#### ④ 経済的・効率的で安全・安心なごみ処理の推進

現状のごみ処理システムは、公共サービスとして、市税、ごみ処理手数料及び廃棄物発電事業収入等を主な財源として運営されている。この財源を有効に使うために、経済的かつ効率的な廃棄物処理事業の推進に努めていく必要がある。

また、本市は家庭系ごみのすべての収集・運搬を民間委託しており、市民サービスの低下を招かないよう、ごみに関する市民意識アンケート調査を実施し、市民の意向を把握するとともに引き続き委託業者との連携や市職員による積極的な現場管理等に努める必要がある。

さらに、中間処理施設の運転・維持管理においても、適正な処理の水準を継続しつつ、最少の経費で最大の効果を得られるよう、適切な運転管理を行っていく必要がある。そのためには環境省の「一般廃棄物会計基準」等を活用しコスト管理の実施を検討する必要がある。

加えて、起こりうる大規模災害等に対して、平時からの備えを確立し、非常事態においても事業活動を継続できるように、強靭なごみ処理体制を構築・維持していく必要がある。

### 【高石市のその他の課題等】

#### ① 市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみの発生抑制・排出抑制のために果たすべき自らの役割を自覚し、実践する体制づくりの推進

ごみの発生抑制、排出抑制や環境保全に対する意識が高まりつつある中で、市民・事業者・行政が今後、どのような行動を実践するかにより、更なるごみの減量効果が得られるのか、また、ライフスタイルや事業活動の中で具体的な事例とその効果等の情報交換を行い、それぞれのごみ減量に果たす役割を自覚し、取り組んでいく必要がある。

本市の啓発活動は、広報紙や市ホームページで実施しているが、より一層の充実・向上を図るためにも市民の感想・意見等の反映や関係事業所等の連携・取り組みが必要である。

#### ② 不法投棄ごみに対する対応の強化

空き地等となっている公用地や私有地、道路及び公園への不法投棄防止対策や不法投棄されたごみは、占有者または管理者が責任を持って適切な対策を講じ得る効果的な啓発等が必要である。

また、可燃ごみの排出区分を守らず排出する行為や、家電製品や適正処理困難物等を投棄する行為の防止のため啓発・指導体制の強化を図る必要がある。

さらに、「家電リサイクル法」施行に伴う家電4品目（エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫）の不適正排出や不法投棄に対応するため、現在実施しているパトロールの拡充や広報紙、市ホームページ及び看板等による周知を強化する必要がある。

#### ③ ごみ減量化に向けた事業系ごみ（持込ごみ）処理の見直し

事業系ごみ（持込ごみ含む）は、事業者責任により事業者自らが施設に搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼し処分しなければならない。

月間5t以上の事業系一般廃棄物を排出する事業者は、「高石市廃棄物の減量推進及び適正処理ならびに環境美化推進に関する条例」に基づき毎年1回「事業系一般廃棄物の排出の抑制及び再利用ならびに適正処理に関する計画書」を策定し、その計画書により、事業系ごみの減量・再資源化を行わなければならない。

また、事業系ごみは、ごみ減量化への誘導や資源化への取り組み等を検討し、より一層の事業者責任と減量化・資源化を求めていく必要がある。

#### ④ 適正なごみ処理費用負担のあり方の検討

家庭系ごみは、普通（可燃）ごみの一部従量制と粗大ごみの有料制を導入しているが、今後も両制度によるごみの減量化・資源化、市民負担の公平性の確保、ごみ処理経費の抑制等について、調査・検討を

進めしていく必要がある。

事業系ごみについても、事業者の自己処理の原則を踏まえ、減量化・資源化と併せ、適正なごみ処理費用の負担のあり方やごみ処理手数料等について、今後も調査・検討を進めていく必要がある。

##### ⑤ 経済的・効率的なごみ処理の推進

現状のごみ処理システムは、公共サービスとして、市民や事業者の税金、ごみ処理手数料及び廃棄物発電事業等を主な財源として運営されている。この財源を有効に使うために、経済的かつ効率的な廃棄物処理事業の推進に努めていく必要がある。

また、本市は家庭系ごみのすべての収集・運搬を一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託しており、市民サービスの低下を招かないよう、引き続き委託業者との連携や市職員による積極的な現場管理等に努める必要がある。

さらに、中間処理施設の運転・維持管理においても、適正な処理の水準を継続しつつ、最少の経費で最大の効果を得られるよう、適切な運転管理を行っていく必要がある。

## 第2節 ごみ処理の基本方針

---

### 1. 計画の基本的な考え方

本組合では、これまで組合市と連携し、資源循環型社会の形成を目指して、ごみの減量化や4Rの推進に取り組んできた。これらの取組により一定の成果を上げてきた一方、近年では、地球温暖化対策やプラスチック問題への対応など、廃棄物処理に求められる役割がより高度かつ多様なものとなっている。

国においては、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行をはじめ、循環型社会形成推進基本法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、「循環型社会形成推進基本計画」や国の基本方針、「廃棄物処理施設整備計画」などが策定・見直しされ、循環型社会の形成と脱炭素社会の実現を一体的に進める方向性が示されている。

一方、組合市においても、人口動態や産業構造の変化といった社会状況の変化に加え、総合計画に基づくまちづくりの推進や、地方分権の進展に即した市民本位の行財政運営の構築などを背景として、ごみ処理を取り巻く環境は大きく変化している。このような状況を踏まえ、前計画を検証・見直し、ごみ処理の新たな基本的方向性を構築する必要が生じている。

そこで本計画では、これまでの市民・事業者・行政それぞれの取組の成果を踏まえつつ、より一層のごみの減量化及び4Rの推進を図るとともに、適正な処理・処分を着実に進めることを基本とする。あわせて、資源循環や脱炭素の視点を重視し、廃棄物処理施設については、単なる処理機能にとどまらず、環境負荷の低減やエネルギーの有効活用など、多面的な価値を創出する施設として整備を進めることとする。

これらを踏まえ、本計画は、長期的・総合的かつ計画的な視点に立ち、将来のまちづくりの目標と整合を図りながら、本組合における一般廃棄物処理の基本的な方向性を明らかにするものである。

## 2. 基本理念

組合市の基本理念を表 2-2-1 に示す。

本組合では、組合市の総合計画や環境基本計画で掲げている都市像及び環境像の実現に向けたまちづくりを進められるよう、周辺地域の生活環境に配慮した中間処理及び最終処分に取り組むとともに、安全・安心な施設の維持管理を今後も継続していくものとする。

また、資源循環型社会の形成に向け、更なる「ごみの減量化と 4 R の推進」を組合の基本理念とする。

表 2-2-1 組合市の基本理念

泉大津市	<p>「第5次総合計画」は、まちの将来像「人と人との繋がり紡ぐ未来輝くまち泉大津 ～なんでも近いで ええとこやで～」を掲げ、その実現に向けて7つの基本目標を設定している。その中の一つとして「みんなが住みよい環境が整っているまち」を位置付けている。</p> <p>また、本市の「第3次環境基本計画」では、望ましい環境像として「身近な自然・環境を次世代へ引き継ぐ 持続可能なまち 泉大津」を掲げている。</p> <p>これらの上位計画を踏まえて、本計画では、第5次計画に続き「持続可能な循環型社会の構築に向けて」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たしながら連携を強化することで、ごみの排出抑制、再生利用、減量化及び適正処理を推進し、環境保全を一層強化した持続可能な循環型社会の構築を目指すものとする。</p>
和泉市	<p>「第5次和泉市総合計画(平成28年5月策定)」は、都市の将来像「未来に躍進！活力と賑わいあふれる スマイル都市」を実現するため、5つのまちづくり目標を定めており、このうちごみ減量や災害対策が関連するものとして「子どもたちの笑顔があふれ、健康で文化的な、人にやさしいまち」及び「安らぎを感じながら生活ができる、安心を実感できるまち」を掲げている。</p> <p>また、「和泉市環境基本計画(令和3年3月策定)」では、引き続き望ましい環境像「みんなの環でひろげる「すぐすぐ環境、わくわくいづみ」」を掲げている。</p> <p>これらの上位計画を受けて、本計画では、引き続き「ごみゼロ社会への挑戦」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみ減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境保全を強化した循環型社会の構築を目指していくこととする。</p>
高石市	<p>引き続き「循環型社会の構築から確立へー適正生産・適正消費・適正廃棄ー」を基本理念に掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を担うことで、ごみ減量化・資源化、資源の有効利用に努め、環境にやさしい循環型社会の構築を目指していくこととする。</p>

### 3. ごみ処理の基本的な方向性

基本理念に基づき、本組合におけるごみ処理の基本的な方向性を以下のとおり定める。

本組合は、組合市と協力しごみの減量・適正分別の促進を図るとともに、組合市から排出されたごみについては、処理工程の中で積極的に資源回収し、再生利用が困難なごみについては生活環境の維持のため適正に処理を行っていく。

ごみ処理施設については、日常の適正な維持管理と整備計画に基づく適切な定期点検整備を行うとともに、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを回収して隣接するプールへの温水供給や効率的なごみ発電を推進することにより、環境への負荷を低減・抑制する施設の整備・維持管理に取り組んでいく。

また、平成28年3月に竣工した資源化センターについては、缶・ビン・乾電池・せともの・ガラス類を磁力選別機及び手選別により選別処理している。また、ペットボトル・トレイ・プラスチック製容器包装は手選別により選別し、ペットボトル圧縮梱包機、容器包装プラ圧縮梱包機によりそれぞれ圧縮処理及び梱包しており、効率的な資源化処理を行っていく。

さらに、ごみの減量化・4Rの推進により埋立処分量の削減及び最終処分場の延命化を図っていく。

組合市のごみ処理の基本的な方向性を以下に示す。

#### 【泉大津市の基本的な方向性】

##### (1) 資源循環型の地域づくり

ごみの発生・排出抑制を重視した4R(リフューズ:断る、リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)への取組みを展開し、環境への負荷を低減した循環型地域社会を構築する。

- ① 啓発活動、環境教育による意識改革の推進
- ② ごみの発生、排出を抑制する取組みの推進

##### (2) 資源循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム(選別、破碎、焼却処理等)、埋立処分というごみ処理プロセスを精査し、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然、地域環境に配慮した資源循環型廃棄物処理システムを構築する。

- ① 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬
- ② 施設整備、適正管理の遵守
- ③ 緊急時のごみ処理対策

##### (3) 資源循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

資源循環型の地域づくりや資源循環型廃棄物処理システムの取組みに対応し、数値目標やコスト等の定量化指標による効率的で効果的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築する。

- ① 計画推進体制の強化
- ② 進捗状況管理の確立
- ③ コスト管理の構築
- ④ 情報公開の推進

## 【和泉市の基本的な方向性】

### (1)循環型地域経済システムの構築

ごみの発生・排出抑制を重視した3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生使用)の取り組みを展開し、環境への負荷を低減した循環型地域づくり

—ごみの発生・排出を抑制し、資源が円滑に循環するシステムの構築—

- ① 市民・事業者・行政が三位一体に行動する地域づくり
- ② ごみを作らない・出さない地域づくり
- ③ 地域経済と連動したリサイクル地域づくり

### (2)循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム(選別・破碎・焼却処理等)、最終処分システムというごみ処理プロセスを経て、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然・地域環境に配慮した循環型廃棄物処理システムを構築する。

- ① 効率的な収集・運搬体制づくり
- ② 資源循環に向けた施設づくり
- ③ 緊急時等におけるごみ処理体制づくり
- ④ 環境教育・環境学習の拠点づくり

### (3)循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

循環型地域経済システムや循環型廃棄物処理システムの取り組みに対応し、数値目標やコスト等の定量化指標による効率的・効果的かつ計画的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築する。

- ① 計画の進行管理
- ② 数値目標の進捗管理
- ③ コスト管理
- ④ 情報公開

## 【高石市の基本的な方向性】

### (1)循環型地域経済システムの構築

ごみの発生・排出抑制を重視した4R(リフューズ:断る、リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再資源化)への取り組みを展開し、環境への負荷を低減した循環型地域経済システムを構築する。

- ① 市民・事業者・行政が三位一体に行動する地域づくり
- ② ごみを作らない・出さない地域づくり
- ③ 地域経済と連動したリサイクル地域づくり

### (2)循環型廃棄物処理システムの構築

ごみの収集・運搬システム、中間処理システム(選別・破碎・焼却処理等)、埋立処分というごみ処理プロセスを経て、環境負荷の低減と資源・エネルギーの有効利用に努め、自然・地域環境に配慮した循環型廃棄物処理システムを構築する。

- ① 効率的かつ経済的な収集・運搬体制づくり
- ② 資源循環に向けた施設づくり
- ③ 緊急時等におけるごみ処理体制づくり
- ④ 環境教育・環境学習の拠点づくり

### (3)循環型廃棄物マネジメントシステムの構築

数値目標やコスト等の定量化指標による効率的・効果的かつ計画的な循環型廃棄物マネジメントシステムを構築する。

- ① 計画の進行管理
- ② 数値目標の進捗管理
- ③ コスト管理
- ④ 情報公開

#### 4. ごみ排出の数値目標

##### (1) 目標設定の考え方

組合市においては長年一般廃棄物処理基本計画を策定し、その都度、関連法令、上位計画に加え、ごみ排出量の現状、社会情勢の変化に鑑み目標値を設定している。

本計画では、組合市が今回の計画策定において設定した目標値を踏襲する。

##### (2) ごみ減量化目標の設定

本計画のごみ減量化目標は、組合市で設定した短期及び中・長期それぞれの目標を表2-2-2に示す。

表 2-2-2 組合市のごみ減量化目標

泉大津市	<p>【減量化目標】(令和6年度対比)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量※1<ul style="list-style-type: none"><li>・令和22年度 303g/人日</li></ul></li><li>○ 1日当たりの事業系ごみ排出量<ul style="list-style-type: none"><li>・令和22年度 19.8 t/日</li></ul></li><li>○ 1人1日あたりの総ごみ（家庭系ごみ+事業系ごみ）排出量※2<ul style="list-style-type: none"><li>・令和22年度 776 g/人日</li></ul></li></ul> <p>【資源化目標（資源化率）】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 排出段階における資源化量<ul style="list-style-type: none"><li>・令和22年度 20%以上</li></ul></li></ul>
和泉市	<p>【ごみ排出量※2の減量化目標】(令和6年度対比)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和12年度（中間目標年度） 2.5%以上削減</li><li>○ 令和22年度（最終目標年度） 7.5%以上削減</li></ul>
高石市	<p>【ごみ排出量※3の減量化目標】(平成12年度対比※4)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 令和8年度～令和22年度 50%減</li></ul>

※1：可燃ごみ+粗大ごみ(集団回収、資源ごみを除く。)

※2：(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷人口÷年間日数

※3：家庭系ごみ、事業系ごみの中の可燃ごみ及び粗大ごみ。

※4：前計画から引き続き平成12年度に対する減量化率を達成するため。

### 第3節 計画収集人口・ごみ量の将来予測

#### 1. 計画収集人口の将来予測

計画収集人口の実績及び将来予測結果を表 2-3-1 及び図 2-3-1 に示す。

表 2-3-1 計画収集人口の実績及び将来予測結果

単位:人

年 度	泉大津市	和泉市	高石市	組合市
実 績	平成27	75,597	186,601	58,114
	平成28	75,289	186,370	58,022
	平成29	75,047	185,936	57,892
	平成30	74,659	185,890	57,747
	平成1	74,421	185,790	57,617
	平成2	74,095	184,813	57,322
	平成3	73,466	184,185	57,121
	平成4	73,128	183,214	56,795
	平成5	72,921	182,630	56,206
	令和6	72,556	182,104	55,841
予 測	令和7	72,097	181,020	55,349
	令和8	71,689	180,215	54,856
	令和9	71,271	179,410	54,363
	令和10	70,842	178,605	53,870
	令和11	70,403	177,800	53,378
	令和12	69,953	176,760	52,885
	令和13	69,492	175,720	52,392
	令和14	69,020	174,680	51,900
	令和15	68,537	173,640	51,407
	令和16	68,043	172,600	50,914
	令和17	67,538	171,380	50,422
	令和18	67,022	170,160	49,929
	令和19	66,495	168,940	49,436
	令和20	65,956	167,720	48,943
	令和21	65,407	166,500	48,451
	令和22	64,846	165,140	47,958

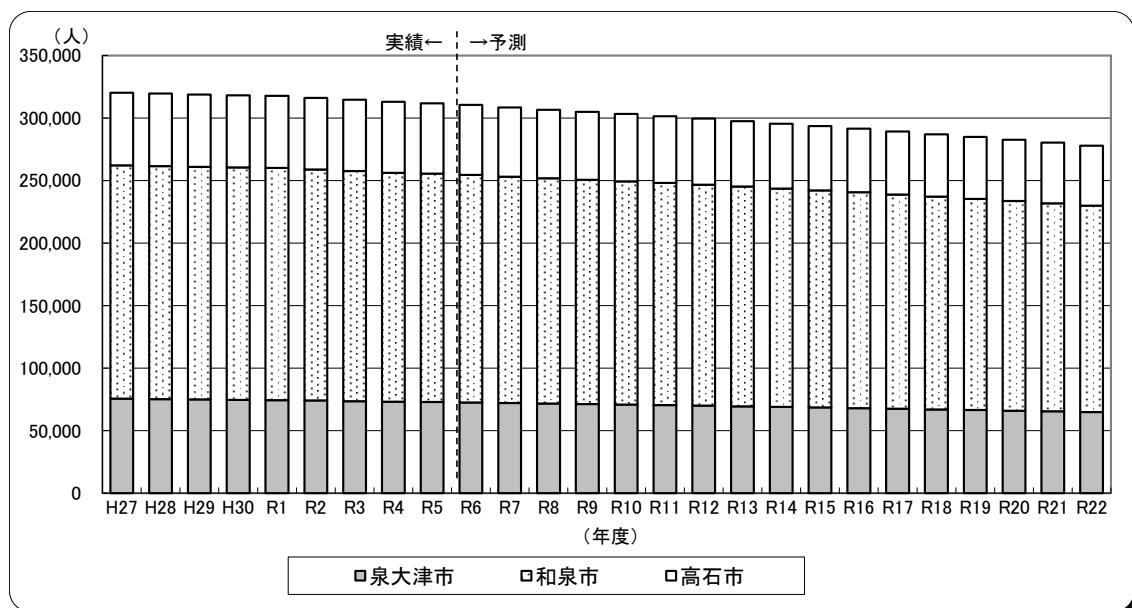


図 2-3-1 計画収集人口の実績及び将来予測結果

## 2. 現状推移によるごみ量の将来予測

### (1) 家庭系総排出ごみの将来予測

令和2年度から令和6年度実績で推移した場合の、資源集団回収量も含めた家庭系総排出ごみの1人1日当たり排出量の実績及び組合市において予測した将来予測結果を表2-3-2及び図2-3-2に示す。

表2-3-2 家庭系総排出ごみの1人1日当たり排出量の実績及び将来予測結果

単位:g/人日

年 度	泉大津市	和泉市	高石市	組合市	
実 績	令和2	586	592.08	556.91	584.28
	令和3	585	584.57	556.03	579.46
	令和4	569	564.52	529.23	559.21
	令和5	546	536.94	497.82	531.93
	令和6	526	530.65	496.45	523.33
予 測	令和7	523	527	493	519.97
	令和8	521	523	493	517.15
	令和9	518	517	493	512.95
	令和10	516	514	493	510.73
	令和11	513	509	493	507.09
	令和12	509	506	493	504.39
	令和13	507	503	493	502.19
	令和14	504	500	493	499.72
	令和15	501	497	493	497.22
	令和16	498	496	493	495.95
	令和17	497	493	493	493.93
	令和18	493	491	493	491.83
	令和19	491	488	493	489.56
	令和20	490	487	493	488.75
	令和21	488	486	493	487.68
	令和22	487	484	493	486.26

注) 組合市:家庭系総排出ごみ量(t/年) ÷ 人口 ÷ 年間日数 × 10<sup>6</sup>

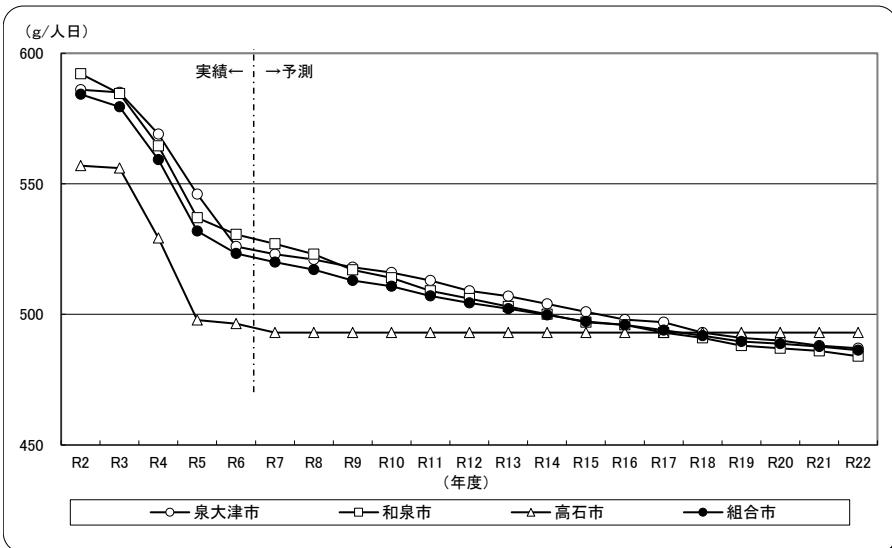


図2-3-2 家庭系総排出ごみの1人1日当たり排出量の推移

## (2) 事業系ごみの将来予測

令和2年度から令和6年度実績で推移した場合の、事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）1日当たり排出量の実績及び組合市において予測した将来予測結果を表2-3-3及び図2-3-3に示す。

表2-3-3 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）1日当たり排出量の実績及び将来予測結果

年 度		泉大津市	和泉市	高石市	組合市	単位:t/日
実 績	令和2	23.77	49.69	13.12	86.58	
	令和3	22.65	50.33	12.78	85.76	
	令和4	23.32	50.52	12.74	86.57	
	令和5	22.31	48.70	13.13	84.16	
	令和6	21.58	48.19	12.01	81.78	
予 測	令和7	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和8	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和9	21.58	48.22	12.57	82.38	
	令和10	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和11	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和12	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和13	21.58	48.22	12.57	82.38	
	令和14	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和15	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和16	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和17	21.58	48.22	12.57	82.38	
	令和18	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和19	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和20	21.58	48.22	12.57	82.37	
	令和21	21.58	48.22	12.57	82.38	
	令和22	21.58	48.22	12.57	82.37	

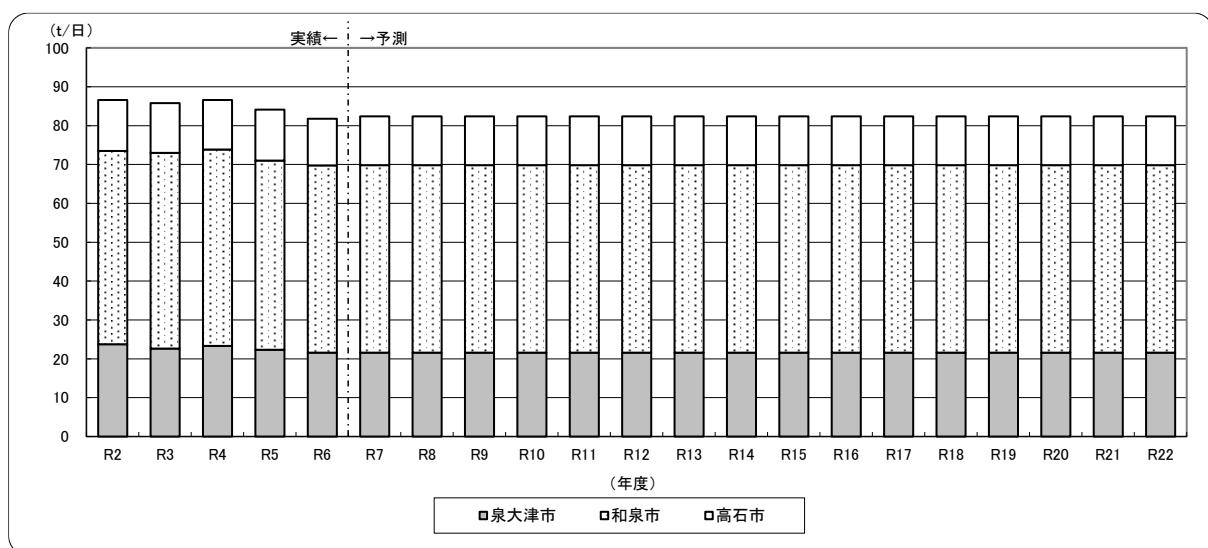


図2-3-3 事業系ごみ（直接搬入ごみ含む）1日当たり排出量実績の推移

### (3) 現状推移による総排出ごみ量及び処理量の将来予測

令和2年度から令和6年度実績で推移した場合の総排出ごみ量及び処理量の将来予測結果を図2-3-4、図2-3-5及び表2-3-4に示す。

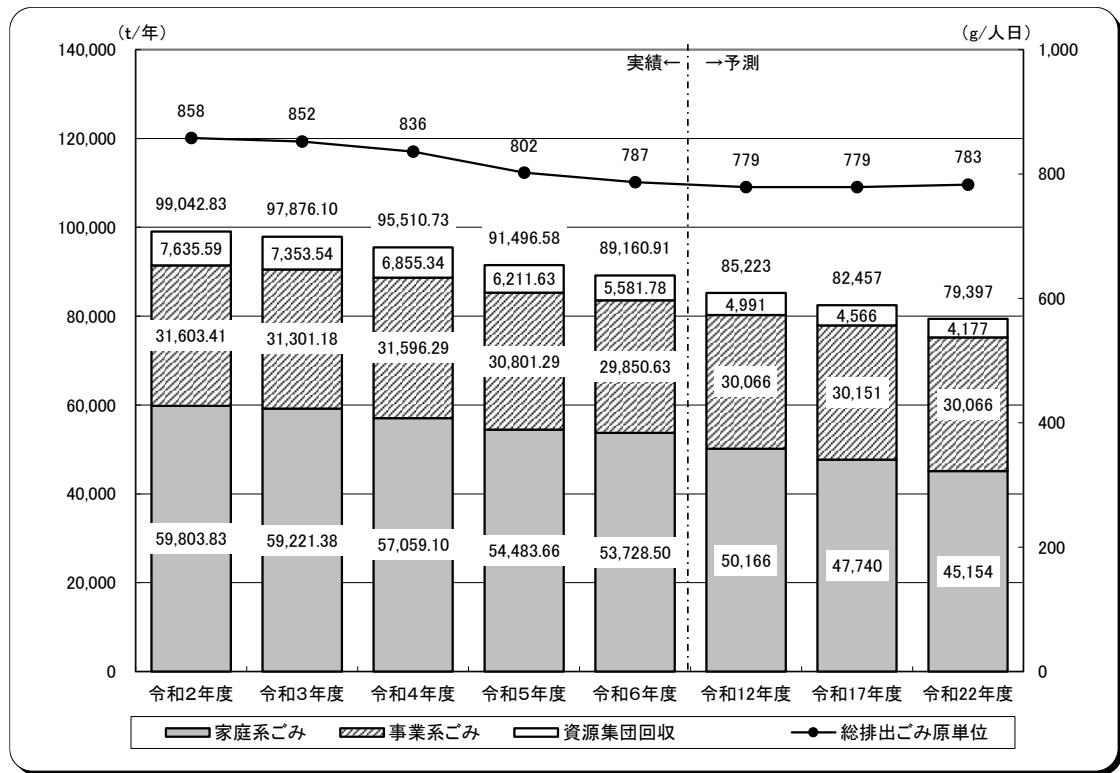


図2-3-4 現状推移による総排出ごみ量の将来予測結果

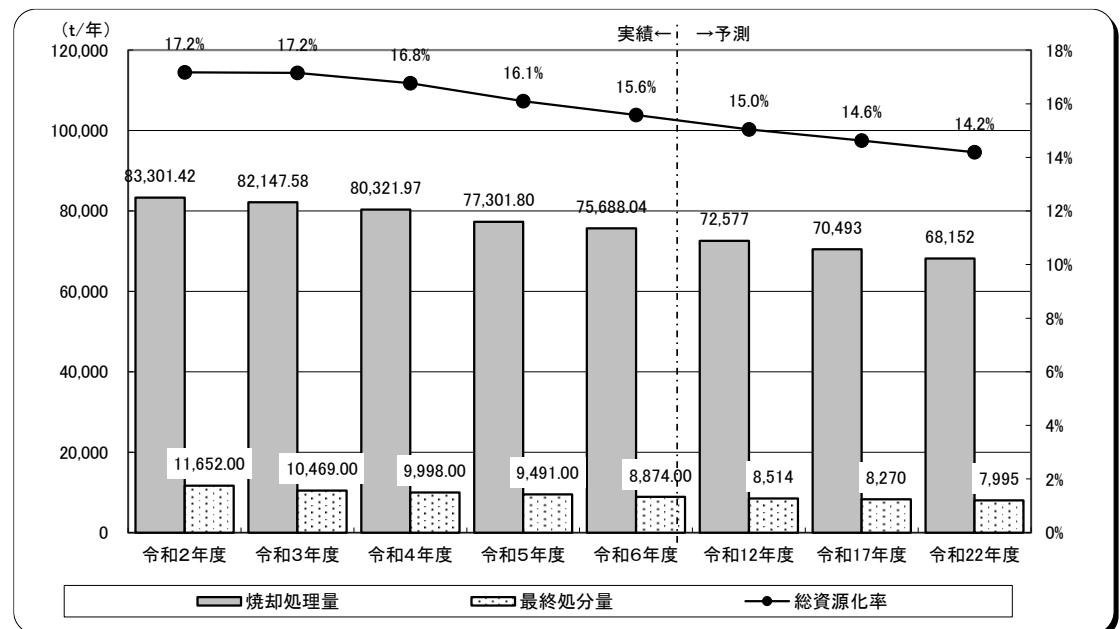


図2-3-5 現状推移によるごみ処理量の将来予測結果

表 2-3-4 現状推移によるごみ量の予測結果

項目	年度	実績					短期目標年度	中期目標年度	長期目標年度	
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6				
年間日数		日	365	365	365	366	365	365	365	
計画収集人口		人	316,230	314,772	313,137	311,757	310,501	299,598	289,340	
総排出ごみ	家庭系総排出ごみ	t/年	67,439	66,575	63,914	60,695	59,310	55,157	52,306	
	資源集団回収	t/年	7,636	7,354	6,855	6,212	5,582	4,991	4,566	
	家庭系ごみ	t/年	59,804	59,221	57,059	54,484	53,729	50,166	47,740	
	可燃ごみ	t/年	47,534	46,947	44,814	42,854	42,282	39,327	37,329	
	資源ごみ	t/年	8,500	8,847	8,797	8,485	8,388	8,126	7,849	
	粗大ごみ	t/年	3,770	3,427	3,448	3,145	3,059	2,713	2,562	
	事業系ごみ	t/年	31,603	31,301	31,596	30,801	29,851	30,066	30,151	
	可燃ごみ	t/年	30,354	30,156	30,499	29,635	28,821	29,006	29,087	
	資源ごみ	t/年	131	92	97	110	87	97	97	
	粗大ごみ	t/年	1,119	1,053	1,000	1,057	943	963	967	
	排出ごみ(家庭系+事業系)	t/年	91,407	90,523	88,655	85,285	83,579	80,232	77,891	
	可燃ごみ	t/年	77,887	77,104	75,313	72,489	71,103	68,333	66,416	
	資源ごみ	t/年	8,631	8,939	8,894	8,594	8,474	8,223	7,946	
	粗大ごみ	t/年	4,889	4,480	4,448	4,202	4,002	3,676	3,529	
	総排出ごみ	t/年	99,043	97,876	95,511	91,497	89,161	85,223	82,457	
	総排出ごみ原単位	g/人日	858	852	836	802	787	779	783	
中間処理・最終処分	中間処理ごみ量	t/年	88,568	87,426	85,354	82,001	80,270	76,951	74,705	
	可燃ごみ	t/年	77,887	77,104	75,313	72,489	71,103	68,333	66,416	
	資源ごみ	t/年	5,791	5,842	5,593	5,310	5,165	4,942	4,760	
	粗大ごみ	t/年	4,889	4,480	4,448	4,202	4,002	3,676	3,529	
	焼却処理量	t/年	83,301	82,148	80,322	77,302	75,688	72,577	70,493	
	可燃ごみ(資源回収後)	t/年	77,887	77,104	75,313	72,489	71,103	68,333	66,416	
	粗大ごみ(破碎可燃物)	t/年	4,226	3,846	3,875	3,695	3,546	3,256	3,126	
	資源ごみ(選別可燃物)	t/年	1,188	1,198	1,134	1,118	1,039	988	951	
	粗大ごみ処理量	t/年	4,889	4,480	4,448	4,202	4,002	3,676	3,529	
	破碎資源化物	t/年	655	631	573	505	451	415	398	
	破碎可燃物	t/年	4,226	3,846	3,875	3,695	3,546	3,256	3,126	
	処理困難物	t/年	8	2	1	2	4	4	4	
	リユース品	t/年	0	0	1	1	1	1	1	
	資源ごみ処理量	t/年	5,791	5,842	5,593	5,310	5,165	4,942	4,760	
	可燃物	t/年	1,188	1,198	1,134	1,118	1,039	988	951	
	資源化物	t/年	4,593	4,645	4,458	4,192	4,126	3,949	3,804	
	ガレキ	t/年	10	0	0	0	0	5	5	
再生利用	最終処分量	t/年	11,652	10,469	9,998	9,491	8,874	8,514	8,270	
	焼却残渣	t/年	11,642	10,469	9,998	9,491	8,874	8,509	8,265	
	ガレキ	t/年	10	0	0	0	0	5	5	
	組合資源化量	t/年	5,257	5,279	5,033	4,700	4,582	4,369	4,207	
	資源化率	%	5.9%	6.0%	5.9%	5.7%	5.7%	5.7%	5.6%	
組合市資源化量		t/年	3,934	4,155	4,125	3,820	3,732	3,459	3,285	
資源集団回収		t/年	7,636	7,354	6,855	6,212	5,582	4,991	4,566	
総資源化量		t/年	16,826	16,788	16,014	14,731	13,895	12,819	12,058	
総資源化率		%	17.0%	17.2%	16.8%	16.1%	15.6%	15.0%	14.6%	
									14.2%	

注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

組合資源化量：可燃ごみ中の資源+破碎資源化物+処理困難物+リユース品+資源ごみ資源化物

組合市資源化量：泉大津市の古紙行政回収

資源化率：組合資源化量 ÷ 中間処理量 × 100、 総資源化率：総資源化量 ÷ 総排出ごみ量 × 100

### 3. 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ量の将来予測

#### (1) ごみ減量化目標を達成した場合の総排出ごみ量及び処理量の将来予測

組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ量の将来予測結果を図 2-3-6、図 2-3-7 及び表 2-3-5 に示す。

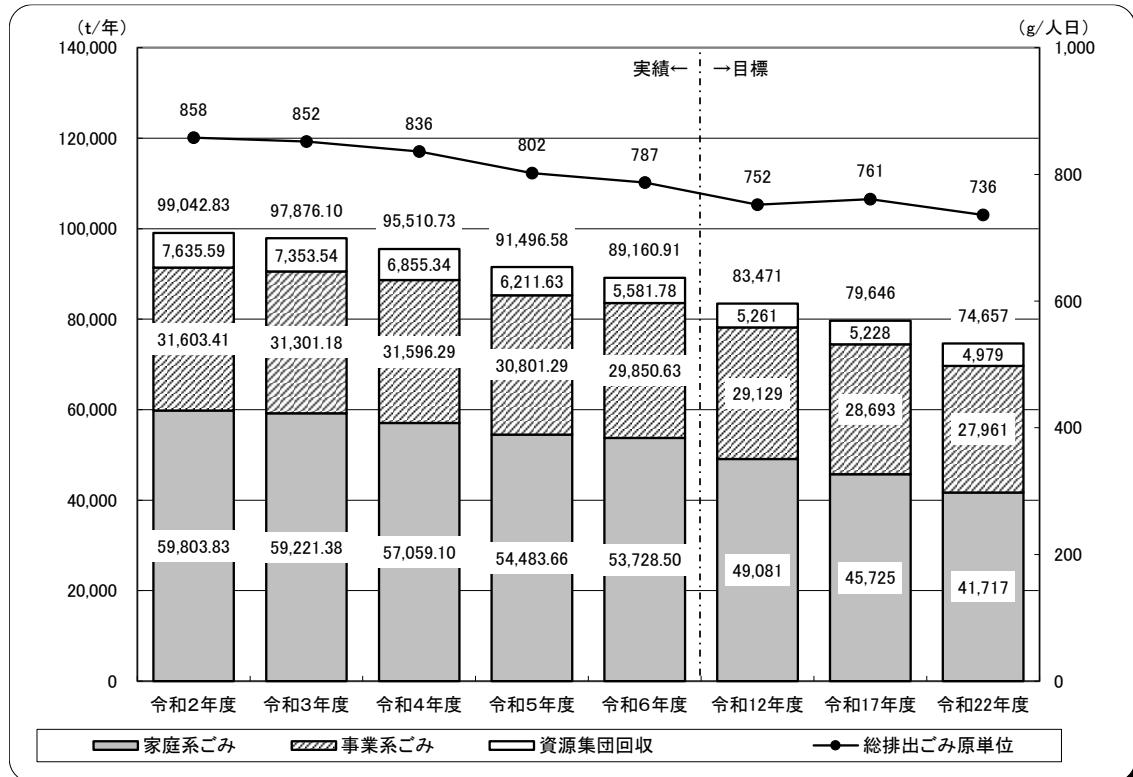


図 2-3-6 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合の総排出ごみ量の将来予測結果

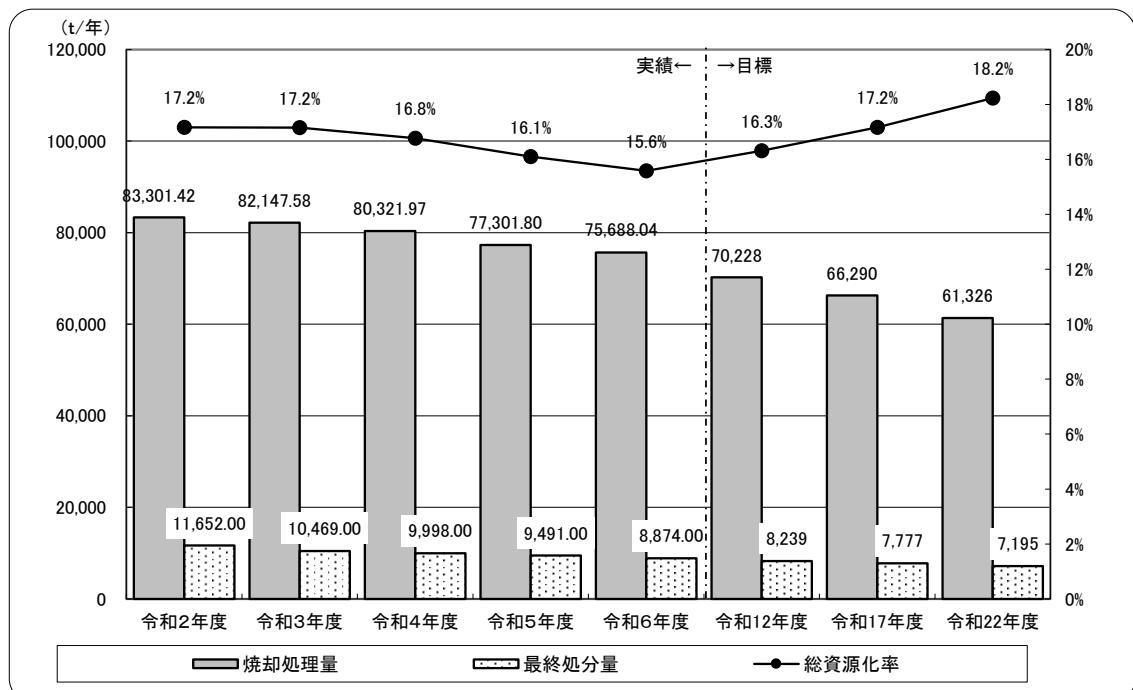


図 2-3-7 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ処理量の将来予測結果

表 2-3-5 組合市設定のごみ減量化目標を達成した場合のごみ量の将来予測結果

項目	年度	実績					短期目標年度	中期目標年度	長期目標年度	
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6				
年間日数		日	365	365	365	366	365	365	365	
計画収集人口		人	316,230	314,772	313,137	311,757	310,501	299,598	289,340	
総排出ごみ	家庭系総排出ごみ	t/年	67,439	66,575	63,914	60,695	59,310	54,342	50,953	
	資源集団回収	t/年	7,636	7,354	6,855	6,212	5,582	5,261	5,228	
	家庭系ごみ	t/年	59,804	59,221	57,059	54,484	53,729	49,081	45,725	
	可燃ごみ	t/年	47,534	46,947	44,814	42,854	42,282	37,913	34,594	
	資源ごみ	t/年	8,500	8,847	8,797	8,485	8,388	8,510	8,647	
	粗大ごみ	t/年	3,770	3,427	3,448	3,145	3,059	2,658	2,484	
	事業系ごみ	t/年	31,603	31,301	31,596	30,801	29,851	29,129	28,693	
	可燃ごみ	t/年	30,354	30,156	30,499	29,635	28,821	28,069	27,629	
	資源ごみ	t/年	131	92	97	110	87	97	97	
	粗大ごみ	t/年	1,119	1,053	1,000	1,057	943	963	967	
	排出ごみ(家庭系+事業系)	t/年	91,407	90,523	88,655	85,285	83,579	78,210	74,418	
	可燃ごみ	t/年	77,887	77,104	75,313	72,489	71,103	65,982	62,223	
	資源ごみ	t/年	8,631	8,939	8,894	8,594	8,474	8,607	8,744	
	粗大ごみ	t/年	4,889	4,480	4,448	4,202	4,002	3,621	3,451	
	総排出ごみ	t/年	99,043	97,876	95,511	91,497	89,161	83,471	79,646	
	総排出ごみ原単位	g/人日	858	852	836	802	787	763	752	
中間処理・最終処分	中間処理ごみ量	t/年	88,568	87,426	85,354	82,001	80,270	74,800	70,730	
	可燃ごみ	t/年	77,887	77,104	75,313	72,489	71,103	65,982	62,223	
	資源ごみ	t/年	5,791	5,842	5,593	5,310	5,165	5,197	5,056	
	粗大ごみ	t/年	4,889	4,480	4,448	4,202	4,002	3,621	3,451	
	焼却処理量	t/年	83,301	82,148	80,322	77,302	75,688	70,228	66,290	
	可燃ごみ(資源回収後)	t/年	77,887	77,104	75,313	72,489	71,103	65,982	62,223	
	粗大ごみ(破碎可燃物)	t/年	4,226	3,846	3,875	3,695	3,546	3,207	3,056	
	資源ごみ(選別可燃物)	t/年	1,188	1,198	1,134	1,118	1,039	1,039	1,011	
	粗大ごみ処理量	t/年	4,889	4,480	4,448	4,202	4,002	3,621	3,451	
	破碎資源化物	t/年	655	631	573	505	451	409	390	
	破碎可燃物	t/年	4,226	3,846	3,875	3,695	3,546	3,207	3,056	
	処理困難物	t/年	8	2	1	2	4	4	4	
	リユース品	t/年	0	0	1	1	1	1	1	
	資源ごみ処理量	t/年	5,791	5,842	5,593	5,310	5,165	5,197	5,056	
	可燃物	t/年	1,188	1,198	1,134	1,118	1,039	1,039	1,011	
	資源化物	t/年	4,773	4,645	4,458	4,192	4,126	4,153	4,040	
	ガレキ	t/年	10	0	0	0	0	5	5	
再生利用	最終処分量	t/年	11,652	10,469	9,998	9,491	8,874	8,239	7,777	
	焼却残渣	t/年	11,642	10,469	9,998	9,491	8,874	8,234	7,772	
	ガレキ	t/年	10	0	0	0	0	5	5	
	組合資源化量	t/年	5,437	5,279	5,033	4,700	4,582	4,567	4,435	
	資源化率	%	6.1%	6.0%	5.9%	5.7%	5.7%	6.1%	6.3%	
組合市資源化量		t/年	3,934	4,155	4,125	3,820	3,732	3,793	4,010	
資源集団回収		t/年	7,636	7,354	6,855	6,212	5,582	5,261	5,228	
総資源化量		t/年	17,006	16,788	16,014	14,731	13,895	13,621	13,673	
総資源化率		%	17.2%	17.2%	16.8%	16.1%	15.6%	16.3%	17.2%	
									18.2%	

注) 四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

組合資源化量：可燃ごみ中の資源+破碎資源化物+処理困難物+リユース品+資源ごみ資源化物

組合市資源化量：泉大津市の古紙行政回収

資源化率：組合資源化量 ÷ 中間処理量 × 100、 総資源化率：総資源化量 ÷ 総排出ごみ量 × 100

## (2) 国及び大阪府の目標値達成状況

令和2年度から令和6年度実績で推移した場合の予測値と、組合市設定の減量化目標を達成した場合の目標値について、国的基本方針の目標値及び府の目標値と比較したものを表2-3-6に示す。

国的基本方針の目標値は、令和12年度において資源ごみを除いた家庭系ごみ量(g/人日)を478g/人日、府の目標値は令和7年度に400g/人日としており、本組合の令和12年度目標値は国、府目標値を達成する見込みである。

表2-3-6 国目標値との比較(組合市)

項目	年度 単位	実 績		令和12年度(短期目標)				国的基本 方針の 目標値	府の 目標値	
		平成12年度 (基準年度)	令和6年度 (参考)	予測値	目標値	平成12年 度対比	平成12年 度対比			
計画収集人口	人	315,619	310,501	0.70%	299,598	-1.19%	299,598	-1.19%		
年間日数	日	365	365	-	365	-	365	-		
資源集団回収	t/年	11,094.29	5,581.78	-23.21%	4,991	-27.25%	5,261	-27.25%		
	g/人日	96.30	49.25	-23.95%	45.64	-26.37%	48.11	-26.37%		
家庭系ごみ	t/年	82,359.27	53,728.50	-31.94%	50,282	-35.05%	49,081	-38.36%		
	g/人日	714.92	474.08	-32.60%	459.81	-34.27%	448.83	-37.62%		
可燃ごみ	t/年	73,625.96	42,282.24	-35.31%	39,443	-38.37%	37,913	-41.36%		
	g/人日	639.11	373.08	-35.93%	360.69	-37.63%	346.70	-40.65%		
資源ごみ	t/年	5,279.81	8,387.68	14.61%	8,126	9.95%	8,510	2.91%		
	g/人日	45.83	74.01	13.51%	74.31	11.27%	77.82	4.14%		
粗大ごみ	t/年	3,453.50	3,058.58	-31.31%	2,713	-33.15%	2,658	-37.49%		
	g/人日	29.98	26.99	-31.97%	24.81	-32.35%	24.31	-36.74%		
可燃ごみ + 粗大ごみ	t/年	77,079.46	45,340.82	-35.13%	42,156	-38.13%	40,571	-41.18%		
	g/人日	669.09	400.07	-35.76%	385.50	-37.39%	371.01	-40.48%	478	400
事業系ごみ	t/年	48,924.56	29,850.63	-27.76%	30,066	-29.79%	29,129	-39.26%		
総排出ごみ	t/年	142,378.12	89,160.91	-29.83%	85,339	-32.64%	83,471	-37.80%	9%減(R4比)	11%減(R1比)
	g/人日	1,235.91	786.72	-30.50%	780.40	-31.83%	763.32	-37.05%		

注) 総排出ごみ:資源集団回収+家庭系ごみ+事業系ごみ

予測値:現状推移による予測値、目標値:組合市設定の減量化目標を達成した場合

国的基本方針目標値:廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための  
基本的な方針(令和7年2月)

四捨五入による端数処理をしているため、合計が合わない箇所がある。

## 第4節 ごみ処理の基本施策

### 1. ごみの発生・排出抑制、分別排出のための施策

#### (1) 啓発活動、環境教育による意識改革の推進

##### ① PR、啓発事業、4R教育の充実

市民・事業者・行政それぞれの日常的な連携の推進に向けて、ごみ減量、4Rの推進の意識の定着のために、幼児から大人までの一貫した環境教育を積極的に行い、各種イベント、キャンペーン、施設見学及び講演会を実施するとともに、図書、DVD等を活用するなど学習・交流の機会を拡充していく。

さらに、情報化を総合的に進めるとともに、泉大津市や和泉市においてはSNSを活用した分別アプリの導入などインターネット等を利用したPRや啓発にも努めていく。

また、市民がごみ処理に対して信頼と安全・安心を実感できるように、ごみ処理施設や最終処分場等の情報も公開していくとともに、事業者に対しても、ごみ減量の出前講座やセミナー、実践事例の情報提供等を充実させていく。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○地域環境基金を活用した啓発活動・環境教育の実施 ○食品ロスやプラスチックごみ削減に向けた啓発活動の推進 ○SNS等を活用したPR、啓発の実施 ○地域と連携した環境教育の推進 ○ごみ収集車を利用したPR・啓発 ○ごみ処理施設や最終処分場に関する情報提供
和泉市	○環境教育の推進 ○ITを活用した啓発、アプリの活用促進 ○ごみ処理・処分施設の情報提供
高石市	○環境教育の推進 ○ITを活用した啓発 ○ごみ処理・処分施設の情報提供 ○PR・啓発事業・リサイクル等のマグネットパネルを貼付したパッカー車の収集 ○食品ロスやプラスチックごみ削減に向けての啓発活動

##### ② ごみ減量関連事業の支援

市民・事業者・各種団体等が環境にやさしい行動を積極的に実践できるよう、ごみの減量化・資源化に関する情報を提供するとともに、関係者が自主的かつ活発な交流及び情報の発信と交換等を行うことができるシステムづくりを支援していく。

和泉市では、平成24年4月よりごみの減量を更に進めるためにごみダイエット作戦を推進しており、引き続き啓発に取り組んでいく。

#### 【基本的な取り組み】

○ごみ減量化・資源化に関する情報発信等システムの構築 ○家庭系ごみ・事業系ごみの減量化・資源化の事例調査・研究
--

### ③ 適正処理困難物の処理促進

本組合のごみ処理施設における適正処理が困難な廃棄物を市民に周知するとともに、そのリサイクル及び処理についての販売店引き取り等を含めた適正処理ルートを確立していく。

#### 【基本的な取り組み】

- 適正処理困難物の周知と処理ルートの確立

### ④ 環境美化の推進、不法投棄の防止、プラスチックごみ削減に向けた啓発

広場、道路等のごみの散乱を防止し、きれいなまちづくりを推進するため、関係諸団体と連携し、キャンペーン等の啓発事業を実施する。

自治会・各種団体・事業者が連携し、不法投棄防止パトロールの実施などにより、不法投棄や不適正排出を防止する。

また、本組合及び組合市が「プラスチックごみゼロ宣言」を掲げ、引き続き清掃活動や啓発に取り組み、プラスチックごみを削減する。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"><li>○不法投棄防止の看板設置</li><li>○パトロールや自治会・衛生委員会等による不法投棄、不適正排出の監視</li><li>○ごみ拾い活動など、まちの美化に向けた取組の推進</li><li>○プラスチックごみ問題に関する啓発の強化</li><li>○マイボトル・マイバッグ等の利用促進と、プラスチックごみ削減に向けた取組の推進</li></ul>
和泉市	<ul style="list-style-type: none"><li>○使い捨てプラスチック使用自粛の呼びかけ</li><li>○地域清掃活動の支援</li><li>○不法投棄防止の看板設置</li><li>○不法投棄防止監視パトロールの強化</li><li>○職員通報システムの構築</li></ul>
高石市	<ul style="list-style-type: none"><li>○環境美化キャンペーン活動の実施</li><li>○不法投棄防止の看板の設置</li><li>○不法投棄防止監視パトロールの強化</li><li>○一般廃棄物収集運搬業許可業者との連絡協力・連携</li><li>○ボランティアによる清掃ごみの回収</li><li>○不法投棄に対する法律の罰則規定の周知と取り締まりの徹底強化・追跡調査の対応を検討</li></ul>

## (2) ごみの発生・排出を抑制する具体的取り組みの推進

### ① 家庭系可燃ごみの有料制の充実

組合市が実施している家庭系可燃ごみの有料制（高石市においては一部従量制）については、実施状況及びその効果について点検・評価を行い、必要に応じて効果の維持もしくは効果を向上させる対策を検討、実施していくとともに、実施状況や効果結果を市民に公表することによって、市民の更なる意識改革を図るものとする。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○有料化の実施状況及び効果についての点検・評価、対策の検討及び公表 ○地域環境基金活用事業の充実
和泉市	○有料化の実施状況及び効果についての点検・評価、対策の検討及び公表
高石市	○一部従量制の実施状況及び効果についての点検・評価及び公表

### ② 分別排出区分の見直し・拡充と資源化拡大

組合市におけるごみの分別区分を表 2-4-1 に示す。

組合市では、平成 28 年度より「プラスチック製容器包装」の分別収集を実施しているが、国におけるプラスチック製容器包装・プラスチック製品の一括回収・リサイクルに関する動向を注視し、本組合及び組合市とともに国の方向性に沿った分別のあり方について検討のうえ、分別排出区分の適宜見直しを実施していく。

本組合では、小型家電リサイクル法に基づき、粗大ごみ処理施設においてデジタルカメラ等の使用済小型電子機器等を選別回収しており、今後も継続するとともに回収品目を拡充していく。また、組合市においても小型家電の回収システムについて検討を行う。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○出前講座などを活用した市民への周知徹底 ○国の方針に沿った分別排出区分の見直し ○分別収集計画の見直し
和泉市	○国の方針に合わせた分別排出区分の見直し ○店頭回収等の回収先拡充
高石市	○国の方針に合わせた分別排出区分の見直し ○分別収集計画の見直し

表 2-4-1 ごみの分別計画

項目	泉大津市	和泉市	高石市
可燃ごみ	可燃ごみ	日常(可燃)ごみ	普通(可燃)ごみ
粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ	粗大ごみ
資源ごみ	缶類	資源ごみC	資源物
	ビン類	資源ごみC	資源物
	乾電池	資源ごみC	資源物
	せともの類	資源ごみD	資源物
	ガラス類	資源ごみD	資源物
	スプレー缶、カセットボンベ	資源ごみC	資源物
	電球・蛍光灯(破損)	資源ごみD	資源物
	蛍光灯(未破損)	資源ごみC	蛍光灯・水銀体温計等
	水銀体温計	資源ごみC	蛍光灯・水銀体温計等
	ペットボトル	資源ごみB	新分別
古紙類	プラスチック製容器包装(食品トレイ含む)	資源ごみA	資源物
	新聞	資源ごみE	新分別
	雑誌	資源ごみE	新分別
	段ボール	資源ごみE	新分別
	飲料用紙パック	資源ごみE	新分別
	雑紙	資源ごみE	新分別
古布類		— (集団回収)	新分別

(令和2年度時点の計画)

### ③ 資源集団回収システムの拡充

組合市では、自治会・町内会・子ども会等が行う資源集団回収の支援を継続するとともに、支援制度の周知を図り、積極的な参加の呼びかけと啓発について推進していく。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○有価物集団回収の対象品目の拡充に向けた検討 ○未参加の自治会、子供会等への積極的な働きかけとPRの実施 ○地域環境基金の活用
和泉市	○再資源化集団回収の啓発・強化 ○行政回収から集団回収への排出移行の誘導 ○集団回収未実施地域への呼びかけ
高石市	○有価物集団回収奨励金交付制度の啓発の強化

#### ④ 不要品等のリユースの促進

組合市では、フリーマーケットやリサイクルショップ等の情報をインターネット等で提供し、不要品等の再使用を促進していく。

また、民間のオンラインリユース市場への関心の高まりも考慮し、幅広い層に向けてリユースの必要性を広報していく。

##### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○フリーマーケット、リサイクルショップに関する情報提供システムの構築 ○本市、和泉市、高石市及び組合の合同フリーマーケットの開催 ○本市、和泉市、高石市における不要品等のリユースの広域化 ○幅広い層に向けたリユースに関する広報の強化
和泉市	○不用品等のリユースの広域化 ○幅広い層に向けたリユースに関する広報
高石市	○イベント会場でのフリーマーケットの開催 ○リユース品交換会の実施 ○幅広い層に向けたリユースに関する広報

#### ⑤ 家庭における食品ロス削減と生ごみ減量化の推進

食品ロス削減推進法に基づき、家庭内での食品ロスの削減や水切りの徹底についての啓発を行い、生ごみ発生の抑制に努める。

また、組合市において、電動式生ごみ処理機や生ごみ堆肥化容器等は、家庭から排出される生ごみの減量化、資源化のための有効な手段であるので、関連情報の提供を積極的に行うとともに購入助成金制度の周知に努める。

##### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○食品ロスの戦略的な削減の実施 ○生ごみの水切りの徹底 ○生ごみ処理機購入助成金制度の推進
和泉市	○食品ロスの戦略的な削減の実施 ○生ごみの水切りの徹底についての啓発 ○生ごみ堆肥化容器購入費補助制度の拡充やPR、啓発の充実
高石市	○食品ロス削減の啓発 ○生ごみの水切りの徹底についての啓発 ○家庭用生ごみ処理機等購入補助制度のPR及び啓発の充実

## ⑥ 事業系ごみの排出管理と指導の徹底

事業系ごみについては、業種に応じたごみの発生抑制・資源化方法について指導・啓発を行い、事業者責任の確立やごみ減量指導を強化する。

また、事業者・組合市・本組合それぞれが高い意識を持ちながら、ごみ減量の取り組みを進める仕組みを構築するとともに、これらの取り組みが互いに連携し、有機的なつながりを保たれるよう、本組合がコーディネーターとしての役割を担っていく。

### 【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業系ごみ排出実態の把握</li><li>○多量排出事業者又は廃棄物管理責任者による減量計画書提出の徹底及び減量指導</li><li>○家庭系ごみへの混入防止の指導強化</li><li>○許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成○食品ロスの戦略的削減の推進</li></ul>
和泉市	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業系ごみ排出実態の把握</li><li>○ごみ減量ガイドライン・マニュアルの作成検討</li><li>○事業所向け自主回収の協力要請</li><li>○事業所向け実践事例情報提供</li><li>○事業所向けリサイクルシステム及びリサイクル業者の情報提供</li><li>○「事業系ごみの分け方・出し方」の配布(和泉市版、泉北環境版)</li><li>○多量排出事業者に対する減量の協力要請<ul style="list-style-type: none"><li>・多量排出事業者に対する減量計画書提出の徹底</li><li>・廃棄物管理責任者への減量の協力要請</li><li>・多量排出事業所の立入調査実施</li><li>・優良事業所の表彰制度導入の検討</li></ul></li><li>○食品ロスの戦略的な削減の実施</li><li>○魚あら(魚腸骨)処分(リサイクル)の府内業者指定によるリサイクル体制の確保</li></ul>
高石市	<ul style="list-style-type: none"><li>○事業系ごみ排出実態の継続的把握</li><li>○多量排出事業者に対する減量指導の強化<ul style="list-style-type: none"><li>・多量排出事業者対象者の見直しと減量計画書提出の徹底化</li><li>・廃棄物管理責任者への減量指導の強化</li><li>・多量排出事業所の立入検査実施の検討</li></ul></li><li>○家庭系ごみ排出への混入防止の指導強化</li><li>○許可業者等と連携した資源分別収集システムの形成</li><li>○食品ロス削減の実施</li></ul>

## ⑦ 行政のリサイクル実践行動

組合市では、公共施設におけるごみの減量リサイクルを率先して実施し、併せて学校給食等の生ごみリサイクルや緑（剪定枝、落ち葉など）のリサイクルを推進する。

また、職員の減量リサイクル意識を徹底し、公共施設におけるごみ減量リサイクルに積極的に取り組んでいく。

### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○資源循環を学ぶ農業体験(環境学習体験)の実施 ○研修等を通じた職員のごみ減量意識の徹底及び実践 ○ペットボトル等のリサイクルの推進 ○家庭から排出される廃食用油の再生利用
和泉市	○職員の減量意識の徹底 ○学校給食等の食品ロス削減及び生ごみリサイクルの実施 ○公園等の剪定枝活用促進の検討
高石市	○公共施設で不用となった文書類等の溶解処理の促進 ○学校給食等の食品ロス削減及び生ごみリサイクルの検討 ○公園等の剪定枝の活用の検討 ○職員の減量意識の徹底

## ⑧ 持続可能な開発目標 SDGs の実現のため、生産消費形態の確保（和泉市）

SDGs の目標 12 として「つくる責任 つかう責任」が掲げられており、その実現のためには持続可能な生産と消費が求められる。和泉市のごみ施策においても、SDGs の理念を踏襲し、望ましい生産・消費のあり方やライフスタイルの提言も含めた総合的な取り組みを推進していく。

### 【基本的な取り組み】

和泉市	○市民・事業者と協働した望ましい生産消費形態の検討
-----	---------------------------

## 2. ごみの適正処理のための施策

### (1) ごみ処理体系

本組合におけるごみ処理計画フローを図 2-4-1 に、ごみの処理・処分方法を表 2-4-2 に示す。

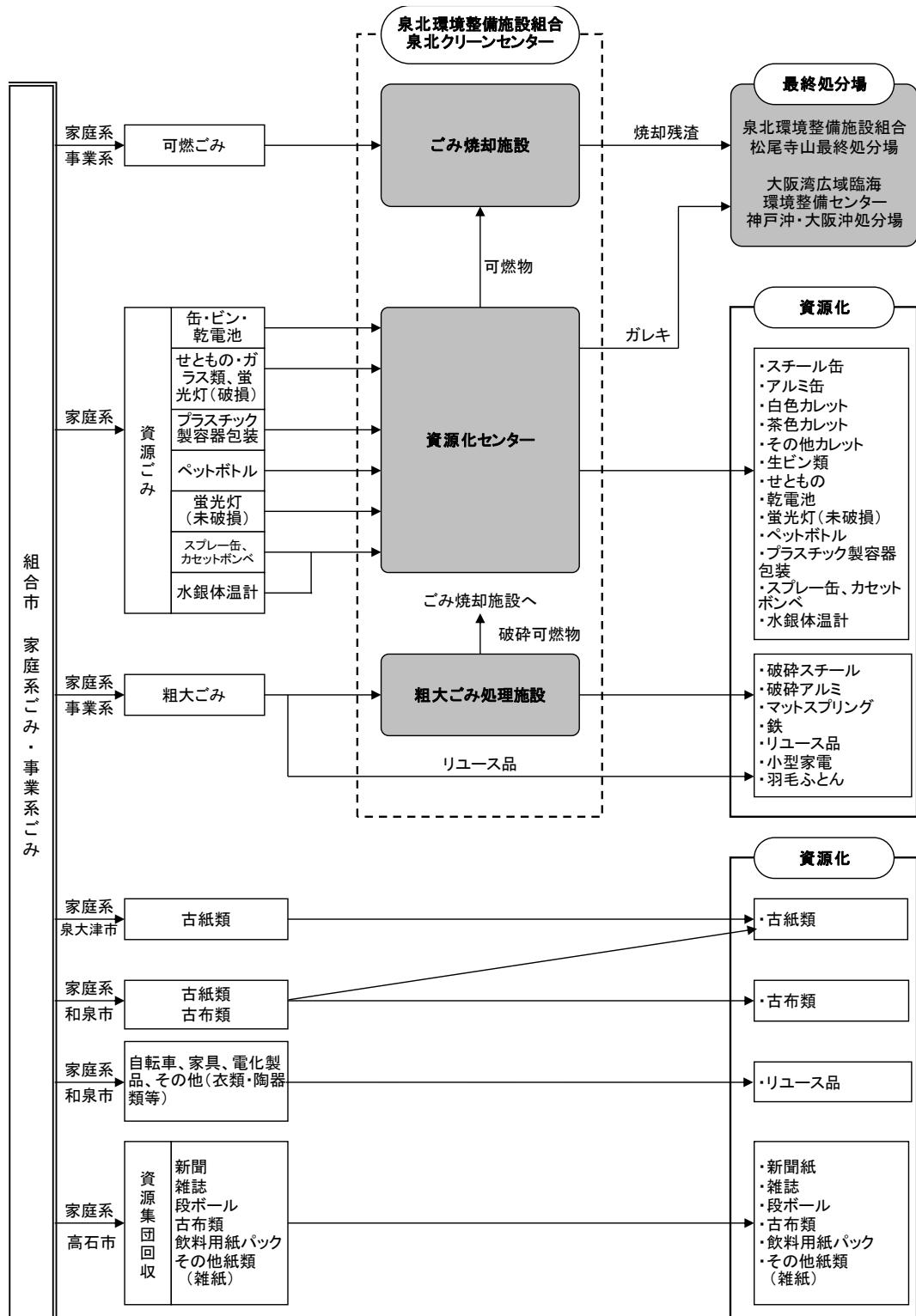


図 2-4-1 ごみ処理計画フロー

可燃ごみについては、ごみ焼却施設において焼却処理する。焼却に伴い発生する熱エネルギーは、発電等の有効利用を行い、焼却残渣は埋立処分する。

資源ごみは、資源化センターにおいて資源化処理し、選別可燃物は焼却処理、ガレキは埋立処分する。

粗大ごみについて、再生可能な家具は「家具等リユース品無料抽選会」へ、デジタルカメラや携帯電話等の小型家電は「小型家電リサイクル法」に基づきリサイクルした後、粗大ごみ処理施設において破碎選別処理し、破碎スチール・アルミは資源回収、破碎可燃物は焼却処理する。

表 2-4-2 ごみの処理・処分方法

ごみの種類	中間処理方法	中間処理生成物	
			処理・処分
可燃ごみ	焼却	焼却残渣(主灰、固化灰)	埋立処分
資源ごみ	缶類	選別・圧縮	スチール缶成型品
			アルミ缶成型品
	ビン類	選別	生ビン
			無色カレット
			茶色カレット
			その他カレット
	乾電池	選別	乾電池
	スプレー缶、カセットボンベ	選別	スプレー缶、カセットボンベ
	せともの・ガラス類 蛍光灯(破損)	選別	せともの
			カレット(ガラス類)
			ガレキ
	蛍光灯(未破損)	選別	蛍光灯(未破損)
	水銀体温計	選別	水銀体温計
	ペットボトル	選別・圧縮梱包	ペットボトル梱包品
	プラスチック製容器包装	選別・圧縮梱包	プラスチック製容器包装梱包品
	選別可燃物	焼却	焼却残渣(主灰、固化灰)
粗大ごみ	破碎・選別	破碎スチール	資源化
		破碎アルミ	資源化
		破碎可燃物	焼却処理
	再生	リユース品(家具等)	資源化
	選別	小型家電	資源化

## (2) 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬

### ① ごみ排出ルールの遵守、指導徹底

組合市では、ごみ集積所や地域の清潔保持と管理強化を図るため、廃棄物減量等推進員や自治会等各種団体の協力を得ながら、自治会未加入者なども含めたごみの排出ルールの遵守・指導及び不法投棄防止対策を行っていく。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ごみの排出方法に関する周知徹底</li><li>○転入者、ワンルームマンション居住者、外国人居住者等への排出方法の周知徹底</li><li>○自治会、衛生委員会等各種団体を通じた地域への周知徹底</li></ul>
和泉市	<ul style="list-style-type: none"><li>○「和泉市ごみ分別辞典」(3年保存版)によるごみの分け方・出し方(電子書籍版の配信及び紙版の配布)の周知徹底の継続</li><li>○出前講座によるごみの分け方・出し方の周知徹底の充実</li><li>○ごみ減量等推進員と連携した地域への周知徹底</li><li>○未分別ごみへの警告シールの貼付</li><li>○未分別ごみの多いマンション等に対するごみの分け方・出し方の指導</li></ul>
高石市	<ul style="list-style-type: none"><li>○ごみの分別と出し方の周知徹底の継続</li><li>○転入者・ワンルームマンション居住者等自治会未加入者・外国人居住者に対するごみの分別と出し方の周知徹底の継続</li><li>○高石市廃棄物減量等推進員による地域への周知徹底</li><li>○未分別ごみへの注意シールの貼付</li></ul>

### ② 収集運搬体制の効率化の向上及びごみ収集の質（サービス）の向上

組合市では、ごみ収集量の地域分布、収集経路やごみの排出者の利便性等を勘案し、収集運搬体制の効率化を図っていく。

和泉市では、収集の質の向上と効率化に努めるとともに、高齢化社会に対応したごみ収集について、福祉部門、町会・自治会、市民ボランティア団体等と連携した対応について検討していく。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"><li>○効率的な収集体制の確立</li></ul>
和泉市	<ul style="list-style-type: none"><li>○リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立</li><li>○福祉部門や町会・自治会等ボランティアとの連携</li><li>○ごみ出し困難者支援のための収集体制の充実</li></ul>
高石市	<ul style="list-style-type: none"><li>○リサイクルと適正処理に適した収集体制の確立</li></ul>

### ③ 収集作業環境の向上

組合市では、収集作業の安全性や効率性を高め、良好な作業環境の確保と分別排出の徹底を図るため、委託業者への研修等を検討、実施していくことや、委託業者との定期的な会議を通じ連携を深める。

また、ごみ収集運搬車両の機能強化と適正な運行管理を継続するとともに、低公害車

等の導入を促進していく。泉大津市では、ドライブレコーダーを全車設置する。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○収集作業の安全性及び注意事項に関する委託業者への研修及び周知徹底 ○低公害車の導入促進
和泉市	○交通安全や感染症対策に関する研修等の実施と職員の意識向上 ○分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保 ○環境に配慮した収集機材(車両など)の導入
高石市	○分別排出の徹底等による収集作業員の安全確保 ○委託業者との定期的な会議の開催 ○環境負荷の少ない収集車の導入

#### ④ 地域ボランティアによる廃棄物の適正管理（泉大津市、高石市）

泉大津市及び高石市では、廃棄物減量等推進員や自治会、衛生委員会等各種団体と連携し、市民参加による地域の廃棄物の適正管理を進めていく。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○自治会、衛生委員会等各種団体との連携
高石市	○地域ボランティアの育成、組織化

#### ⑤ 災害廃棄物の排出に関する情報提供システム及び収集運搬体制の構築（和泉市）

令和4年3月に策定した災害廃棄物処理基本計画に基づき、市域における強い地震や風水害等の大規模災害の発生に備え、災害時にも適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理を行うため、情報提供システム及び収集運搬体制を構築します。

### （3）施設整備、適正管理の遵守

#### ① ごみ焼却施設の適正な管理の推進

ごみ焼却施設（1・2号炉）については、維持管理の徹底と周辺環境に配慮した運転管理を継続するとともに、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用（廃棄物発電事業）も継続的に進めていく。

また、本組合と組合市の協力によりごみ焼却施設の延命化を図る。

#### 【基本的な取り組み】

- ごみ焼却施設の維持管理の徹底
- エネルギーの有効活用及び周辺の環境に配慮したごみ焼却施設の運転管理
- 本組合と組合市の協力によりごみ焼却施設の延命化を図る。

#### ② 資源化センター、啓発施設の適正管理と運営

平成28年4月供用開始の資源化センターについては、効率的な資源回収を行うための管理・運営体制を整備する。また、回収した容器包装のうちプラスチック製容器包装及

び他の容器包装については、プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定制度に基づき再商品化を委託していく。さらに、既存の啓発施設や泉北リユース館における啓発機能の充実を図る。

#### 【基本的な取り組み】

- 効率的な資源回収を行うための管理・運営の徹底
- プラスチック製容器包装等の再商品化の継続
- 市民が積極的に利用できる啓発機能の充実

#### ③ 最終処分場の適正な管理の推進

本組合では、松尾寺山最終処分場の水質検査等を定期的に実施し、結果を公表し、適正な維持管理を行う。

#### 【基本的な取り組み】

- 松尾寺山最終処分場施設の延命化
- ごみ減量化・資源化による最終処分量の削減

### (4) 緊急時のごみ処理対策

#### ① 事前の対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかなように、大地震による災害は被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響は、計り知れない。廃棄物の発生量も他の災害と比べ大量であるほか、交通の途絶等に伴い可燃ごみについても平常時の収集、処理を行うことが困難になる。

また、平成30年台風第21号のような大規模な風水害が発生した場合も、一時的に大量の廃棄物が発生し、さらに道路の通行不能等によって、平常時と同様の収集、運搬処理では困難となる。

本組合及び組合市は、大阪府泉州地域の各市町等と「一般廃棄物（ごみ）処理に係る相互支援基本協定」を締結しており、災害発生時や施設事故等に対し、一般廃棄物（ごみ）処理に係る総合的な相互支援を図る。

加えて、感染症等の蔓延時における廃棄物対策について、平時から周知を行う。

#### 【基本的な取り組み】

泉大津市	<ul style="list-style-type: none"><li>○大阪府泉州地域の各市町等との相互支援体制の維持</li><li>○災害時及び感染症等の蔓延時における対策及び職員研修の実施の検討</li><li>○災害時の収集運搬計画の充実</li></ul>
和泉市	<ul style="list-style-type: none"><li>○危機管理所管との協議</li><li>○災害時及び感染症等の蔓延時における対策及び職員研修の実施の検討</li><li>○周辺自治体との連携強化</li><li>○震災等災害時の相互応援・支援体制の拡充</li></ul>
高石市	<ul style="list-style-type: none"><li>○災害廃棄物処理計画策定の検討</li></ul>

## ② 緊急事態におけるごみ処理の相互支援の協議及び協定締結

他の自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を拡充するとともに、廃棄物処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などの一般廃棄物に係る緊急時の対策と整備を行っていく。

本組合においても、ごみ処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などのごみに係る緊急時の対策と整備を図る。

### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○ごみ処理施設の防災体制の整備
和泉市	○自治体、処理業者、関連諸団体等との相互支援体制の維持 ○広域的連携の強化 ○廃棄物処理施設の防災体制の整備
高石市	○広域的連携の強化 ○近隣自治体、処理業者、関連諸団体等との相互支援体制の維持 ○廃棄物処理施設の防災体制の整備

## ③ 災害時の的確かつ迅速な対応

他の自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を推進する。災害発生時のごみ処理の指針となる組合市の「地域防災計画」または「災害廃棄物処理計画」等に基づいて、災害発生時に的確かつ迅速な対応を図る。

### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○広域的連携の強化 ○周辺自治体との連携強化 ○震災等災害時の相互応援、支援体制の拡充
和泉市	○周辺自治体との連携強化 ○震災等災害時の相互応援、支援体制の拡充
高石市	○広域的連携の強化 ○近隣自治体等との連携強化 ○震災等災害時の相互応援、支援体制の拡充

## ④ 環境に配慮した災害ごみ処理・復旧

市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現するため、災害廃棄物の撤去や処理等を環境に配慮しつつ効率的に行う。

市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現するため、災害廃棄物の撤去や処理等の方法について最新情報や優良事例を調査・研究する。また、災害廃棄物の一時集積場所候補地をリスト化し、必要に応じて用地確保を行っていく。

### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○国及び大阪府と連携した、環境に配慮した迅速な災害廃棄物処理 ○災害廃棄物の一時集積場所の検討・確保
和泉市	○環境に配慮した災害廃棄物の処理方法の検討 ○災害廃棄物の一時集積場所の検討、確保
高石市	○環境に配慮した災害廃棄物の処理

### 3. 計画の推進、進行管理のための施策

#### (1) 計画推進体制の強化

##### ① 市民・事業者・行政の協働の推進

循環型社会を構築していくための市民・事業者・行政の相互の連携・協働を強化し、ごみ処理事業の計画的な推進を図っていく。

#### 【基本的な取り組み（泉大津市）】

市民の役割	<p>市民は、自らがごみの排出者であることを認識し、生活様式の見直しや再使用・再生利用に努めるとともに、循環型社会の構築に向けた取組に積極的に参加・協力することが求められます。</p> <p>(ア)商品を買うとき</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・必要なものを必要な量だけ購入する。</li><li>・環境負荷の大きい商品の購入を控える。</li><li>・過剰包装を断り、マイバッグ等を持参する。</li><li>・再生資源を利用した商品を選ぶ。</li><li>・使い捨て容器・商品の使用を控える。</li></ul> <p>(イ)不要なものを排出するとき</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・知人等へ譲渡する。</li><li>・販売店やメーカーで引取り可能なものは適正ルートで処理・再生を行う。</li><li>・生ごみ処理機器等の活用、コンポスト化など適正な自己処理を推進する。</li><li>・フリーマーケットやリサイクルショップ等を活用し、リユースを推進する。</li></ul> <p>(ウ)その他</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・食材購入、調理、家庭内・外食時における食品ロス削減に努める。</li><li>・自主的なりサイクル活動に積極的に参加する。</li><li>・市や市民団体等が行うごみ減量・リサイクル事業に協力する。</li><li>・ものを大切に長期間使用する。</li><li>・集積場所等の美化や地域環境の保全に努める。</li><li>・集団回収への参加や資源回収業者の利用を促進する。</li><li>・市の分別収集に協力し、区分ごとの正しい排出を行う。</li><li>・ごみ減量化・資源化施策への参加・協力をを行う。</li></ul>
事業者の役割	<p>事業者は、事業活動に伴って発生するごみを法令に基づき適正に処理するとともに、製造・流通・販売の各段階においてごみの減量化及び資源化を推進します。</p> <p>(ア)製造・販売するとき</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・長期間使用でき、リサイクルしやすい製品を製造・加工・販売する。</li><li>・材質表示等、分別に資する表示を行う。</li><li>・包装の簡易化に取り組む。</li><li>・修理・保守体制を整備する。</li><li>・再生資源を積極的に利用する。</li><li>・製造から販売までの工程で環境負荷の低減を図る。</li><li>・食品製造・販売過程で食品ロスを極力発生させない。</li><li>・エコショップへの登録を推進する。</li><li>・拡大生産者責任(EPR)の考え方を尊重する。</li></ul> <p>(イ)不要物を排出するとき</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・適正な方法で自己処理を行う。</li><li>・保管場所、排出場所、処理・処分先を適切に確保する。</li></ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別収集に協力する。</li> <li>・市や組合の排出・受入基準を遵守し、処分手数料を負担する。</li> <li>・産業廃棄物と一般廃棄物の区分を適切に行う。</li> <li>・多量排出事業所は、減量・資源化計画を作成し実行する。</li> <li>・食品リサイクル法に基づく資源化を推進する。</li> </ul> <p>(ウ)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主的なリサイクル活動に取り組む。</li> <li>・ごみ問題の重要性を理解し、従業員研修を行う。</li> <li>・市の減量・リサイクル事業に協力し、事業系ごみの減量化を推進する。</li> <li>・事務用品等に再生品を積極的に使用する。</li> <li>・行政と協力し、消費者への環境教育を実施する。</li> </ul>
行政の役割	<p>行政は、市民・事業者がその役割を円滑に果たせるよう、協力・連携しながら循環型社会の構築に積極的に取り組みます。</p> <p>(ア)ごみの発生、排出前の段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団回収・拠点回収等を促進する。</li> <li>・児童・生徒への環境教育を推進する。</li> <li>・新たな資源回収ルートの整備を図る。</li> <li>・ごみ減量化・資源化の必要性について積極的に広報する。</li> <li>・国・府を通じ、製造事業者へ循環型社会に向けた取組を要請する。</li> <li>・不法投棄の未然防止及び厳格な対応を行う。</li> <li>・不要品交換情報をインターネット等で提供する。</li> <li>・エコショップへの参加を働きかける。</li> <li>・公共施設から率先してごみの減量化を行う。</li> <li>・市民・事業者に再生品の使用を呼びかける。</li> <li>・公共施設での再生品利用を推進する。</li> <li>・生ごみ処理機等の普及促進を図る。</li> <li>・フードバンクやフードドライブの推進により福祉的支援を行う。</li> </ul> <p>(イ)排出、収集運搬の段階</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に対し、古紙分別・生ごみ堆肥化等の排出抑制を要請する。</li> <li>・効率的かつ安定的な収集体制を整備する。</li> <li>・多量排出事業所の減量・処理状況を把握し、指導・情報提供を行う。</li> <li>・分別区分の適切な見直しを行い、減量化と効率化を推進する。</li> </ul> <p>(ウ)処理、処分段階(組合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間処理施設を計画的に運営管理する。</li> <li>・最終処分場の確保を計画的に進める。</li> <li>・施設及び周辺の環境保全に努める。</li> <li>・施設延命化に向けリユース啓発を行う。</li> <li>・サーマルリカバリー(熱回収)を推進する。</li> <li>・資源化技術・先進技術の研究を進める。</li> <li>・適正処理困難物の処理ルートを確保する。</li> <li>・水質・排ガス・ダイオキシン類等について基準を遵守し、情報公開を行う。</li> <li>・小型家電の回収を推進する。</li> </ul>

## 【基本的な取り組み（和泉市）】

市民・事業者・行政の共通的な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協働とパートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり</li> <li>・減量計画(アクションプログラム)の作成検討</li> <li>・ごみ減量等推進員等と連携した減量計画に基づく実践行動</li> </ul>
市民の役割	<p>《リデュース》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ごみ排出者としてごみの発生抑制に対する努力</li> <li>◆食品ロスの削減と生ごみの発生抑制・減量 <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品は、計画的に購入・調理し、使い切る。</li> <li>・家庭内での食事や外食時において食べ残しをしない。</li> <li>・水切りを徹底する。</li> </ul> </li> <li>◆容器包装の使用自粛 <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易包装の依頼、マイバッグ等の持参</li> <li>・バラ売り商品の購入</li> <li>・詰替え商品の購入</li> </ul> </li> <li>◆マイボトルの持ち歩きによるペットボトルごみの削減</li> <li>◆使い捨てプラスチックの使用自粛</li> <li>◆修理・修繕サービスの活用による製品の長期使用</li> <li>◆「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視</li> </ul> <p>《リユース》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆フリーマーケットやリサイクルショップの活用</li> <li>◆裏紙をメモ用紙に利用</li> <li>◆繰り返し使えるリターナブル容器を選択</li> </ul> <p>《リサイクル》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆分別排出の徹底</li> <li>◆地域の集団回収の活用や店頭回収への協力</li> <li>◆生ごみ処理容器を利用</li> <li>◆リサイクル製品の購入</li> <li>◆環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフサイクルアセスメントをはじめとする環境マネジメントの実践</li> <li>・事業活動や製品に関する環境情報の開示</li> <li>・修理・修繕の可能な製品・サービスの提供</li> <li>・素材産業と加工組立産業の連携等、業種間の連携による取り組み</li> <li>・環境負荷の低減に配慮した製品の設計・製造・販売</li> <li>・食品の製造、加工、販売過程における食品ロス対策</li> <li>・大阪府内市町村魚あら適正処理促進連絡会議と連携した魚あらの適正処理及びリサイクルの実施</li> <li>・環境への負荷の少ない製品の購入及び事業活動における使用</li> <li>・製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施</li> <li>・行政と協力した、消費者に向けた環境教育の実施</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理行政の着実な実施とごみ減量等推進審議会の運営</li> <li>・分別収集の実施、市民への周知</li> <li>・市民の参加意識を高めるための、ごみダイエット作戦やいすみプラスチックごみゼロ宣言のわかりやすく取り組みやすい情報発信及び普及啓発</li> <li>・違法な処理・処分に的確に対応する指導体制の強化</li> <li>・自らの活動に伴う環境保全対策の実施</li> <li>・公共事業をはじめとする公共的物資について、環境に配慮した製品やサービスを積極的に採用する等の配慮</li> </ul>

### 【基本的な取り組み（高石市）】

市民・事業者・行政の共通的な役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パートナーシップによる取り組み実践のための計画づくり</li> <li>・廃棄物減量推進員等と連携したごみ減量のための実践行動</li> </ul>
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食材購入や調理時、家庭内での食事や外食時における食品ロスの削減</li> <li>・環境負荷の少ない商品の購入、使用の実践</li> <li>・リサイクル製品の購入</li> <li>・過剰包装を断る</li> <li>・「モノ消費・所有」より「機能・サービスの利用」の重視</li> <li>・分別排出の自覚</li> <li>・環境情報の正しい理解</li> <li>・ごみの排出者としてごみの発生抑制に対する努力</li> <li>・修理・修繕サービスの活用による製品の長期使用</li> </ul>
事業者の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の製造、加工、販売過程における食品ロスの削減</li> <li>・過剰包装をやめる等環境負荷の低減に配慮した製品の設計・製造・販売</li> <li>・環境への負荷の少ない製品の購入及び事業活動における使用</li> <li>・製品の特性に応じた再使用、リサイクルサービスの実施</li> <li>・修理・修繕の可能な製品・サービスの提供</li> <li>・ライフサイクルアセスメントをはじめとする環境マネジメントの実践</li> <li>・事業活動や製品に関する環境情報の開示</li> <li>・行政と協力した、消費者に向けた環境教育の実施</li> </ul>
行政の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理行政の着実な実施と廃棄物減量等推進審議会の運営</li> <li>・分別収集の実施、市民への周知</li> <li>・市民の参加意識を高めるような普及啓発</li> <li>・リユース品交換会の実施</li> <li>・違法な処理・処分に的確に対応する指導体制の強化</li> <li>・自らの活動に伴う環境保全対策の実施</li> <li>・公共事業をはじめとする公共的物資について、環境に配慮した製品やサービスを積極的に採用する等の配慮</li> </ul>

### ② 廃棄物処理事業に係る行政サービスの向上、見直し

本組合及び組合市のごみ処理に関する施策の効果や課題、留意点等の確認、検討等を行い、市民に対する廃棄物行政サービスの点検を実施するため、ごみに係る市民意向調査を行う。

#### 【基本的な取り組み】

- ごみに関する市民意識アンケート調査の実施

### ③ 本組合と組合市との連携

中間処理・最終処分を行っている本組合と、組合市との連携、協力を積極的かつ計画的に取り組んでいく。

#### 【基本的な取り組み】

- 本組合と組合市との連携・協力

#### ④ 情報公開の推進（和泉市、高石市）

本組合や組合市に関する情報について、広報紙やホームページなどを通じ積極的に情報公開を行うとともに計画推進に対しての市民意見を広く求めていく。

##### 【基本的な取り組み】

- 情報の提供と広範な意見募集活動の継続

#### ⑤ コスト管理の構築（和泉市、高石市）

計画的、効果的に各種施策の展開を進めるため、経営的視点から事前事後の評価が重要である。市民や事業者にとっての利便性や環境負荷、経費等の管理指標を含めた調査を行い、コスト管理の研究と検討を行う。

##### 【基本的な取り組み】

- 廃棄物に係るコスト管理導入に向けた調査、研究

### （2）進捗状況管理の確立

#### ① ごみ処理に関する「共通目標」の設定

市民・事業者・行政のそれぞれが、ごみ処理や資源循環に関する「共通目標」を設定し認識を深めることで、循環型社会の構築に向けた相互の意識の高揚に努めていく。

泉大津市は、目標達成に向けた取組状況を市民と共有するため、毎月のごみ減量、分別の状況を広報紙、ホームページに掲載する。

##### 【基本的な取り組み】

泉大津市	○ごみ処理に関する「共通目標」の設定、周知 ○毎月のごみ種類別データの開示
和泉市	○ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知
高石市	○ごみ処理に関する「共通目標」の設定・周知

#### ② P D C A（計画→実施→評価→見直し）サイクル手法管理の構築

P D C Aサイクル手法管理のイメージを図 2-4-2 に示す。

本組合及び組合市のごみ処理に対する基本の方針や計画と、循環型社会の構築に向けた共通目標の達成状況や各施策の進行状況を把握し、課題等を明らかにしながら、本計画の各施策の見直しに反映するための、更なる方針・計画の作成に向けた P D C A サイクル手法管理の構築に努めていく。

##### 【基本的な取り組み】

- P D C A サイクル手法管理の導入に向けた調査・研究

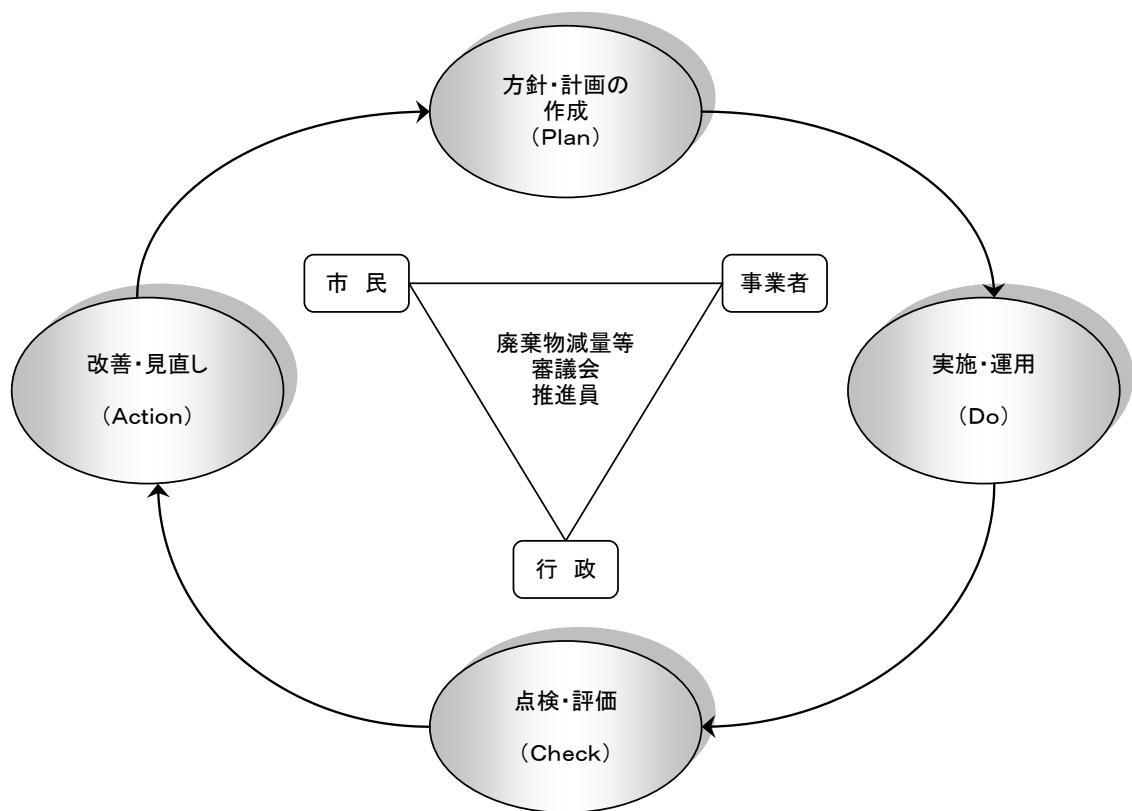


図 2-4-2 P D C A サイクル手法管理のイメージ

※PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルとは、①方針・計画の作成 (Plan)、②その実施と運用 (Do)、③点検 (Check)、④改善・見直し (Action) という手順を繰り返し、サイクルを重ねることにより、目的及び目標を着実に達成していくとともに、より高い目的や目標の実現に向けてステップアップしていくシステムのことである。

## 第3章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理事業の概況

#### 1. 現状生活排水処理

##### (1) 現状生活排水処理フロー

現状生活排水処理フローを図 3-1-1 に示す。

一般家庭や事業所等で発生した生活雑排水及びし尿は、下水道処理、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便槽及び未処理の各ルートを経由して放流されている。

下水道は、泉州地域を処理区とした南大阪湾岸流域下水道（分流式）に接続し、南大阪湾岸流域下水道北部水みらいセンターで処理されている。

また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽で発生した汚泥及び汲み取り便槽のし尿は、本組合の第1事業所し尿処理場にて適正に処理している。

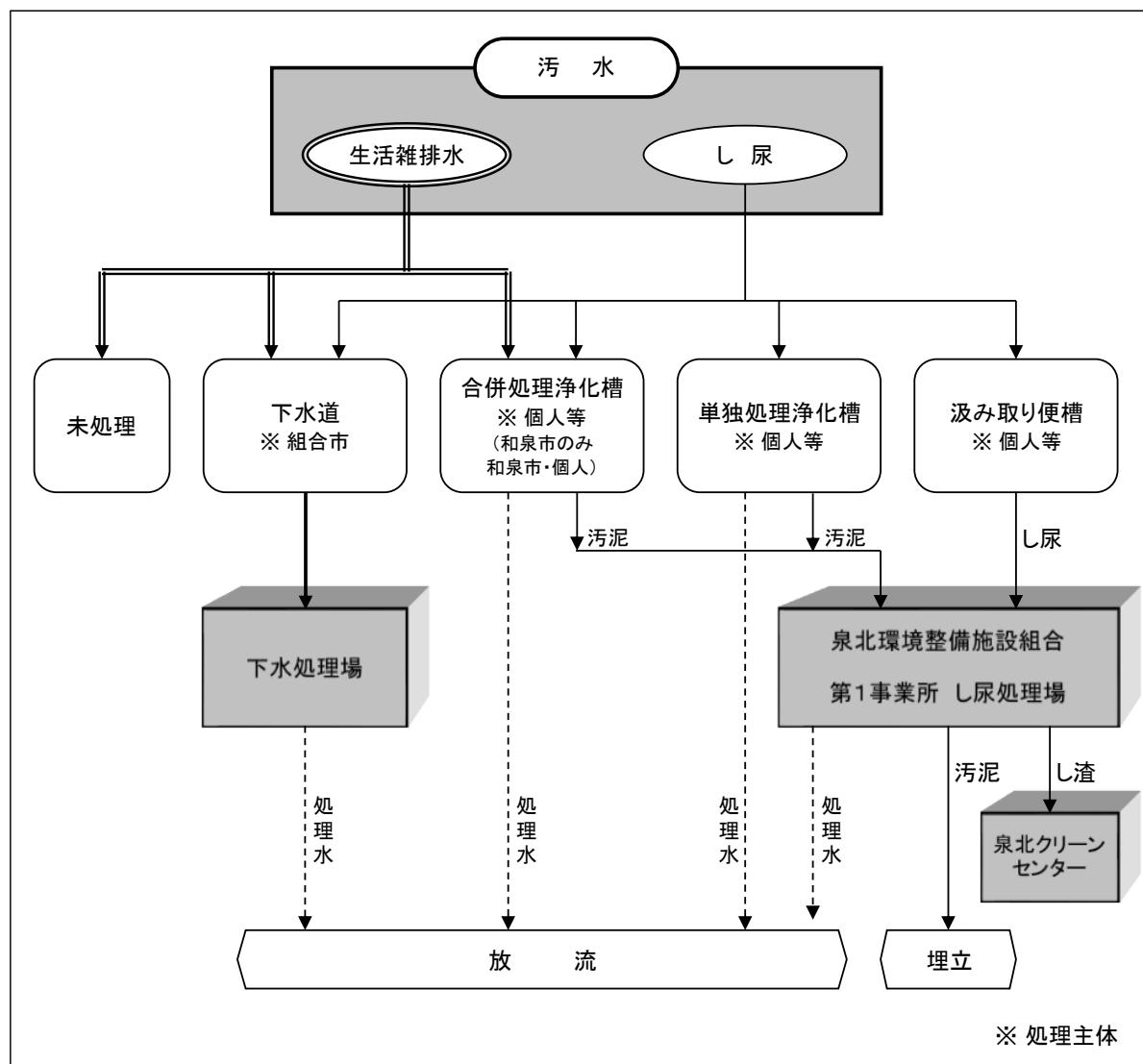


図 3-1-1 現状生活排水処理フロー（組合市）

## (2) 生活排水処理

### ① 公共下水道

下水道計画の整備状況を表3-1-1～表3-1-3に示す。

本組合では、昭和43年から高石処理区単独公共下水道として下水道事業に着手し、処理場・管渠の整備及び維持管理を行ってきたが、平成26年4月1日をもって、高石処理区単独公共下水道を南大阪湾岸北部流域関連公共下水道に編入し、高石処理区は組合市にそれぞれ移管された。

現在、組合市では南大阪湾岸北部流域関連公共下水道事業（北部処理区）及び和泉市公共下水道事業（泉北処理区）による整備が進められており、組合市の全体計画処理面積は7,007ha、令和6年度末現在の普及率は92.6%、水洗化率は92.2%である。

表3-1-1 下水道計画の整備状況（泉大津市）

項目		処理区	泉大津市 南大阪湾岸北部	備考
事業計画		計画面積 (ha)	1,220	
整備状況 令和6年度 末現在	計画人口 (人)	81,468		
	行政人口 (人)	72,556	①	
	整備面積 (ha)	948		
	整備人口 (人)	70,581	②	
	処理人口 (人)	70,499	③	
	水洗化人口 (人)	64,013	④	
	普及率 (%)	97.3%	②÷①×100	
	水洗化率 (%)	90.8%	④÷③×100	

資料：市データ

表3-1-2 下水道計画の整備状況（和泉市）

項目			処理区	和泉市			備考
下水道全体計画		処理面積 (ha)		北部	泉北	下水道全体 計画区域外	
整備状況 令和6年度 末現在	処理人口 (人)	5,125	4,883	242	-	R7年度に大阪湾流域別下水道整備総合計画が更新されることに伴い、和泉市の下水道全体計画の数値も変更する予定である。	
	処理人口 (人)	196,630	177,460	19,170	-		
整備状況 令和6年度 末現在	計画区域内人口 (人)	182,104	166,122	14,873	1,109	①	
	下水道全体 計画区域内人口 (人)	180,995	166,122	14,873	-		
	整備面積 (ha)	2,279	2,058	221	-		
	整備人口 (人)	165,174	150,376	14,798	-	②	
	告示人口 (人)	162,684	147,921	14,763	-	③	
	水洗化人口 (人)	147,660	133,220	14,440	-	④	
	普及率 (%)	90.7%	90.5%	99.5%	-	②÷①×100	
	水洗化率 (%)	90.8%	90.1%	97.8%	-	④÷③×100	

資料：市資料

表 3-1-3 下水道計画の整備状況（高石市）

項目	処理区	高石市		備考
			北部処理区	
整備状況 令和6年度末現在	全体計画 (目標年次)	処理面積 (ha)	662	662
	処理人口 (人)	52,500	52,500	
	計画区域内人口 (人)	55,838	55,838	①
	整備面積 (ha)	600	600	
	整備人口 (人)	51,640	51,640	②
	下水道処理告示 人口 (人)	51,579	51,579	③
	水洗化人口 (人)	50,813	50,813	④
	普及率 (%)	92.5%	92.5%	② ÷ ① × 100
	水洗化率 (%)	98.5%	98.5%	④ ÷ ③ × 100

資料：市データ

## ② 合併処理浄化槽

泉大津市と高石市では、下水道整備までに期間を要する区域における有効な生活排水処理として、合併処理浄化槽の設置について啓発に努めてきた。

和泉市では、下水道全体計画区域外については和泉市管理型浄化槽条例に基づき、市が合併処理浄化槽を設置し維持管理を行う浄化槽市町村整備推進事業を実施している。また、下水道全体計画区域内で下水道整備に期間を要する区域においては、浄化槽設置整備事業を実施している。

### (3) し尿・浄化槽汚泥処理

本組合のし尿処理施設概要を表3-1-4に示す。

汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、組合市の許可業者により収集され、本組合の第1事業所し尿処理場で処理している。

また、第1事業所し尿処理場の処理過程で発生する脱水汚泥は埋立処分し、し渣は本組合のごみ焼却施設で焼却処理している。

表3-1-4 し尿処理施設概要

施設名	第1事業所 し尿処理場	
	し尿処理施設	備 考
敷地面積	8,642.22m <sup>2</sup>	平成9年12月： 基幹的施設更新(二次スクリーン及び冷凍機取替) 平成18年3月： 浄化槽汚泥の海洋投棄廃止に伴い、浄化槽汚泥前脱水設備を撤去するとともに、前処理後の浄化槽汚泥を直接水処理系で処理するため、処理フローを改造 平成20年3月： 曝気槽並びに攪拌槽2系列を改修 平成28年3月： トラックスケール設置
建物面積	2,998.62m <sup>2</sup>	平成28年6月： 地方自治法第252条の14の規定に基づく事務委託により、忠岡町のし尿及び浄化槽汚泥受入を開始
竣工年月	昭和62年1月	令和5年3月： 一般廃棄物処理施設基本計画を策定
処理方法	低希釀高負荷酸化処理方式	
処理能力	200kL/日 (し尿125kL/日、浄化槽汚泥75kL/日)	

資料：組合ホームページ

本組合では、第1事業所（し尿処理施設）の老朽化に伴い、施設の建築物、水槽等を活用し下水道放流に切り替えて「汚泥再生処理センター」にリニューアル（改造・改修）する事業を進めている。なお、令和9年度からは、希釀し泉大津市管理の下水道に放流する予定である。

## 2. 生活排水処理の実績

### (1) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の実績を表 3-1-5 及び図 3-1-2 に示す。

組合市では、主に公共下水道及び合併処理浄化槽による生活排水処理を進めている。

令和 6 年度末では、計画処理区域内人口 310,501 人のうち、生活排水の適正処理を行っている人口は 278,284 人であり、生活排水適正処理率は  $89.6\%$  ((下水道人口 + 合併処理浄化槽人口) ÷ 計画処理区域内人口 × 100) に達している。

表 3-1-5 生活排水処理形態別人口の実績（組合市）

項目	年度	単位:人				
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
行政区域内人口		316,230	314,772	313,137	311,757	310,501
計画処理区域内人口		316,229	314,771	313,136	311,756	310,498
水洗化・生活雑排水処理人口		277,857	278,022	277,588	278,438	278,284
下水道人口		262,544	262,571	262,503	262,690	262,486
合併処理浄化槽人口		15,313	15,451	15,085	15,748	15,798
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		28,063	26,940	26,242	24,398	23,620
非水洗化人口		10,309	9,809	9,306	8,920	8,594
計画処理区域外人口		1	1	1	1	3
生活排水適正処理率		87.9%	88.3%	88.6%	89.3%	89.6%

注) 生活排水適正処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100 資料:組合市資料

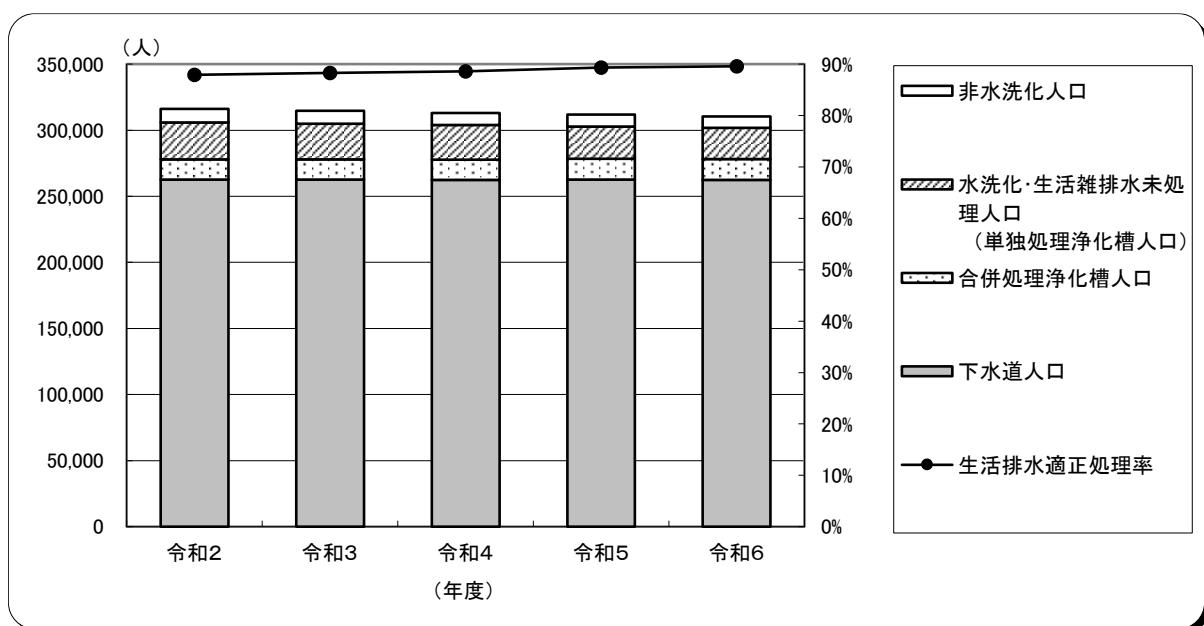


図 3-1-2 生活排水処理形態別人口の実績推移（組合市）

## (2) し尿・浄化槽汚泥発生量

し尿・浄化槽汚泥発生量の実績を表3-1-6及び図3-1-3に示す。

し尿発生量及び浄化槽汚泥発生量は、過去5年間で減少している。

表3-1-6 し尿・浄化槽汚泥の発生量の実績（組合市）

項目	年度	年度				
		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
収集人口 (人)	非水洗化人口	10,309	9,809	9,306	8,920	8,594
	浄化槽人口	43,376	42,391	41,327	40,146	39,418
発生量 (kL/年)	し尿発生量	24,088.2	18,399.9	18,671.4	18,758.7	17,598.7
	浄化槽汚泥発生量	13,465.7	16,478.8	15,753.4	15,408.5	16,418.6
	合 計	37,553.9	34,878.7	34,424.8	34,167.3	34,017.3

資料：組合事業概要、組合市資料

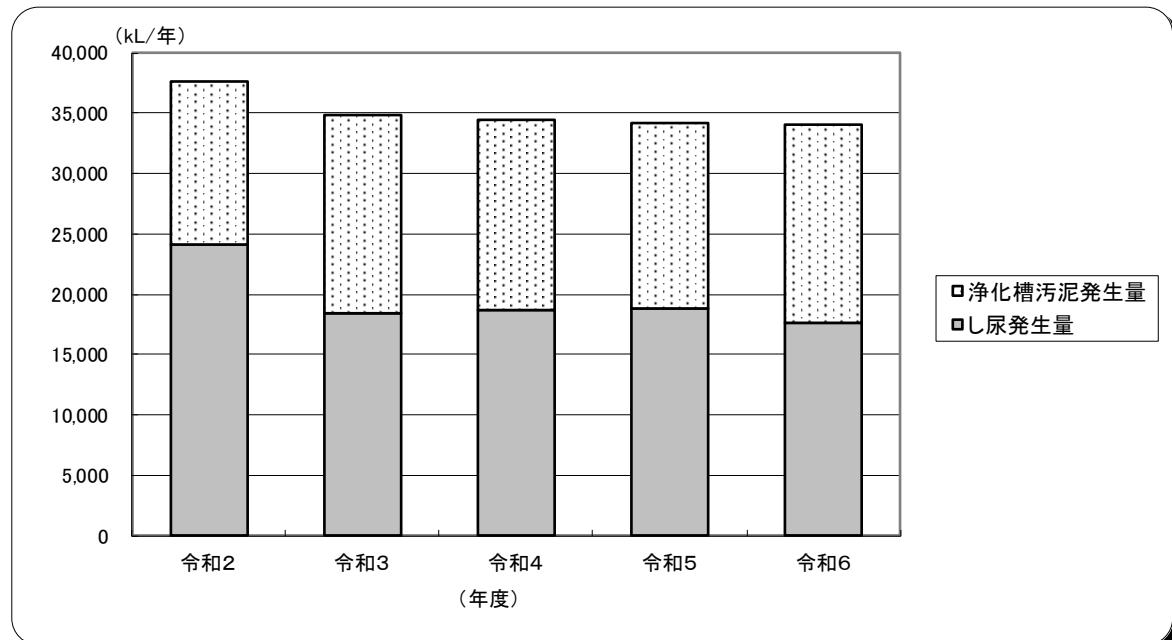


図3-1-3 し尿・浄化槽汚泥の発生量の実績推移（組合市）

### (3) 前計画の数値目標達成状況

組合市の前計画における令和6年度の目標値と、令和6年度実績値を表3-1-7に示す。

令和6年度において、和泉市を除き、前計画の生活排水適正処理率目標値を達成している。

表3-1-7 組合市の前計画目標値の達成状況（令和6年度）

項目	単位	泉大津市		和泉市		高石市		組合市		
		目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
処理形態別人口	計画処理区域内人口	人	72,386	72,556	184,880	182,104	55,597	55,841	312,863	310,501
	水洗化・生活雑排水処理人口	人	64,338	65,972	163,683	160,644	50,814	51,668	278,835	278,284
	生活排水適正処理率	%	88.9%	90.9%	88.5%	88.2%	91.4%	92.5%	89.1%	89.6%
	下水道人口	人	63,178	64,013	151,914	147,660	50,171	50,813	265,263	262,486
	合併処理浄化槽人口	人	1,160	1,959	11,769	12,984	643	855	13,572	15,798
	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)	人	7,028	5,715	13,162	14,283	4,250	3,622	24,440	23,620
し尿・浄化槽汚泥発生量	非水洗化人口	人	1,020	869	8,035	7,177	532	548	9,587	8,594
	し尿・浄化槽汚泥発生量	kL/年	6,826	6,614	22,229	22,093.4	4,096	5,309.9	33,151	34,017.3
	し尿発生量	kL/年	2,044	1,646	17,861	13,635.3	1,649	2,317.4	21,554	17,598.7
	浄化槽汚泥発生量	kL/年	4,782	4,968	4,368	8,458.1	2,447	2,992.5	11,597	16,418.6

注) 生活排水適正処理率:水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口 × 100

目標値:組合市の前計画における令和6年度目標値

### 3. 生活排水処理の課題

#### (1) 生活排水処理

##### ① 生活雑排水の未処理（一部）放流

河川等の水質汚濁の原因となっている生活雑排水は、適正な処理施設で処理されることが望まれるが、汲み取り便槽や単独処理浄化槽の住宅・事業所等では、ほぼ未処理のままで放流されている。

河川等の水質汚濁を防止し、快適な生活環境を形成するためにも公共下水道、合併処理浄化槽の利用による生活排水処理を推進していく必要がある。

##### ② 集合処理施設への早期接続の促進

公共下水道の整備を終了した地区には、まだ集合処理施設へ接続していない住宅・事業所等がある。公共用水域の水質保全を図るために、集合処理施設への早期接続を促進していく必要がある。

##### ③ 合併処理浄化槽設置整備事業の推進

和泉市では、下水道事業計画区域外において合併処理浄化槽事業による生活排水処理を行っていく必要がある。

##### ④ 処理槽の適正な維持管理

処理槽は、処理槽法第7条、第11条に基づく処理水質の検査のほか、1回／年の清掃及び定期的な保守点検が義務づけられている。機能の低下による周辺環境への影響を考慮し、維持管理の実施状況の把握及び適正な維持管理を実施していない処理槽への対策が必要である。

#### (2) し尿・処理槽汚泥処理

##### ① 収集体制の検討

公共下水道の普及が更に進み、し尿・処理槽汚泥量が減少することが予想される。そのため、組合市では収集車両及び人員の収集体制の見直しが必要となる。

##### ② し尿処理施設の老朽化

本組合の第1事業所し尿処理場は、更新後約40年が経過しており、老朽化が進んでいくことや、今後も搬入量が減少する見込みであることから、令和7年度より汚泥再生処理センターへのリニューアル更新を実施している（令和9年度末完成予定）。

## 第2節 生活排水処理の基本方針

### 1. 計画的基本的な考え方

組合市では、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の設置により、生活排水の処理に取り組んでおり、今後も引き続き生活排水処理の推進のために、本組合と組合市で協働し、地域特性に応じて公共下水道及び合併処理浄化槽の整備に努めるとともに、一般家庭・事業者等の生活排水に関する関心を高め、水環境保全の重要性について一層の啓発をしていく。

#### (1) 自然環境への負荷の低減

組合市における生活排水の処理は、公共下水道による処理を基本としており、公共下水道計画区域における下水道の整備及び普及を図っていく。

また、公共下水道計画認可区域外や認可区域内にあっても下水道整備までに期間を要する区域では、合併処理浄化槽の普及を基本とし、和泉市の下水道事業計画区域外では、合併処理浄化槽の普及・促進により、生活排水処理を進めていく。

#### (2) 適正かつ効率的な収集・処理体制の確保

公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿処理施設に搬入されるし尿及び浄化槽汚泥の量や質に変化がみられる。これらの変化に対応して適正な処理が行われるよう維持管理の徹底を実施するとともに、設備の整備を実施し、施設の延命化を図っていく。

### 2. 生活排水の数値目標

組合市における生活排水適正処理率 { (下水道人口 + 合併処理浄化槽人口) / 計画処理区域内人口 × 100 } の現状及び目標を表 3-2-1 に示す。

表 3-2-1 生活排水適正処理率の現状及び目標

組合市	年度 令和 6 年度 (実績)	令和 22 年度 (長期目標)
泉大津市	90.9%	91.9%
和泉市	88.2%	91.7%
高石市	92.5%	98.9%
組合市	89.6%	93.1%

### 第3節 処理形態別人口・し尿等発生量の将来予測

#### 1. 生活排水処理形態別人口の将来予測

生活排水処理形態別人口の実績及び将来予測結果を表3-3-1及び図3-3-1に示す。

表3-3-1 生活排水処理形態別人口の実績及び将来予測結果（組合市）

項目	年度	実 績		予 測			単位:人
		令和2	令和6	令和12	令和17	令和22	
行政区域内人口		316,230	310,501	302,111	293,949	284,463	
計画処理区域内人口		316,229	310,498	302,111	293,949	284,463	
水洗化・生活雑排水処理人口		277,857	278,284	274,682	270,548	264,865	
下水道人口		262,544	262,486	261,036	258,726	254,900	
合併処理浄化槽人口		15,313	15,798	13,646	11,822	9,965	
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽人口)		28,063	23,620	20,108	17,084	14,235	
非水洗化人口		10,309	8,594	7,321	6,317	5,363	
計画処理区域外人口		1	3	0	0	0	

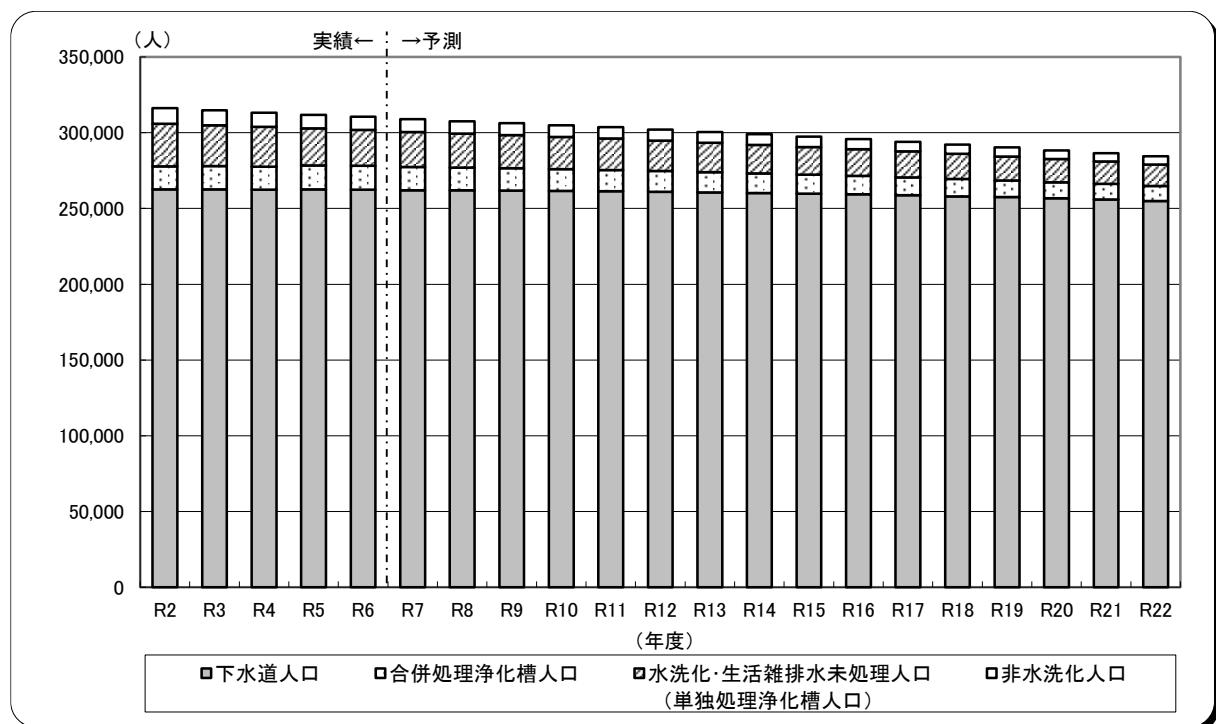
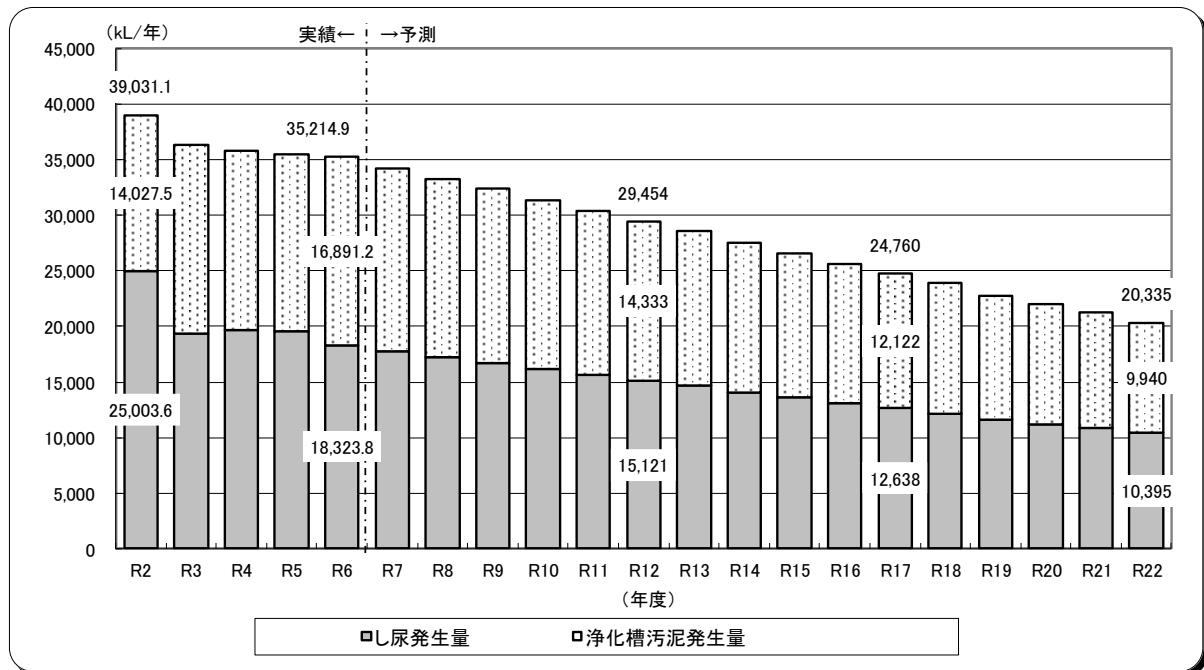


図3-3-1 生活排水処理形態別人口の実績及び将来予測結果の推移（組合市）

## 2. し尿・浄化槽汚泥発生量の将来予測

し尿・浄化槽汚泥発生量の実績及び将来予測結果を図 3-3-2 に示す。

なお、平成 28 年度から忠岡町のし尿・浄化槽汚泥を本組合の第 1 事業所し尿処理場で受入れ、処理していることから、忠岡町の搬入量をし尿・浄化槽汚泥発生量の予測値に含める。



注) 忠岡町のし尿・浄化槽汚泥搬入量を含む。

図 3-3-2 し尿・浄化槽汚泥発生量の実績及び将来予測結果（組合市）

## **第4節 生活排水処理の基本施策**

---

### **1. 自然環境への負荷の低減**

#### **(1) 公共下水道の整備**

河川等の公共用水域における生活排水による自然環境への負荷の低減を図るため、引き続き公共下水道の計画的な整備を推進していく。

#### **(2) 公共下水道への水洗化促進**

下水道処理区域内における下水道管渠の整備を終了した地区へ、公共用水域の水施設保全を図るため集合処理施設への早期接続を促進していく。

#### **(3) 単独処理浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換推進（和泉市）**

和泉市では、生活排水の適切な処理を進めるため、汲み取り便槽及び単独処理浄化槽を設置している一般家庭等について、下水道全体計画区域外においては、市が主体となり合併処理浄化槽の設置及び管理を行う浄化槽市町村整備推進事業（令和2年度からは浄化槽法の改正により公共浄化槽等整備推進事業）にて合併処理浄化槽への転換を推進していく。また、下水道全体計画区域内であっても、下水道整備に期間を要する区域においては、個人が合併処理浄化槽への転換を行う費用の一部を補助する浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽への転換を促進していく。

#### **(4) 浄化槽の適正な維持管理の推進**

合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の正しい知識や適正な維持管理の必要性を管理者に周知するとともに、適正な維持管理のための仕組みづくりについても、関係機関と調整のうえ検討していく。また、生活排水適正処理率の目標達成を目指し、下水道整備に期間を要する地域においては、合併処理浄化槽への転換を呼びかけていく。

#### **(5) 生活排水対策の広報・啓発**

水質汚濁の原因の一つが一般家庭・事業所等から排出される生活排水であり、その適正処理に関する情報等を、広報紙や組合市ホームページ等を活用して市民・事業者等に提供していく。

また、一般家庭・事業者等ができる発生源対策や生活排水処理に関する意識啓発に努めていく。

## **2. し尿・浄化槽汚泥の適正かつ効率的な処理**

### **(1) 収集・運搬体制の検討**

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、現行どおり組合市が許可した収集・運搬業者が行っていくが、し尿・浄化槽汚泥収集量の減少等を踏まえ、組合市において効率的な収集・運搬体制を検討していく。

### **(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理**

収集したし尿・浄化槽汚泥は、本組合の第1事業所し尿処理場において、適切な水質に浄化し、公共用水域へ放流する。

また、第1事業所し尿処理場の処理過程で発生する脱水汚泥は埋立処分し、し渣は本組合のごみ焼却施設で焼却処理する。

### **(3) し尿処理施設の適正な維持管理**

本組合の第1事業所し尿処理場は、老朽化が進んでいることや、し尿・浄化槽汚泥の収集・処理量が今後も減少していく見込みであることから、本施設の適正な処理機能の確立や新しい処理体系構築を目的に、令和9年度より汚泥処理センターにリニューアル更新し、搬入されたし尿・浄化槽汚泥及び生ごみを希釀後、泉大津市公共下水道に放流する計画である。

### 3. 緊急時の生活排水処理対策

第2章 第4節ごみ処理の基本施策で示した緊急時のごみ処理対策と同様に、緊急時の生活排水処理対策について以下に示す。

#### (1) 災害対策

阪神・淡路大震災や東日本大震災でも明らかのように、大地震による災害は被害が広範囲に及ぶほか、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が風水害等の災害と比較しても大きい。下水道管、浄化槽等の損傷によるし尿・汚泥発生量も他の災害と比べ大量であるほか、交通の途絶等に伴いし尿・汚泥についても平常時の収集、処理を行うことが困難である。

東日本大震災に伴う津波のような大規模な水害が発生した場合、一時的に大量のし尿・汚泥等が発生し、さらに道路の通行不能等によって、平常時と同様の収集、運搬処理では困難となるので、災害に対する対応策について検討、準備を行っていくことが必要である。

#### (2) 緊急時の対策

他の自治体や関係諸団体との総合的な相互支援体制を強化するとともに、下水道施設等の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などの生活排水に係る緊急時の対策と整備を行っていく。

また、本組合においても、し尿処理施設の耐震化、災害時に必要となる設備、機材の確保などのし尿処理に係る緊急時の対策と整備を行っていく。

#### 【基本的な取り組み】

- 生活排水処理施設の防災体制の整備

#### (3) 災害時の的確かつ迅速な対応

災害発生時の生活排水処理の指針となる、組合市の「地域防災計画」に基づいて、災害発生時に的確かつ迅速な対応を図っていく。

#### 【基本的な取り組み】

- 広域的連携の強化
- 周辺自治体との連携強化
- 震災等災害時の相互応援、支援体制の拡充

#### (4) 環境に配慮した復旧

市民生活の平常化や都市機能の回復を早期に実現するため、生活排水処理等を環境に配慮しつつ効率的に行っていく。

#### 【基本的な取り組み】

- 生活環境に配慮した災害時の生活排水の処理